ISSN 2432-6240
2021年6月発行（年2回発行）

敬心・研究ジャーナル

Keishin Journal of Life and Health

第5巻 第1号
2021

人に、社会に、輝きを。
KEISHIN 敬心学園

目　　次

総　　説
職業教育とキャリア教育及び高等教育との関連
―政策形成への関与を振り返って―　……　寺田　盛紀　1

原著論文
地域包括ケア病棟入院患者の入院時 BMI は ADL 能力の予測因子である　……　宇野　　勲・久保　高明　13

原著論文
鯨岡峻による「接面」の人間学における間主観的な理解の非対称性　……　安部高太朗・吉田　直哉　21

事例報告
特別養護老人ホームでの業務上過失致死被告事件
―間食後に死亡したケースで問われた職員の刑事責任―　……　梶原　洋生　33

実践報告
地元自治会と大学理学療法学科の連携事業
―マンション集会所で行う健康寿命延伸を目的とした地域在住高齢者への運動指導―
……　奥　　壽郎　43

研究ノート
1989年改訂幼稚園教育要領の基底としての河野重男の幼児教育論
―生涯学習社会論の文脈における―　……　吉田　直哉　51

研究ノート
林健造の幼児表現指導論の背景に存する人間学　……　吉田　直哉　59

研究ノート
促通を目的としたセルフエクササイズの効果
―コロナ禍における大学オンライン授業の実践例―　……　包國　友幸　67

研究ノート
愛の実践者たち
―自己中心性からの脱却―　……　中島　広明　79

研究ノート
介護職における生活支援技術の職務内容（資格枠組み）の階層化に関する予備的研究
……　吉田　志保・小林　桂子・半田　　仁・齊藤美由紀・崔　　金花・川廷　宗之　85

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程……　93

『敬心・研究ジャーナル』投稿要領　……　95

『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト　……　97

『敬心・研究ジャーナル』執筆要領　……　98

研究倫理専門委員会規程…… 100

職業教育研究開発センター研究倫理規程…… 102

研究計画等審査申請書（人を対象とする研究）…… 103

研究に関する事前チェックシート…… 108

読者からのご指摘について・「読者からのご指摘」への見解 …… 109

編集後記…… 111

「敬心・研究ジャーナル」査読委員一覧、「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園　編集委員会…… 112

執筆者連絡先一覧…… 113

総　説

職業教育とキャリア教育及び高等教育との関連

― 政策形成への関与を振り返って ―

寺　田　盛　紀

名古屋大学名誉教授・研究員

The Relevance of Vocational Education to Career Education and Higher Education

― Some Reflections of Authors' Involvements to Policy Formation ―

Terada, Moriki

Professor Emeritus and Research Fellow, Nagoya University

Abstract：This paper clarifies the relevance of vocational education to career education and higher education. Firstly, in Japan, vocational education as a fixed factor comprises three different systems: a broader, Japanese-style vocational education; a narrower system with specific training for each occupation; and a mixed type of system. Secondly, in regard to the relationship with career education, vocational education is positioned as the complete stage of general career education and as special career education which aim to train knowledge, skills and values for the specific vocational preparation. Thirdly, recently vocational education has developed from secondary to post-secondary and short-cycle non-university and moreover to university or to a different option to general university. In conclusion, vocational education or training, whether of a b roader or narrower type, aims to develop students' human competencies through specific training for each occupation or industry.

Key Words：Vocational Education, Career Education, Higher Education, Special Training College, International Comparison

要旨：本稿は、職業教育とキャリア教育及び高等教育との関連性を、筆者のこれまでの所説や政策形成への関与の経験に基づいて、論説しようとするものである。まず第１に、固定因子としての職業教育について、アメリカ等との比較を通してその概念形成が論ぜられ、日本的内部労働市場に支えられた産業教育という広義の職業教育、専修学校を含む資格・職種志向の狭義の職業教育、そして混合形態の３つの制度形態が明らかにされる。第２に、キャリア教育との関連について、職業教育は一般的キャリア教育の完結段階の専門キャリア教育として位置づけられ、職業一般ではなく、個々の専門的・技術的職業への準備のための知識、技能、価値やアイデンティティーの形成をはかるものであることが提案されている。第３に、高等教育との関連について、職業教育のポストセカンダリー化、短期高等教育化を超えて、近年、大学化もしくはそれと同等の、もう１つの高等教育へと発展しつつあることが指摘される。総括的に、広義であれ、狭義であれ、職業教育は何がしかの職業や産業に関する職業教育であり、専門への集中した訓練であり、そのような教育の人間形成的意味を肯定することが重要であると結論づけられる。

キーワード：職業教育、キャリア教育、高等教育、専修学校、国際比較

1．はじめに

本稿の目的は、職業教育とキャリア教育及び高等教育との関連について総説的に論ずることである。総説であるので、細部の実態には触れず、概念や論の形成経緯、制度の整理に努めたい。このテーマは筆者が長く取り組んできた（いる）課題でもあり、またこの20年来、この分野で政策形成に直接かかわってきた関係もあるので、しばしば概念や論の形成、政策形成への自身のかかわりや、出典を記したうえで、自身の著作の内容をまとめ直すことが中心になる。

2．職業教育の概念と領域

職業教育とキャリア教育及び高等教育との関連を論じなければならないので、まず、固定因子としての日本の職業教育の範囲・状況を確定することから始める。その手始めは、職業教育の概念についてである。ここでの記述の多くは、拙著（寺田 2011）の第１章をベースに書き直しているが、本節後半は新たに起こし、まとめてみる。

2-1．アメリカと国際機関の定義

職業教育概念の公式の使用の嚆矢は、1917年の職業教育法（Vocational Education Act、通称「スミス・ヒューズ法」）であり、職業教育は「有益な雇用に適し、カレッジ段階以下の職業 trade に従事することを準備する14歳以上の人たちのニーズに応えるために組織された」教育（United States Statute, p. 934）と、雇用への準備という点に焦点化している。その後1963年の職業教育法も半熟練ないし熟練労働者、テクニシャンとしての「有給の雇用に準備するために組織されたプログラム」（Public Law 1963, p.408）と定義されている。

UNESCO は、1978年以来、“technical and vocational education（TVE）” という言い方で表し、普通教育としての技術学習、テクニシャン、ミドルマネジャー、技師養成などの職業教育（おもに中等教育段階のスキルレベル）を一体のものとして捉え、TVE を「様々な経済・社会生活における職業（occupations）に関連する一般的知識だけでなく、テクノロジーや関連科学の学習、実践的スキル、ノーハウ、態度、理解の習得を含んだあらゆる形態とレベルの教育課程」（UNESCO 1989, Article 1）と、広範囲に、しかし occupation の学習・能力の問題として定義している。

2-2．職業訓練を脇に置く、産業教育志向

日本では、vocational education は1883年の手島精一（東京職工学校校長、のちの東京高等工業学校校長）の職業教育論（大日本工業会 1940所収）あたりまで遡るが、1917年にアメリカで職業教育法が成立して以降、わが国にも受容されていった。しかし、明治半ばから第２次大戦までは、よく知られている「実業教育」という経済立国的な用語、かつ虚業に対する実業という経済道徳的な用語が公式用語になっている。職業教育という個人の職業志向の用法が定着するのは、戦後の新学制成立以降のことである。

戦後の職業教育概念は、中学校の旧学校教育法第36条第２項（中学校の教育目標の第２項）、職業科あるいは職業・家庭科を想定した目標定義に由来している。「第三十六条二　社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」とある。戦後の職業教育・職業教育学の嚆矢と思われる著書、金子書房の『教育大学講座21 職業教育』では、安藤尭雄が職業教育を「職業生活のため必要な知識、技能、態度の学習の援助・・・職業社会の一員になるために必要な、知識、技能、態度の習得を援助する作用」と定義している（東京教育大学教育学研究室編 1951、p. 3）。

ところが、1951年の産業教育振興法（職業教育の所管と財政補助の立法）以降、産業教育概念が公式用語となる。その第１条で、「「産業教育」とは、中学校、・・・高等学校、・・・大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）」と定義されている。この法律は、法案段階ではアメリカのスミス・ヒューズ法を参考にして「職業教育法」と呼ばれていたが、産業教育に修正された経緯がある。普通教育である職業・家庭科をも対象としたこと、さらに職業教育が「使いやすい人間を作る」考え方に傾斜しやすいことの配慮（天野国務大臣の衆議院文部委員会での答弁）があったようである（原田正逸 1966、p. 177、p. 200）。

その後、若干の教育学者も産業教育振興法のこの定義を継承することになる。例えば、後藤誠也（1993、p. 183）は職業教育を定義する際に、産業を職業と言い換え、かつ態度の側面を排除して「一定の職業に従事するために必要な知識・技術を習得させる目的で行われる教育」と定義している。

寺田は、これら職業教育の定義が後述のように中学や高校の「産業教育」なる学校職業教育のみを想定したものであることに鑑み、専修学校や職業能力開発校の職業・職種志向の教育訓練も想定し、職業教育を「一定（特定）の職業・職業群・産業に従事するために必要な知識・技能を習得させ、その社会的意義・役割の理解、その価値の内面化を促す教育」（寺田 2009）と、中教審キャリア教育・職業教育特別部会の懇談会で定義の提案をしたことがある。この提案の主旨は概ね理解され、のちに、文科省の定義に反映され、同省は職業教育を「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」（中央教育審議会、2011、p. 16）と公式に整理することになった。つまり、主に中等段階の学校職業教育と高等教育段階の専門教育や職業訓練的な教育を含めて職業教育として理解したのである。このように、職業教育には「一定の職業に従事するための広義の職業教育」（主に中等段階）と、「特定の職業に従事するための職業教育」（主に高等教育段階）の２つと、それに加えて近年の状況を鑑みれば、その両方を並行的に組織している混合型の３つが存在するのである。以下、その３つの職業教育種について、概観する。

2-3. 三種の職業教育

【広義の職業教育】

まず、広義の職業教育は、１条校（高等学校や高等専門学校）のそれ、言い換えれば、上記の産業教育を意味してきたのである。高等学校の職業教育は1993年以降、専門学科と呼ばれる学科（令和２年度で約55万人が在籍）での教育として行われるが、看護、福祉など、比較的マイナーな分野を除くと、特定の職業（職種）や資格取得に目的づけられない幅広型のものである。農業、工業、商業、家政、情報などの産業別の人材形成が基本であり、まさに産業教育になっている。高等専門学校も、工業系の各分野の中級技術者養成機関である。この分野の専門学会の名称も参考になる。その１つの代表的な学会は、企業内教育や職業能力開発を組織対象としつつ、1960年の創立以来、「日本産業教育学会」を名乗ってきた（2020年に日本職業教育学会に転換）。また、文部省初等中等教育局内の高校職業教育の所管は産業教育振興室である。

幅広型の職業教育とは、普通科目や教養科目が相当に課される座学志向の職業教育ということである。実践的な職業教育や技能ということを好まない日本的な人材観に合っている。筆者は、長く諸外国、とくにドイツの職業教育やデュアル・システム（寺田 2003）について研究してきたことを踏まえて、日本の職業教育を、職業教育カリキュラムにおける、学校から企業での就業生活への「移行の架け橋を欠いたシステム」、後続の企業内教育で補完されなければならないという意味で「未完成な職業教育」と表現してきた（寺田、2011、第５章）。即戦力や実践力が求められる時代には、大いに改革の課題になる。「未完成の職業学校」とは、およそ100年前にアメリカのベネットが表現した（Bennet, C. A. 1926, p. 289）「完成職業学校」（complete trade school）ではないという意味である。彼は、現場徒弟制度によって補完されるドイツの補習学校のような学校を「完成職業学校」と呼んでいる。筆者はそれに衝撃を受けた記憶がある。

【狭義の西欧型職業教育】

それに対する狭義の職業教育、つまり特定の職業・職種の資質形成やその資格取得に焦点化された、いわば西欧流の職業教育は、専修学校と都道府県の職業能力開発校や職業能力大学校・同短期大学校（ポリテクカレッジ）で行われる。いずれも所管が都道府県であったり、他省庁（厚生労働省）であったりと、非１条校であるため、学位授与権が持たされていない。また、よいことなのか、よろしくないことなのか、専修学校の95％は私立法人の運営によっており、アメリカのコミュニティー・カレッジやドイツの専門大学のように、州や都市連合の組合が資格志向の職業教育や職業人の継続教育をリードするのとは対照的である。日本の実践型職業教育の私事性、国や自治体の伝統的アカデミズム志向が垣間見られる。

【混合型職業教育機関】

混合型の職業教育を行っているのは、短期大学と新設の専門職大学・短期大学である。

短期大学は、全体で10万人強の学生を擁し、圧倒的に幼児教育（3.7万人）、家政（1.8万人）、保健（看護0.9万人）など女子の短期高等教育部門に特化している。しかし、学校教育法第83条（二）で「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させること」とあるように、人文、社会、教養などの学芸に加えて、工業、農業の学科も混在する。すべて職業教育とはいえないまでも、この状況は、「混合型」という所以である。

また、2019年以降新設された専門職大学・短期大学もこの部類に属する。学校教育法第９章の大学の一種である専門職大学・短期大学は、国際的には、“University（College）of Applied Sciences” と呼ばれるが、日本の文科省は “Professional University-College” なる用語の使用を推奨している。この大学・短期大学では、一方では専修学校で行われているような準専門職の国家資格対応の狭義の職業教育（主にリハビリテーション）と情報やビジネス、アグリビジネス、芸術・観光などの新産業志向の広義の職業教育の両方を含めている。

2-4. 雇用・労働市場が職業教育のありようを決める

日本の教育界には、職業教育よりも普通教育・教養教育、職業教育は専門特化した幅狭いものでなく、幅広いものであるべきという観念が強い。幅広い職業教育というと耳触りはよいが、要するに、専門分化を極力避けた、学校中心の（臨地実習等を必要としない）職業教育、上記のようなカリキュラムや職業能力形成の面における学校から就業生活への移行の架け橋の欠落した教育ということなのである。

専門分化、あるいは幅狭の職業教育という点で、Demarcation（職業間の境界区画・縄張り）慣行が世界でももっとも強く、職種や資格制度が細分化されているドイツのことを考えるとよい。1994年に、1985年以降1993年にかけて行われていたEC（当時）域内の職業資格（職業教育修了証）の比較対象作業について調べたことがある（寺田 1994、第１部４）。当時ECでは、職業教育修了を「５段階構造」といって、不熟練（レベル１）、熟練（レベル２）、テクニシャン（レベル３）、上級テクニシャン（レベル４）、そして大学等高等教育での専門職養成（レベル５）に段階化していた。そのうち、もっとも国別の労働市場の違いが出るレベル２の熟練職の13か国・言語圏比較（建築、電気、金属加工）を行ったのである。金属加工の場合違いが著しく、ベルギー・フランス語地域、同フラマン語地域、デンマーク、オランダ、ギリシャ、アイルランドではmachinistの１職種のみ、スペインでは２職種、ポルトガルは４職種、フランスが12、ドイツに至っては19職種に分化されていた。ドイツのデュアルシステムの企業部分の訓練は、基礎教育から始まって専門群の訓練（例：切削機械工）、そして最後に特殊専門訓練へと展開し、切削機械工群の場合、旋盤、フライス盤、研削盤等の職種にまで、仕上げる。

職業における職種の分化の度合いが強ければ、幅狭になるし、弱ければ幅広になる。日本のように、就業独占や名称独占の職種の教育を除けば、職業というより産業という原理が働く。要するに、雇用・労働市場が職業教育のありようを決定するのである。

３．職業教育とキャリア教育

職業教育とキャリア教育の関連については、昨年（2020年）に再販された日本キャリア教育学会編集の『新版 キャリア教育概説』のⅠの第４節で、「キャリア教育と職業教育」という標題で筆者がまとめている（寺田 2020 a）。また、拙著（2016）の『キャリア教育論 ― 若者のキャリアと職業観の形成 ―』でキャリア教育の概念形成（第２章）やその領域（第４章）、そして大学におけるキャリア教育（第９章）などを論じている。ここでも、それらをベースに、拡張的に書き改めてみることにする。

3-1. キャリア教育の概念

まず、キャリア教育とは何かということである。日本では、なかなかすっきりした定義がなく、言葉と実践が先行してきたと言える。

【アメリカのキャリア教育】

キャリア教育の始まりは、元祖アメリカにおいてであり、1970年代の初頭以降、ハイスクール改革の目玉として導入されたものであるので、まずはそれ

を見る必要がある。文化の受容というのは、たいてい各国の伝統・制度を屈折するので当然といえば当然なのだが、日本のキャリア教育（論）は、アメリカのキャリア教育の理念や実態に忠実ではなかった。

アメリカでのことの始まりは、連邦教育局長官であったMarlandの提案演説であった。いわく「キャリア教育は、職業教育、普通教育あるいはカレッジ準備教育・・・の３つをまったく新たなカリキュラムにブレンドすること、キャリア教育の基本コンセプトは、カリキュラム、授業、カウンセリングのすべての教育的経験が経済的自立への準備、個性の発揮、そして仕事の尊厳の認識に照準を合わせられるべきなのである」（Marland, Sidney P. 1971, p. 1、下線筆者）。非常に意欲的な構想である。キャリア教育は、後述するように普通教育と職業教育の改革方策として位置づけられていること、しかし、カウンセリングを含むすべての教育活動を生徒・学生の経済的自立や仕事世界への準備という観点（原理）で目標づけること、となる。

このマーランドの構想は、1974年の連邦初等・中等教育法や1977年から82年までのキャリア教育奨励法（助成立法）に継承される。キャリア教育奨励法では、キャリア教育は「彼、彼女の生活様式の一部として、仕事について学び、それに従事する準備をすること、あるいは仕事の価値を家庭生活のような他の生活役割や選択肢に関連づける・・・経験の総体」であり、ただし「キャリアへの気づき、探求、意思決定、プラニングを含んだ活動に限定される」と定義されている（Public Law 1977, p.1473）。仕事や職業への準備、選択・決定の支援がキャリア教育なのである。

【日本の受容の特徴】

日本では、アメリカのキャリア教育運動が起こった直後から、アメリカ教育研究者や進路指導関係者、カウンセリング心理学者がそれを紹介した経緯がある。そうであったがためか、キャリア教育紹介者がキャリア教育を職業や職業教育と関連づけることを避け（嫌い）、他方では、進学普通高校や職業高校関係者が普通教育や職業教育を実践すること自体がキャリア（教育）につながるとの思い込みで、キャリア教育を避けてきたという残念な経緯が見られた。

キャリア教育の実践を具体的な日程に載せることになった、1999年の中教審の接続審答申（中央教育審議会 1999）は、キャリア教育を「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」と定義する。この定義の立案者は当時の初中局の進路指導担当の教科調査官であり、当人から側聞したところによると、「進路指導の定義をやや拡張して考えた」とのことであった。

他方、キャリア教育について本格的な検討が行われたのは、2002年11月に立ち上がり、2004年１月に報告書を出した初中局の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」であった。同報告書は、キャリア教育を「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し・・・ていくために必要な意欲・態度を育てる教育」とする。同時にキャリア教育は「端的には・・・勤労観・職業観を育てる教育」として職業観形成が前面に登場する。「キャリア発達」とは、４領域（人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力）８能力（各領域２能力）のことである（同名の報告書、p. 7）。

ただ、ここでの寺田の主張もあり、「学校のすべての教育活動を通して推進されなければならない」、したがって「キャリア教育は普通教育で行う活動や取組もあれば、職業教育で行う場合もある」として、キャリア教育の全教育活動の中での実践構造が示された。職業教育を取り込んだことに意義がある。しかし、高等教育や専修学校まで視野が及んでいなかった。というより所詮、初中教育の範疇の議論であったからである。

3-2. 職業教育とキャリア教育の接近と関連

キャリア教育が普通教育としてだけでなく、職業教育としても（においても）実践されるものであるとしても、それが具体的にはどういうことなのか、また職業教育とキャリア教育の関連を明確にしなければならない。

【アメリカの専門キャリア教育】

まず、職業教育をキャリア教育全体の中で位置づけるアメリカの例である。アメリカでは、1998年に全米職業教育学会（The National Society for Vocational

Education）がキャリア・技術教育学会（Association for Career and Technical Education）と名称転換して以降、職業教育はキャリア教育全体の中に位置づけられ、CTE と呼ばれる（Gordin 2008）。1960年代以降の連邦職業教育立法名の変遷がおもしろい。1963年の職業教育法（Public Law 1963）、1984年のカール D. パーキンス職業教育法までは職業教育 Vocational Education Act であるが、後者の法律は、1990年に Vocational and Applied Technology Education Act、1998年には Vocational and Technical Education Act、そして2006年にはついに、上記学会名称と同じ Career and Technical Education Act となる。2006年改正法では、キャリア技術教育は「アカデミック知識、高度の推論や課題解決スキル、仕事態度、一般的雇用スキル、専門的スキル、職種特有のスキルなどを含む」とされている（Public Law 2006, p. 686）。1990年代初頭以降の必須スキルの議論、OECD 諸国のキーコンピテンシーの議論をキャリア（仕事、職業）に焦点化して位置づける試みである。

現在の、職業教育とキャリア教育を関連づける体系化の一例として、筆者が何度か調査したことがある、ミシガン州を取り上げてみる。2018年段階の同州の「キャリア発達モデル」によると、①キャリアへの気づきを促進する段階（幼稚園から６学年まで）、②キャリアの探索の段階（第７～８学年のミドルスクールの時期）、③専門キャリアへの準備の段階（第９～12学年の職業キャリアクラスターの選択や職業教育の時期）、④上級訓練と雇用へのアクセスの段階（カレッジ段階）となっている。要するに、職業教育は、一般的なキャリア教育の出口であり、締めくくりの役割を担うわけである。

【ドイツ職業教育法の職業行為能力＝職業基礎力】

さらに、ドイツの職業教育法における変化だけを加えておく。今日の職業教育立法のスタートを切った1969年の職業教育法（Berufsbildungsgesetzt vom 1969）は、元々、第１条で「職業教育は「資格が求められる職業活動に必要な専門的技能・知識を正規の訓練課程の中で授ける」ものと定義されていた。ところが2005年の改正で、「変化する労働世界における資格が求められる職業活動の行使に必要な職業的技能・知識・行為能力（Berufliche Fähigkeit）」とされている（寺田 2018、p. 23、p. 25）。「資格が求められる」、「知識・技能」でなく「技能・知識」がいかにもドイツらしいが、職業教育におけるキーコンピシーを「職業行為能力」として、専門の職業的発達を図ろうとしているわけである。

【2011年の中教審のキャリア教育・職業教育答申】

さて、日本である。高等教育段階を含め、初等・中等から高等教育段階に至るキャリア教育の体系を論じつつ、その中に職業教育を位置づけるスケールの広い試みが中教審・キャリア教育・職業教育特別部会の提案（2011）であった。同答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」（p. 16）とし、自立ということにまで概念拡張を図った。当初は、単に「社会的自立」であったが、筆者が同特別部会のワーキング・グループの会合で強く主張したこともあり、「職業的自立」も取り入れられることになった。キャリア教育の目的・定義に「職業的自立」を組み込んだことが、まず第１の意義であったと考えている。そのことによって、キャリア教育と職業教育との連結性・接続性を担保し、一般的キャリア教育の出口としての職業教育の体系化を展望できるようになったこと、そして結果として、専門高校と接続し、専修学校の発展形とする専門職大学・短期大学の創設も可能になったのである。制度化の組織者であった当時の生涯政策局長は、なかなかの思想家・戦略家であったと思う。

3-3. 職業教育におけるキャリア教育

それでは、職業教育におけるキャリア教育は、具体的には、何をやればよいのであろうか。

2011年の中教審答申は「社会的・職業的自立に必要な力の要素」として、①「基礎力・基本的な知識・技能」（普通教育や教養共通教育）、②「基礎的・汎用的能力」、③「論理的思考力、創造力」、④「意欲・態度及び価値観」、⑤「専門的な知識・技能」の５つをあげている（p. 23）。これらは、キャリア発達、あるいは社会的・職業的自立に係る目標要素であるので、実践現場は、それらを実際の教育課程編成や職業教育に置き換える必要が生ずる。さらに、問題としては、これらの要素はすべての教育活動に共通する要素であり、キャリア教育をもう少し限定的に捉えねばならなかった。やはり、アメリカのキャリア

教育法にいうように、仕事の能力や態度（価値観形成）、キャリア・プラニングに焦点化されるべきであった。したがって、専門キャリア教育としての職業教育は、仕事への準備、価値観形成、キャリア・プラニングという任務を専門分野に即して担うことになる。もちろん、①〜③も教育一般の目標として同時に遂行される。

ここではいちいち引用しないが、アメリカのキャリア技術教育、ドイツの職業行為能力（コンピテンス）、また筆者が再々引用してきたアメリカ・ミシガン州のプランなどを参考にすると、以下の６つの学習形態が中等及び高等教育段階の職業教育のキャリア教育的展開に必要となる。

① 個々の専門の基礎となる科目の学習、それに加えて、
② 専門の職業の実践に係る専門科目・専門実習
③ それらの校内専門学習に専門関連のキャリア（現場の仕事や専門家の活動）を取り入れる、いわゆる「キャリア文脈的教授・学習」（career contextual teaching and learning、職業教育から企業での就労への接近）
④ 職業基礎力や応用力の形成やキャリア発達に集中的、独自に取り組むキャリア科目の設定
⑤ 教科の内容や実際の専門キャリアを観察・体験できる現場実習、それもより長期の就労経験、これは個々の専門に関する職業観の形成や、希望し選択している職業へのアイデンティー形成に必須である。
⑥ 産学連携による②の応用的な学修（プロジェクト学習や卒業研究）
⑦ 大括りの学科専門の中での個別特殊な分野の選択や就職・進路を考えさせるガイダンス・カウンセリング、などである。

これらの学習形態の中で、上記のようなコンピテンシーやキャリア能力を目標化するのである。

このうち、③と④についてのみ付言する。③はアメリカの中等教育段階のコンセプトであり、通常の教科目、例えば、英語（国語）、数学、美術などといった課程の中で、社会の現場の仕事や職業人に関連づけ、教材化する取り組みである、キャリア教育が⑤のインターンシップや企業実習、④の特設の科目・プログラムの取り組みだけで終わらないように、教育・学校全体で取り組むことが必要だからである。大学や職業教育などのように、専門性、学術性に拘りが強い機関ではとくに重要である。

④に関しての先例として、1993年以来の高等学校総合学科の原則履修（共通必修）科目である「産業社会と人間」がある。生徒は、産業に関する知識、職業についての知識や体験、自己の進路のデザインなどについて学習する。専門高校などでも取り入れられているし、現在では大学・短大でかなり広く、この種の科目（複数）が系統的に、年次進行で実施されている。筆者も関わったけれども、全国専修学校・各種学校連合会関連のキャリア教育・職業教育財団（TCE）が2014年に作成した『教科 職業とキャリア』の取り組みなども思い起こしたい好例である。

４．職業教育と高等教育

４-1．高等教育における職業教育の位置づけ

【職業教育の始まりは専門職教育】

医学、法学、神学など、中世以降に大学化されていた専門職（profession）養成は、まさに高等教育における職業教育の始まりである。しかし18世紀の末（フランス）、19世紀初頭から半ば（ドイツ、英国）にかけて、科学技術者・技師養成が従来の徒弟制度から独立する形で学校化していく中で、新たな専門職の高等教育化の波が起こる。vocational education とか Berufsbildung（ドイツ）、さらに technical education などと言われる第２の職業教育の革新の波は、19世紀後半以降、初等教育と高等教育の中間に位置する中等段階の職業教育として発展する。これがその後長く（約100年間）職業教育や実業教育として位置づけられてきたものである。

【中等職業教育の高等教育化】

中等教育拡大の時期を超えて、中等教育後の第３段階（tertiary education）の教育が一般化する1970年代になると、職業教育は “short-cycle” の短期の高等教育として位置づけられるようになる。例えば、OECD は、1973年に、短期高等教育における３パターン（マルチ目的志向、職業専門志向、バイナリー志向）の中に、短期高等職業教育を位置づけている（OECD 1973）。のち1997年に、UNESCO は、周知の国際教育標準分類（UNESCO 1997、2011）を行うが、年限が３年以上かどうか、理論志向か特

殊職種志向かという分類基準に従い、中等後の短期高等教育を５Ｂの “Non-University” として位置づける。

【大学への接近と大学化】

さらなる変化が、「高等教育のユニバーサル化」が普通になってくる1990年代以降に起こる。非大学やpost-secondaryでなく、職業教育の大学化及び大学との接続・接近という関係の形成である。ドイツの比較職業教育学者であるFromberger（2019、303-308）は、この傾向を職業教育と高等教育の移行（Übergang、英語ではtransition）と表現している。この原型は、1970年代初頭のドイツで、エンジニアの地位向上をめざし、学校体系外で行われていたエンジニア学校等の大学化、専門大学（Fachhochschule）の設立を成し遂げたことに由来する。

その後、1990年代初頭以降の英国Polytechnicsの一般大学化、フィンランドで1992年から96年にかけてなされたAMK（専門大学）の制度化、1979年に設立されていた韓国の専門大学において、2008年以降、短期専門課程に加えて学士課程が積み増されたこと、また英国圏のオーストラリアにおいて2011年の資格枠組み（AQF）で、大学や継続教育カレッジ（TAFE）で行われている職業教育についてAssociate（準学士）レベルに加えて、Bachelor（学士）レベルを接続させたことなどがある（寺田 2021）。因みに、韓国について敷衍すると、たいていの国がそうであるように、専門大学を含む高等教育は、学校教育法の中でなく高等教育法に依って規制されていること、また1997年以降の高等教育法第２条で、大学、専門大学などとともに第７項で「各種学校」が位置づけられていることは注目に値する。

これら、国際的動向の背景として、上述したように、中等学校卒業者の高等教育進学志向という高学歴化の影響とともに、NQF（National Qualifications Framework）やEQF(European Qualifications Framework)、さらにAQF（Australian Qualifications Framework）の試みがある。EQF（European Commission 2008, pp. 12-13）の例で言えば、知識、技能、コンピテンス（自己責任性と自律性）の３記述子（資質の指標）を基礎的コンピテンシーとして抑え、アカデミック教育と職業専門教育を共通に評価することが職業教育の大学への接近や大学化を可能にしたのである。

さらに、職業やその内容である職業技術の高度化や新たな専門職の拡大・成立がある。現に、ILOは、1987年以降、国際標準職業分類の基準にスキル概念を導入し、併せて管理職従事者、専門職従事者に加えて、「テクニシャン及び準専門職従事者」という大分類項目を加えている（西澤 2013、p. 42）。従来の専門職ではない新たな専門職群の認知、その増大への対応である。これは当然、教育の世界において、新たな専門職養成機関を制度化することにつながる。

4-2．専門職大学の制度化

以上のような国際的な動向もあり、「新しい学校種」「職業教育を行う新たな高等教育機関の設置」が日本でも日程にのぼることになった。専門職大学・短期大学の立案・審議は、直接には「専修学校振興に関する検討会」（2007年11月～2008年10月まで文部科学省生涯学習政策局）での議論から始まり、「中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会」（2009年１月～2010年１月）などを経て、「実践的な職業教育を行う教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」（2015年５月から2016年５月）、さらにその後の「制度設計に関する作業チーム」（法案の検討）に至るまで、約10年にわたる厳しい論戦の中で展開した（寺田 2018、p. 1-p. 11）。筆者は、このすべてのプロセスに関わったけれども、以下の議論は筆者の主観も入っているであろうから、多少割り引いて参照されたい。

【ドイツ・韓国の専門大学との関係】

高等教育段階の職業教育と大学の接近という動向が専門職大学の制度化を促したと書いたが、それは表向きの正式文書では、どこにも出てこない。各国の動向や実態ということで、提案資料や会議での発言には再々登場する。また、筆者は、2009年３月23日の中教審のキャリア教育・職業教育特別部会でのプレゼンテーション（試案の提案）で、ドイツと韓国の専門大学を念頭に、しかし両国とは異なる制度を考え、「前期課程と後期課程の２段階」からなる「短大、高専、専修学校・専門課程を１つの屋根で統合するなら専門大学（専科大学）、専修学校単独なら職業大学」の創設を提案している（寺田 2018、p. 5）。ドイツは３年ないし４年一貫課程、韓国は前期課程と後期課程の２段階編制である。文科省の事務局は、結

果的に、一貫課程、前期課程のみ、2020年度現在まだ設置されていないが、２段階課程の３つが制度化に収斂させた。ドイツ、韓国以外に英国やアメリカの高等職業教育も再々紹介され、海外の職業教育改革が直接、間接に影響したことは間違いない。

その点で、この新たな機関の英語名称が気になる、というより、それは国際的ネーミングにあっていない。ドイツでは、この種の機関は上記のようにFachhochschule であり、直訳すれば「専門高等教育学校」、英語名称は University of Applied Sciences である。アメリカやオーストラリアでは、専門大学がなく、一般大学やコミュニティー・カレッジや継続教育カレッジが高等職業教育を担い、カレッジでのプログラムは “Associate（or Bachelor）of Applied・・・・（各分野名称）” などとあらわされている。短期大学や労働行政の職業能力開発総合大学校（通称職業大学）の名称との重複を避ける苦心の策であるが、英語の “Professional University” は適切ではない。専門職大学では大学院の設置を想定しているので、既存のprofessional school との関係が早晩問題になる。

【高等職業教育の再編と新設の違い】

日本の専門大学は、筆者の「１つの屋根の下での統合」（もちろん新規参入も）の構想は実現せず、新設、つまり当初の文科省や全専各の構想どおり、新たな機関の積み増しとして起案され、成立した。縦割り行政の慣行や各学校種団体の生き残り志向の根強さの表れである。高専、短大、専修学校、もちろん他省庁の能開大学校はそのまま維持され、高等教育段階の職業教育の分節化が進んでしまった。そういう反省もある。加えて、後述する専修学校の職業実践専門課程はたちまち、筆者の主観であるが、いわば「宙吊り」状態となった。そう遠くないうちに、高等教育段階の職業教育の再々編、あるいは共通基準化が課題になるように思う。

【学位観・高等教育観の変革】

専門職大学・短期大学の設置の最大の意義ともいえるのは、伝統的な学位観、高等教育観に風穴を開けたことであろう。特別部会では、新たな機関は、高等教育機関として共通に求められる「学士力」やキャリア発達を含みつつ、そこでの専門教育を実践志向の職業教育として行なうことで特色化しようとした（寺田 2018、p. 6）。具体的には、専門知識の進化（高度化対応）、実践力の深化、一定の職業分野の関連知識等の修得（分野全般の精通）、課題解決力の修得（総合力）とういう教育目標が立てられた。それらは結果的に、新設大学の教育課程（設置基準）に反映されている。

この中でもキーとなったのが、実践力強化である。筆者などは、設置基準に示された２年課程で300時間、４年課程の場合で600時間程度では、とても実践力強化に至らないし、ドイツのデュアル・システム（中等段階）やデュアル課程（専門大学等に設置）には及ばないとの印象を持っていた。ともあれ、それさえ、大変な議論があった。時間数以前に、「実践力」とか技能とかが、そもそも学位、大学に値するのかという根強い教育観との相克があった。また、実践力に特色を出そうとして10単位や20単位という企業実習を課すと、座学の専門課程ばかりか、教養教育をも圧迫する。とくに後者のことは、戦後アメリカ型の高等教育観を採ってきた日本の高等教育としては、大きな曲がり角とでもいうべきものである。幸い、上記の２で論じたようなキーコンピテンシー・キャリア教育の視点（国際的動向）は常識化していたし、経済界関係者を中心に、実践的能力に焦点化したこと（デュアルモデル）への共感には力強いものがあった。

そのほか、職業教育の国際的通用性の主張も積極的に作用した。

4-3. 職業実践専門課程の展望：JQF の構築展望

考察部分の最後に、高等教育段階の職業教育の問題として、非１条校ながらメジャーな機関である専修学校、とくに上述で「宙吊り」状態と評した職業実践専門課程（以下、実践課程）について若干の点について展望したい。

実践課程は、専門職大学の制度化途上で、専修学校サイドの「待ちきれない」状況を踏え、専修学校セクター内で採りうる措置として制度化されたという経緯がある。2011年１月の中教審特別部会の答申で「職業実践的な教育に特化した枠組み」として目的、入学資格、教育課程・方法、卒業要件、称号等、名称・設置者などについて詳細な記述をしながら、とくに称号（学位）や名称などが具体化されず、今後の検討事項とされた。当面のいわば「中２階」的

な制度として、2013年度途中から文科省が実践課程を立ち上げることになった。当時、議論の渦中にいた筆者はひじょうに複雑な思いを抱くことになったことを想起する。当時の文科省の専修学校担当者は実践課程を「新学校種への踊り場」として、また全専各は専門職大学・短期大学が2017年の国会審議を経て成立した段階で「高等教育レベルの職業教育の在り方の見える化」への貢献として評価している（寺田 2020、p. 5）。

実践課程の設置後、すでに８年が経過する。現段階の最新の文科省報告によると、約40％弱の専修学校、40％強の学科が実践課程を設置しているという。今後、どのような方向を歩むのか、関係者が注目しているようである。

つい最近（2021年２月）、文科省・総合教育政策局・生涯学習推進課・専修学校教育振興室内で「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」も立ち上がり、実践課程の在り方、その実質化がテーマになっている。そのうち、実質化とは、認可基準の実質化ということである。修業年限（２年以上）、企業と連携した教育課程編成、企業と連携した演習・実習、総授業時数（1,700時間、又は62単位以上）、企業と連携した教員研修、企業と連携した学校関係者評価と情報公開である。すべて「企業と連携した」がキーワードであるが、授業時数を除くと外的要件ばかりで、教育の量や質の要件がない。とくに、この課程のキー（存在理由）である連携教育課程と連携実習に、科目数や時間数の基準が存在しない。３年前になるが、2018〜19年にかけて行われた調査の数字を例にとると、学内での企業との連携実習・演習について、認定学科の17.6％（N=756）、企業内実習では25.1％が実施していない（三菱総合研究所 2019、pp. 127-128）。

まずは、認定要件の実質化、認定要件の量的目安の設定、そのうえで、「日本版資格枠組み」（Japanese Qualifications Framework）の構築と連動させて、実践課程が高等教育段階の職業教育プログラムとしての公認システムへと進んでいくことを期待したい。

５．まとめ

さいごに、２-４で少し論及した職業教育・職業訓練と人間形成作用について論じてまとめとしたい。職業訓練を含む職業教育にとって、この問題のクリヤー、日本人の認識改革が今もなお課題であり続けている。狭義であれ、広義であれ、あるいは狭義の職業教育こそ、経済的目的としての側面とともに、人間形成（教育）目的の問題として位置づけられるべきであろうと考える。この点について、「職業教育理念・思想 ― 人間形成目的と経済目的の関連 ―」（寺田 2011、第３章）として論じたことがある。４-２（専門職大学・短期大学）の制度化論議でも触れたように、幅狭い、実践志向の職業教育、職業訓練が高等教育に値しないという観念が強い。そのような教育が人間形成に有害とでもいうのであろうか。残念ながら、狭い職業教育・職業訓練は「広い成長を犠牲にする」とする立派な教育学説が存在し、教育界に相当の影響を与えていたのである。勝田守一という東大教授だった著名な教育学者である。勝田は、職業訓練と人間形成の関係を論じ、「特殊な技術と知識の訓練のために、他の技能や知識の習得が疎外されるという面である、狭い発達は、広い成長の可能性を犠牲にする」（勝田守一 1973、p. 205）と述べる。

筆者は、職業教育にとっては、この狭い職業教育、専修学校が取り組んでいるそのような教育の意義こそを理解すること、とりわけその人間形成効果を肯定することから始めなければならないと考える。

筆者の名古屋大学での最終講義の結びの文章（寺田 2016）をそのまま引用しておく。「そして更に遡れ ば、Johann Wolfgang Goethe の “Wilhelm Meisters Lehrjahre”（1795）や “Wilhem Meisters Wanderjahre”（1829）、それを継承した Georg Kerschensteiner や Eduard Spranger の人間観、教育観が職業教育の行くべき道を示しているように思う。Goethe は、“Lehrjahre” の中で『僕たちが（マイスターの：補注）免状を出すのは、自分達が生まれついたものを活き活きと感じ且つはっきり認識した人達、或る程度の楽しさと軽さを持って自分の道をあるきつづけられるだけの、鍛錬のできてゐる人達に限られている』」（ゲーテ作・小宮豊隆訳 1978、p. 209）と述べている。広くても、狭くても、専門への専心こそが人間をつくる（マイスター＝達人にする）のである。

【引用参考文献】（アルファベット順）

Bennet, C. A.（1926）*A History of Manual and Industrial Education up to 1870*.

Berufsbildungsgesetzt vom 1969.

Car D. Perkins Career and Technical Education Improvement Act（2006）.

中央教育審議会（1999）初等中等教育と高等教育の接続の改善について（答申）。

中央教育審議会（2011）今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）。

European Commission（2008）*European Qualifications Framework for Lifelong Learning*（*EQF*）.

Fromberger, Dieter（2019）Berufliche Bildung im Vergeleich. Historische Unterschiede und Internationale Trends. In. Matthias Pilz usw.（Hrsg.）*Berufsbildung zwischen Tradition und Mederne*, Springer V S.

ゲーテ作・小宮豊隆訳（1978）ヴィルヘルム・マイステルの徒弟時代（下）、第20刷。

Gordin, Howard R. D.（2008）*The History and Growth of Career and Technical Education in America.* Third Edition.

後藤誠也（1993）職業教育、現代学校教育大事典４、ぎょうせい。

原田正逸（1966）産業教育振興法が出来るまで、自家出版。

勝田守一（1973）能力・発達・学習 ― 教育学入門 ―、国土社、第10版。

キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議（2004）キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書、2004。

Marland, Sidney P.（1971）*Career Education*. Office of Education, Washington D. C. September 8.

三菱総合研究所（2019）職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果に係る実証研究報告 報告書。

西澤弘（2013）職業分類、日本労働研究雑誌 No.633。

OECD（1973）Short-Cycle Higher Education. A Search for Identity.

Public Law（1963）Vocational Education Act, 88-210, DEC.18, 408.

Public Law（1977）Career Education Incentive Act., 95-207.

Public Law（2006）Car D. Perkins Career and Technical Education Improvement Act, 109-270.

職業教育・キャリア教育財団（2014）教科 職業とキャリア（代表 岡本比呂志）。

寺田盛紀（1994）EC 各国職業資格の比較対照表の分析、佐々木進編 学校の技術・職業教育と学校外の職業教育・訓練の関係についての国際比較研究。

寺田盛紀（2003）新版 ドイツの職業教育・キャリア教育 ― デュアルシステムの伝統と変容 ―、大学教育出版。

寺田盛紀（2009）キャリア教育・職業教育の定義について（中央教育審議会 キャリア教育・職業教育特別部会総括的発言メモ、２月４日）。

寺田盛紀（2011）日本の職業教育 ― 比較と移行の視点に基づく職業教育学 ―、晃洋書房。

寺田盛紀（2014、2016）キャリア教育論 ― 若者のキャリアと職業観の形成 ―、学文社。

寺田盛紀（2016）国際比較とキャリア形成の視点に基づく職業教育学、名古屋大学教育発達科学研究科紀要（教育科学）第62巻第２号、6-2。「私の課題と立場」

寺田盛紀（2018）専門職大学の制度化過程に関する政策社会学的分析、生涯学習・キャリア教育研究（名古屋大学）第14号。

寺田盛紀（2020 a）キャリア教育と職業教育、日本キャリア教育学会編 新版 キャリア教育概説、東洋館出版社。

寺田盛紀（2020 b）デュアル志向職業教育の効果検証に関する研究 ― 専修学校・職業実践課程の実態分析 ―、生涯学習・キャリア教育研究（名古屋大学）第16号。

寺田盛紀（2021）高等職業教育における日本モデルの構築 ― 専門大学システムの独・韓・日比較 ―、生涯学習・キャリア教育研究（名古屋大学）第17号。

東京教育大学教育学研究室編（1951）教育大学講座21 職業教育、金子書房、再販。

UNESCO（1989）Convention on Technical and Vocational Education.

UNESCO（1997, 2011）International Standard Classification of Education.

United States Statute at Large. Sess. Ⅱ. CHS. 114.

受付日：2021年４月16日

原著論文

地域包括ケア病棟入院患者の入院時 BMI は ADL 能力の予測因子である

宇野　勲[1)]　久保高明[2)]

[1)] 医療法人桜十字　桜十字病院
[2)] 熊本保健科学大学

Body mass index at admission is a predictor of improved activity of daily living in integrated community care wards

Uno Isao[1)]　Kubo Takaaki[2)]

[1)] Sakurajyuji hospital
[2)] Kumamoto health science university

Abstract：【Objective】To investigate the relationship between body mass index（BMI）and the degree of improvement in activities of daily living（ADL）, and to determine the predictors of prognosis in patients admitted to integrated community care wards.【Methods】We performed a single-center retrospective cohort study of 314 patients, aged 65 years and older, admitted to integrated community care wards. Patient information was examined retrospectively from the medical records. Patients were placed into two groups based on BMI at admission, and statistical analysis was performed.【Result】The low BMI group showed a significant difference in functional independence measure（FIM）scores at admission, discharge and gain than did the non-low BMI group. In multiple regression analysis, BMI at admission was independently associated with FIM gain.【Conclusion】The low BMI group had lower FIM scores at admission, discharge and gain than those in the non-low BMI group, and BMI at admission was independently associated with FIM gain. Therefore, BMI as an indicator of nutritional status should be considered in the physical rehabilitation process in integrated community care wards.

Key Words：Activities of Daily Living, Body Mass Index, Integrated community care wards, Older Adults, Rehabilitation.

抄録：【目的】地域包括ケア病棟入院患者を対象とし、入院時の body mass index（BMI）と activities of daily living（ADL）能力との関連性を明らかにすることを目的とした。【方法】地域包括ケア病棟に入院した65歳以上の患者517名を対象とした後方視的コホート研究であり、診療録より後方視的に患者の栄養状態や ADL に関する情報について解析した。【結果】解析対象者は314人（男性101人、女性213人、平均年齢86.0±7.4歳）であった。低 BMI 群は非低 BMI 群と比較して、入退院時の functional independence measure（FIM）点数および FIM 利得に有意差を認めた。重回帰分析では、FIM 利得に対して入院時 BMI は独立して関連していた。【結語】低 BMI 群は非低 BMI 群と比較して入退院時の FIM の点数は低く、FIM 利得に対して入院時 BMI は独立して関連していた。BMI は栄養状態の指標の一つであるため、地域包括ケア病棟においても栄養状態を考慮したリハビリテーションが必要である。

キーワード：ADL、BMI、地域包括ケア病棟、高齢者、リハビリテーション

１．緒言

高齢者人口の増加に伴い、低体重の高齢者も増加している（WHO. 2020）。日本に住む男性の10.9%、女性の10.6%は body mass index（BMI）が18.5kg/m^{2}未満の高齢者であることが報告されている（Tamakoshi. 2010）。低 BMI は死亡リスクの上昇、activities of daily living（ADL）能力障害（Ni. 2017）（Sun. 2017）、サルコペニア（Minematsu. 2016）と関連している。サルコペニアは転倒、骨折、疾患罹患率（Hiligsmann. 2020）、入院期間延長と関連している（Sousa. 2016）。さらに、低 BMI の脳卒中患者では、嚥下障害の発生率が高く、経口摂取の回復率が低いことが研究で示されている（Ikenaga. 2017）。そのため、高齢者の低 BMI はリハビリテーションの予後不良につながる可能性がある。

ADL 能力は日常生活を送るために必要な能力であり、ADL 能力が低下すると生活の質が低下する可能性がある（Loyd. 2020）。入院は高齢者の ADL 能力低下リスクを高める。ADL 能力が低下すると退院が困難になり、在院日数の長期化し、ADL 能力がさらに低下する可能性がある。また、ADL 能力が低下すると活動性が低下することで身体機能が低下し、サルコペニアや肺炎などの合併症が増える可能性がある。そのため、高齢の入院患者の ADL 能力低下を予防するためには、ADL 能力に関連する因子を明らかにする必要がある。

地域包括ケア病棟は、従来の急性期病棟や回復期リハビリテーション病棟とは異なり、sub-acute 機能と post-acute 機能を併せ持つのが特徴である。sub-acute 機能とは、急性期病院に入院するほどまで重症化していない患者を受け入れる機能である。post-acute 機能は、急性期病院で治療が終了し、その後に身体機能の改善が必要な患者を受け入れ、リハビリテーションを行う機能である。しかし、BMI と ADL 能力の関連性について、先行研究では急性期病院や回復期リハビリテーション病棟での報告が多く、地域包括ケア病棟での BMI の報告はない。地域包括ケア病棟では入院日数を60日に制限されており、与えられた期間内に ADL 能力を向上させる必要がある。そのため、ADL 能力改善の阻害因子を把握して早期に対応することが大切となる。

そこで、本研究は、地域包括ケア病棟に入院した患者の BMI と ADL 能力の改善度との関係を調べ、予後の予測因子を明らかにし、効果的なリハビリテーション実施につなげることを目的としている。

２．方法

（１）対象

研究デザインは後方視的コホート研究とした。A 病院の地域包括ケア病棟に入院し、2017年４月から2019年４月までの間にリハビリテーション処方が出た65歳以上の患者を対象とした。除外基準は、データが欠損している患者とした。患者数は517人で、314人が包含基準を満たし、本研究に含まれた。患者を日本肥満学会の肥満度分類に基づき（厚生労働省. 2019）、18.5 kg/m^{2}未満を低 BMI 群、それ以上を非低 BMI 群とした。

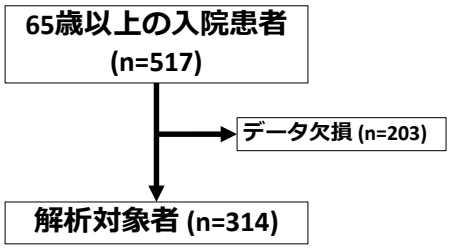

図１　本研究の対象者選定のフロー

（２）調査項目

以下の評価項目を、カルテ記録から後方視的に収集した。functional independence measure（FIM）は、日常生活における自立度の評価であり、“全介助”を１点、“完全な自立”を７点とする尺度である。この測定ツールは、全18項目で構成されている。運動に関する13項目と認知に関する５項目の合計18項目で、最高点は126点、最低点は18点である（Keith. 1987）。FIM のスコアは、入院時と退院時に各患者の担当セラピストが採点した。FIM は運動 FIM、認知 FIM、総 FIM に分けた。FIM スコアの変化は、退院時のスコアから入院時のスコアを差し引いて算出した。入院時の BMI の算出には、入院後１週間以内の体重のデータを使用した。BMI は、体重÷身長２乗（BMI = kg/m^2）の式を用いて算出した。アルブミンおよびC 反応性タンパク（C-reactive protein：CRP）は、入院時の血液検査データから求めた。charlson comorbidity index（CCI）は、22の併存疾患

のそれぞれに点数が割り当てられた指標であり、存在する各併存疾患の点数を加算することでスコアが導き出される（Charlson. 1987）。CCI は入院時のカルテから併存疾患を調べ、算出した。food intake level scale（FILS）は、１～10の尺度での嚥下障害の指標であり、スコアが高いほど経口摂取状況が良好であることを示している（Kunieda. 2013）。FILS の評価は入院時に管理栄養士が行った。必要エネルギー量は、基礎代謝量（basal metabolic rate：BMR）にストレス因子と活動因子を乗算した。BMR は Harris-Benedict 式を用いて計算し、ストレス因子は Long ら（1979）の報告に基づいて管理栄養士が設定した。活動因子は、患者の活動状態を考慮して担当セラピストが設定した。日常生活における活動量とそれぞれの担当セラピストによる治療セッションにおける活動量の活動係数は、1.1（低）、1.4（中）、1.7（高）とした。日中の活動量は、“低”は「常に横になっている」、“中”は「リハビリや ADL などの最低限の活動のみを行う」、“高”は「リハビリや ADL に加えて自主訓練などの活動を行う」と分類した。各治療中の活動量は、“低”は「仰臥位・座位での補助的・自動運動」、“中”は「抗重力姿勢での運動や低負荷の筋力トレーニング」、“高”は「歩行などの積極的な運動や高負荷の筋力トレーニング」とした。入院時のエネルギー摂取量は、入院から１週間までの食事摂取の割合に提供エネルギー量を乗じて算出した。エネルギー充足率は、必要エネルギー量に対する摂取エネルギー量の割合として算出した。入院日数は、地域包括ケア病棟の在棟日数とした。疾患はリハビリテーション処方の疾患分類を用いた。入院元、退院先はカルテ情報から収集した（表１）。

表１．調査項目

基本情報	年齢	平均値を比較
	性別	男性、女性
	身長	平均値を比較
	体重	平均値を比較
	在棟日数	平均値を比較
	疾患	廃用症候群
		運動器
		呼吸器
		循環器
		脳血管
	CCI	平均値を比較
	入院経緯	外来
		診療所
		介護施設
		急性期病院
		その他
	退院先	自宅
		住宅型有料老人ホーム
		介護老人保健施設
		一般病棟
		長期療養病棟
		急性期病院
		死亡
		その他
栄養状態	入院時 BMI（kg/m^2）	平均値を比較
	入院時アルブミン値（g/dl）	平均値を比較
	入院時 CRP（mg/dl）	平均値を比較
	入院時必要エネルギー量（kcal）	平均値を比較
	入院時エネルギー摂取量（kcal）	平均値を比較
	入院時エネルギー充足率（%）	入院時摂取エネルギー量 / 入院時必要エネルギー量
嚥下機能	入院時 FILS	レベル１～レベル10
ADL 能力	入退院時 FIM	総得点
		運動項目
		認知項目
	FIM 利得	退院時 FIM-入院時 FIM

CCI: charlson comorbidity index. BMI: body mass index. CRP: C-reactive protein. FILS: food intake level scale. ADL: activity of daily living. FIM: functional independence measure.

（3）統計解析

すべての調査項目について、正規性の検定としてShapiro-Wilk 検定を用い、その結果に基づいて検定を選択した。正規性の検定に基づく 2 群間の差を調べるために、正規分布に従う場合は対応のない t 検定を、ノンパラメトリックに従う場合は Mann-Whitney U 検定を行った。また、名義尺度の項目についてはχ^2検定を行った。総FIM 利得を目的変数として重回帰分析を行い、FIM 利得と入院時 BMI の変化との関連の強さを検討した。年齢、性別、入院時 BMI、入院時アルブミン値、入院時 CRP、CCI、入院時エネルギー充足率、入院時 FILS、入院時総 FIM を説明変数とした。多重共線性は相関尺度｜r｜>0.8で判定した。多重共線性が確認された場合には、臨床的に意味があると考えられる変数を採用した。統計解析 に は BellCurve for Excel（Social Survey Research Information Co., Ltd., Tokyo, Japan）を用いた。統計学的有意水準は 5 %未満とした。

（4）倫理的配慮

本研究は、A 病院倫理委員会（承認番号：2019-02）の承認を受けた。個人情報は個人が特定できないように匿名化したデータを使用した。後方視的研究であるため、オプトアウト情報を病院のホームページに提示し、研究への参加を拒否できるように配慮した。

3．結果

（1）群間比較

122人（男性42人、女性80人、平均年齢87.3±6.3歳）が低 BMI 群に、192人（男性59人、女性133人、平均年齢85.2±8.0歳）が非低 BMI 群に分類された。

各調査項目の群間比較では、入院時アルブミン値（p=0.009）、入院時必要エネルギー量（p<0.001）、入院時エネルギー摂取量（p=0.001）、入院時 FILS（p<0.001）、入退院時運動 FIM（p<0.001）、入退院時認知 FIM（p<0.001）、入退院時総 FIM（p<0.001）、運動 FIM（p=0.003）と総 FIM の利得（p=0.004）は、低 BMI 群の方が有意に低く、入院時エネルギー充足率（p<0.001）は低 BMI 群の方が高かった。疾患は、両群ともに廃用症候群が最も多く、その次に低 BMI 群では呼吸器疾患、非低 BMI 群では運動器疾患が多かった。両群とも入院元は外来が最も多く、退院先は住宅型有料老人ホームが最も多かった。

（2）重回帰分析

多重共線性を認める項目はなく、年齢、性別、入院時 BMI、入院時アルブミン値、入院時 CRP、CCI、入院時エネルギー充足率、FILS、入院時総 FIM が解析に含まれた。重回帰分析の結果、総 FIM 利得に対して、入院時 BMI（β=0.127; 95％ CI=0.054 to 0.944, p=0.028）、入院時エネルギー充足率（β=-0.135; 95％ CI=-6.344 to -2.396, p=0.017）、入院時FILS（β=0.138; 95％ CI=0.009 to 1.626, p=0.048）が独立して関連していた（R^2=0.035）。

4．考察

今回の結果から、地域包括ケア病棟に入院した低 BMI の患者は、非低 BMI も患者と比較して FIM 利得が低く、入院時 BMI は FIM 利得と独立して関連していること、入院時の BMI が低値の患者は入院時の摂食嚥下機能が低く、FIM 利得と独立して関連していること、入院時のエネルギー充足率は FIM 利得と負の関連性があることが明らかになった。

（1）入院時 BMI と FIM

低 BMI 群の方が非低 BMI 群よりも FIM 利得が低く、入院時 BMI は独立して FIM 利得と関連していた。脳卒中、大腿骨近位部骨折、呼吸器疾患、心血管疾患の研究では、入院時の低 BMI は予後不良と関連していることが報告されている（Ni. 2017）（Sun. 2017）（Maeda. 2018）（Wakabayashi. 2019）。今回の結果はこれらの先行研究を支持していた。また、低 BMI は大腿骨近位部骨折患者（Nishioka. 2020）、慢性閉塞性肺疾患（Costa. 2015）、施設入所高齢者（Bravo-José. 2018）、高齢者外来患者（Reijnierse. 2015）においてサルコペニアとの関連が報告されている。廃用症候群では、栄養不良によるサルコペニアを発症する可能性が高く（Wakabayashi. 2014）、活動量の低下、疾患、加齢により、栄養不良は退院時の ADL 低下と関連していることが報告されている（Nishioka. 2019）。本研究では、入院時 BMI が低値の廃用症候群患者は退院時 FIM も低値であった。そのため、低 BMI 群はサルコペニアを有し、FIM の低

表２．低 BMI 群と非低 BMI 群の比較

	低 BMI（n=122）	非低 BMI（n=192）	p 値
年齢（歳）***	87.3±6.3	85.2±8.0	0.068
性別 *	男性：42 女性：80	男性：59 女性：133	0.495
身長（cm）**	152.4±9.3	151.1±9.9	0.205
入院時体重（kg）***	38.3±5.3	50.8±9.9	p<0.001
入院時 BMI（kg/m^2）***	16.5±1.4	22.2±3.1	p<0.001
入院時アルブミン値（g/dl）***	3.2±0.5	3.9±0.5	0.009
入院時 CRP（mg/dl）***	3.07±4.35	3.06±4.34	0.214
CCI***	2.8±1.9	2.6±2.1	0.091
入院時必要エネルギー量（kcal）***	1393.8±241.3	1538.1±292.3	p<0.001
入院時エネルギー摂取量（kcal）***	1092.0±410.6	1241.7±382.5	p=0.001
入院時エネルギー充足率（%）***	85.7±86.9	81.9±25.6	p<0.001
FILS***	8（6, 10）	10（8, 10）	p<0.001
在棟日数（日）***	50.3±12.8	50.3±13.0	0.985
入院時運動 FIM***	36.1±23.8	45.9±25.0	p<0.001
入院時認知 FIM***	18.7±9.4	22.5±9.8	p<0.001
入院時総 FIM***	54.8±31.8	69.4±33.0	p<0.001
退院時運動 FIM***	40.8±27.3	55.4±27.0	p<0.001
退院時認知 FIM***	18.8±9.8	24.0±9.8	p<0.001
退院時総 FIM***	59.6±35.9	79.4±35.5	p<0.001
運動 FIM 利得 ***	4.7±11.7	9.6±13.4	0.003
認知 FIM 利得 ***	0.0±4.9	0.5±2.4	0.143
総 FIM 利得 ***	4.7±15.3	10.1±14.3	0.004
疾患 *	廃用症候群：46 運動器：26 呼吸器：37 循環器：10 脳血管：3 外来：58	廃用症候群：82 運動器：55 呼吸器：27 循環器：18 脳血管：10 外来：84	0.011
入院経緯 *	診療所：22 介護施設：2 急性期病院：28 その他：12 自宅：25	診療所：19 介護施設：3 急性期病院：64 その他：22 自宅：73	0.139
退院先 *	住宅型有料老人ホーム：58 介護老人保健施設：3 一般病棟：6 長期療養病棟：7 急性期病院：7 死亡：11 その他：5	住宅型有料老人ホーム：84 介護老人保健施設：7 一般病棟：2 長期療養病棟：3 急性期病院：4 死亡：8 その他：11	0.002

平均値 ± 標準偏差，中央値（25%, 75%）. BMI: Body mass index. CRP: C-reactive protein. CCI: Charlson comorbidity index. FILS: Food Intake Level Scale. FIM: Functional Independence Measure.
*: χ^2検定　**: 対応のない t 検定　***: Mann-Whitney U 検定

表３．相関分析

	性別	年齢	入院時 BMI	入院時アルブミン値	入院時 CRP	CCI	入院時エネルギー充足率	FILS	入院時総 FIM	FIM 利得
性別	1									
年齢	−0.091	1								
入院時 BMI	−0.067	−0.174	1							
入院時アルブミン値	−0.042	−0.156**	0.152*	1						
入院時 CRP	0.035*	0.114*	−0.024	−0.327*	1					
CCI	0.183**	0.021	−0.007	−0.224*	0.12*	1				
入院時エネルギー充足率	−0.001	0.076*	−0.036	−0.063	−0.02	0.007	1			
FILS	−0.076	−0.129*	0.189*	0.244*	−0.127**	−0.09**	0.101	1		
入院時総 FIM	0.026	0.307*	0.212*	0.428*	−0.151**	−0.15**	0.019	0.579*	1	
FIM 利得	0.005	0.089**	0.151*	0.046**	−0.071	0.004	−0.146	0.102*	0.031*	1

BMI: Body mass index. CRP: C-reactive protein. CCI: Charlson comorbidity index. FILS: Food Intake Level scale. FIM: Functional Independence Measure.
*: <0.01 **: <0.05

下につながっていた可能性がある。

（2）入院時 BMI と摂食嚥下機能

入院時 BMI が低値の患者は摂食嚥下機能が低下しており、FIM 利得と独立して関連していた。BMI は種々の低栄養基準に含まれており、低 BMI 群は低栄養状態であった可能性がある。長期療養施設入所者を対象としたシステマティックレビューでは、嚥下障害を有する利用者の12~54％が低栄養であった（Namasivayam. 2015）。65歳以上の高齢入院患者を対象としたシステマティックレビューでは、嚥下障害は低栄養のリスク因子であった（Fávaro-Moreira. 2016）。長期施設入所者を対象としたシステマティックレビュー（Tamura. 2013）や65歳以上154人を対象とした調査（Kurosawa. 2019）では、低 BMI と嚥下機能低下との関連性が示されている。低 BMI の患者はサルコペニアの可能性が高く、FILS スコアが低い患者はサルコペニアによる嚥下障害がある可能性がある（Fujishima. 2019）。また、リハビリテーション病棟入院患者637人を対象とした調査では、FILS はサルコペニアと独立して関連しており、FIM との間に正相関を示した（Yoshimura. 2018）。さらに、急性期病棟入院患者103名を対象とした調査では、嚥下障害は ADL 能力改善不良と関連していた（Matsuo. 2017）。本研究では、FILS は FIM 利得と独立して関連していた。嚥下障害が栄養状態や身体機能の改善を阻害することで FIM の改善を妨げていた可能性がある。

これらの結果から、ADL 能力の改善には入院時 BMI を考慮する必要があることが示唆された。入院時の低 BMI を適切なケアで対処することが、ADL 能力改善につながる可能性がある。

また、重回帰分析の結果では、入院時エネルギー充足率と FIM 利得が負の関連を示していた。これは、非低 BMI 群の方がエネルギー充足率が低いことと関連している可能性がある。非低 BMI 群は低 BMI 群と比較して、エネルギー必要量が高く設定されていた。エネルギー摂取量も非低 BMI 群の方が多くなっていたが、それ以上にエネルギー必要量の差が大きかったことで、エネルギー充足率は非低 BMI 群の方が低くなっていた可能性がある。FIM 利得は非低 BMI 群の方が高かったことで、エネルギー充足率と FIM 利得は負の関連を示したことが考えられる。エネルギー充足率が低くても FIM 利得が高い要因としては、計算上のエネルギー必要量と実際のエネルギー必要量に差があり、実際のエネルギー充足率は高かったことが考えられる。本研究では、エネルギー必要量を Harris-Benedict 式を用いているが、活動係数の設定には主観的な判断も含まれる。非低 BMI 群では ADL 能力が高いため、活動係数を実際の活動量よりも高く設定していた可能性がある。以上より、非低 BMI 群ではエネルギー必要量が実際よりも高く設定されていたため、実際のエネルギー充足率よりも低くなっていた可能性があり、その結果としてエネルギー充足率と FIM 利得は負の関連を認めたことが考えられる。

（3）本研究の限界

第一に、本研究の調査項目としての BMI は浮腫の影響を考慮していない。浮腫による BMI の上昇は、

表４．FIM 利得と関連因子の重回帰分析

	偏回帰係数	標準偏回帰係数（β）	95%CI	p 値
性別	0.712	0.0224	−2.885, 4.307	0.693
年齢	−0.119	−0.059	−0.354, 0.116	0.32
入院時 BMI	0.512	0.13	0.063, 0.960	0.026
入院時アルブミン値	−0.045	−0.002	−3.771, 3.682	0.981
入院時 CRP	−0.219	−0.064	−0.619, 0.181	0.282
CCI	0.055	0.007	−0.798, 0.909	0.899
入院時エネルギー充足率（%）	−3.871	−0.151	−6.727, −1.015	0.008
FILS	0.818	0.138	0.009, 1.626	0.048
入院時総 FIM	−0.045	−0.101	−0.112, 0.022	0.189

R^2=0.035. CI: confidence interval. BMI: Body mass index. CRP: C-reactive protein. EN: Energy. CCI: Charlson comorbidity index.
FILS: Food Intake Level Scale. FIM: Functional Independence Measure.

患者の全身状態の悪化を示す可能性がある。

第二に、入院時 BMI と ADL 能力との間には、研究されていない交絡因子が存在する可能性がある。医療記録を後方視的に調査したため、分析は以前に収集された情報に限定された。そのため、調査できなかった項目が交絡因子に影響を与えている可能性がある。さらに、多変量解析では、強制投入法を用いて説明変数を選択した。調整済み R2乗は0.035と低かったため、選択されなかった要因が関連している可能性がある。

最後に、本研究のサンプルは単一施設で収集したものである。そのため、施設や地域の特性が被験者の特徴や転帰に影響を与えている可能性がある。

5．結論

本研究の結果から、入院時 BMI が FIM 利得と関連していることが明らかになった。このことから、入院時 BMI が低値の患者が約40％を占めていることから、リハビリテーションを効率良く進めていくために、入院時 BMI を考慮する必要性が示唆された。今後は、入院中の BMI の増加が、FIM の増加につながるのかどうかについて検討していく必要がある。

6．謝辞

データ収集にご協力いただいた A 病院の患者さま、スタッフの方々に感謝申し上げます。

7．利益相反

開示すべき利益相反はない。

引用文献

1) Ageing and health［Internet］. World Health Organization. C2020［cited 2020 March 25］. Available from: https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/ageing-and-health.
2) Tamakoshi A, Yatsuya H, Lin Y, et al.: BMI and all-cause mortality among Japanese older adults: findings from the Japan collaborative cohort study. Obesity (Silver Spring). 2010; 18(2): 362-9.
3) Ni YN, Luo J, Yu H, et al.: Can body mass index predict clinical outcomes for patients with acute lung injury/acute respiratory distress syndrome? A meta-analysis. Crit Care. 2017; 21(1): 36.
4) Sun W, Huang Y, Xian Y, et al.: Association of body mass index with mortality and functional outcome after acute ischemic stroke. Sci Rep. 2017; 7(1): 2507.
5) Minematsu A, Hazaki K, Harano A, et al.: Differences in physical function by body mass index in elderly Japanese individuals: The Fujiwara-kyo Study. Obes Res Clin Pract. 2016; 10: 41-8.
6) Hiligsmann M, Beaudart C, Bruyère O, et al.: Outcome Priorities for Older Persons With Sarcopenia. J Am Med Dir Assoc. 2020; 21: 267-271.
7) Sousa A, Guerra R, Fonseca I, et al.: Sarcopenia and length of hospital stay. Eur J Clin Nutr 2016; 70: 595-601.
8) Ikenaga Y, Nakayama S, Taniguchi H, et al.: Factors Predicting Recovery of Oral Intake in Stroke Survivors with Dysphagia in a Convalescent Rehabilitation Ward. J Stroke Cerebrovasc Dis. 2017; 26: 1013-1019.
9) Loyd C, Markland A, Zhang Y, Zhang Y, et al.: Prevalence of Hospital-Associated Disability in Older Adults: A Meta-analysis. J Am Med Dir Assoc 2020; 21: 455-461.
10) 厚生労働省。肥満と健康。厚生労働省、2019。https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/food/e-02-001.html.
11) Keith R A, Granger C V, Hamilton B, Sherwin F.: The Functional Independence Measure: A New Tool for Rehabilitation. Adv Clin Rehabil. 1987; 1: 6-18.
12) Charlson ME, Pompei P, Ales K, et al.: A new method of classifying prognostic comorbidity in longitudinal studies: development and validation. J Chronic Dis. 1987; 40: 373-83.
13) Kunieda K, Ohno T, Fujishima I, et al.: Reliability and validity of a tool to measure the severity of dysphagia: the Food Intake LEVEL Scale. J Pain Symptom Manage. 2013;46: 201-6.
14) Long CL, Schaffel N, Geiger J, et al.: Metabolic response to injury and illness: estimation of energy and protein needs from indirect calorimetry and nitrogen balance. JPEN J Parenter Enteral Nutr. 1979; 3: 452-6.
15) Maeda K, Koga T, Akagi J.: Nutritional variables predict chances of returning home and activities of daily living in post-acute geriatric care. Clin Interv Aging. 2018; 13: 151-157.
16) Wakabayashi H, Maeda K, Nishioka S, et al.: Impact of Body Mass Index on Activities of Daily Living in Inpatients with Acute Heart Failure. J Nutr Health Aging. 2019; 23: 151-156.
17) Nishioka S, Wakabayashi H, Maeda K.: Body mass index and recovery of activities of daily living in older patients with femoral fracture: An analysis of a national inpatient database in Japan. Arch Gerontol Geriatr. 2020; 87: 104009.
18) Costa T, Costa F, Moreira C, et al.: Sarcopenia in COPD: relationship with COPD severity and prognosis. J Bras Pneumol. 2015; 41: 415-21.
19) Bravo-José P, Moreno E, Espert M, et al.: Prevalence of sarcopenia and associated factors in institutionalised older adult patients. Clin Nutr ESPEN. 2018; 27: 113-119.
20) Reijnierse E, Trappenburg M, Leter M, et al.: The Association between Parameters of Malnutrition and Diagnostic Measures

of Sarcopenia in Geriatric Outpatients. PLoS One. 2015 ;10: DOI: 10.1371/journal.pone.0135933.

21）Wakabayashi H, Sakuma K.: Rehabilitation nutrition for sarcopenia with disability: a combination of both rehabilitation and nutrition care management. J Cachexia Sarcopenia Muscle. 2014; 5: 269-77.

22）Nishioka S, Kokura Y, Okamoto T, et al.: Assignment of Registered Dietitians and Other Healthcare Professionals Positively Affects Weight Change of Underweight Patients in Convalescent (Kaifukuki) Rehabilitation Wards: A Secondary Analysis of a Nationwide Survey. J Nutr Sci Vitaminol (Tokyo). 2019; 65: 435-442.

23）Namasivayam A, Steele C.: Malnutrition and Dysphagia in long-term care: a systematic review. J Nutr Gerontol Geriatr. 2015; 34(1): 1-21.

24）Fávaro-Moreira N, Krausch-Hofmann S, Matthys C, et al.: Risk Factors for Malnutrition in Older Adults: A Systematic Review of the Literature Based on Longitudinal Data. Adv Nutr. 2016; 7: 507-22.

25）Tamura BK, Bell CL, Masaki K, et al.: Factors associated with weight loss, low BMI, and malnutrition among nursing home patients: a systematic review of the literature. J Am Med Dir Assoc. 2013; 14: 649-55.

26）Kurosawa Y, Hara K, Tohara H, et al.: Calf Circumference Is a Useful Index for Assessing Dysphagia among Community Dwelling Elderly Recipients of Long-Term Care. Tohoku J Exp Med. 2019; 248: 201-208.

27）Yoshimura Y, Wakabayashi H, Bise T, et al.: Prevalence of sarcopenia and its association with activities of daily living and dysphagia in convalescent rehabilitation ward inpatients. Clin Nutr. 2018; 37: 2022-2028.

28）Matsuo H, Yoshimura Y, Ishizaki N, et al.: Dysphagia is associated with functional decline during acute-care hospitalization of older patients. Geriatr Gerontol Int. 2017; 17: 1610-1616.

29）Miyake R, Tanaka S, Ohkawara K, et al.: Validity of predictive equations for basal metabolic rate in Japanese adults. 2011; 57: 224-232.

受付日：2020年10月21日
受理日：2021年３月22日

原著論文

鯨岡峻による「接面」の人間学における間主観的な理解の非対称性

安　部　高太朗[1)]　　吉　田　直　哉[2)]

[1)] 郡山女子大学短期大学部
[2)] 大阪府立大学大学院

Asymmetry of Intersubjective Understanding in Humanities of “Interface with Child” by KUJIRAOKA Takashi

Abe Kotaro[1)]　　Yoshida Naoya[1)]

[1)] Koriyama Women’s College
[2)] Osaka Prefecture University

Abstract：This paper attempts to clarify the asymmetry of intersubjective understanding in humanities of “interface with child” by KUJIRAOKA Takashi. Kujiraoka calls a particular emotional relationship between two persons “*Setsu-men*” (interface), the space in which they can understand each other. It is the key for Kujiraoka’s humanities of “interface with child” to understand intersubjectively between two persons. Sticking out the “tongue of emotion” is a metaphorical phrase expressing this particular intersubjective understanding between two people. However, in the relationship between a child and a child caregiver, it is emphasized and essential only for the latter to stick out his/her “tongue of emotion” toward the child. Kujiraoka does not refer to another aspect of intersubjective understanding: a child who is sticking out his/her “tongue of emotion” toward the child caregiver. There is asymmetry of understanding others or of the relationship between child and child caregivers: intersubjective understanding between the two is not intersubjective. After all, it is a huge mistake to think that we can perceive others’ emotions naturally and correctly by “tongue of emotion.”

Key Words：Relation between Child and Child Caregiver, Life Cycle, “Tongue of Emotion”, Maurice Merleau-Ponty, HIROMATSU Wataru

抄録：本稿は、鯨岡峻による「接面」の人間学において「間主観的」とされる理解が非対称であることを示す。鯨岡は、気持ちを向け合う二人のあいだに生まれる独特の心理的なトポスを「接面」と呼び、この「接面」で生じる現象の人間学的探究を試みた。「接面」の人間学の鍵となるのは、二者関係において間主観的に相手が分かるということである。鯨岡は、二者関係において相手の情動が伝わってくることに着目し、その現象を「情動の舌」というメタファーで語っている。但し、この「情動の舌」が伸びることは、実のところ、一方から他方への一方向的な他者理解である点で非対称的である。保育者－子ども関係においては、保育者による子どもの理解という側面のみを語っており、子どもによる保育者の理解について鯨岡は言及していない。さらに「情動の舌」で相手の情動が分かることは相手の情動が自然と伝わり、間違えることなく分かると考えられている点が独断的である。

キーワード：保育関係、世代間循環、「情動の舌」、モーリス・メルロ＝ポンティ、廣松渉

1．はじめに

本稿の目的は、鯨岡峻の「接面」の人間学において語られる保育関係が、〈育てる者－育てられる者〉という親密な関係を前提としたものであることを確認したうえで、〈育てる者〉としての保育者が、〈育てられる者〉としての子どもを理解しようとする際に生じる認識論的問題を示すことである。本稿が試みるのは、〈保育者－子ども〉関係における相互理解は成立しうるのか、保育者が子どものことを「分かる」とはどのようなことだと鯨岡は見なしているかについて、彼の議論に即して明らかにすることである。

本稿が鯨岡の「接面」の人間学に着目するのは、保育実践の前提として子ども理解が必須のものとして求められているからである。そこで言われる子ども理解は、保育者によってなされる子どもの内面への理解であり、あくまでも〈保育者→子ども〉という一方向の理解が強く求められているという点で非対称的（一方向的）なものである。例えば、『保育学用語辞典』(2019年）では、子ども理解のためのアプローチとして「共感的理解」(empathic understanding)が挙げられている。この「共感的理解」とは「共感性に基づく他者理解」であり、「共感性とは、自分が他者の立場に立って、その人の感情を推測し、同様の感情を共有しようとするプロセスからなる」と説明されている（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 編著 2019：85)。加えて「保育においては、大人である保育者と幼児の感じ方、見方、考え方には大きな違いがあることを踏まえ、幼児が今何を感じ考えているのか、幼児の視点からその内面世界をとらえようとすることとともに、保育者の共感的理解が幼児に伝わっていることも重要である」と強調されている（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 編著 2019：86)。ここでは幼児の内面世界をとらえるために、外面的な情報（視線、表情、身体の動きなど）を通して「内面世界を推測し、再構成する努力」が保育者の側だけに求められているのであり、「共感」の一方の当事者であるはずの子どもの位置づけについての記述は一切ない（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 編著 2019：85)。このように保育における子ども理解では、保育者（大人）から対象（子ども）の内面、つまり、心情を一方向的に理解することに重きが置かれてきている。

鯨岡は、こうした保育の前提にある他者（の心情）理解が生じることを、〈保育者－子ども〉の「接面」の形成として見ている。本稿が、鯨岡の「接面」の人間学において主題的に語られる〈保育者－子ども〉関係に着目するのは、保育における他者理解、保育の前提としての子ども理解を当然視している現状について、別の視角から考察することに資すると考えられるからである。すなわち、鯨岡に着目することは、〈保育者－子ども〉関係における相互理解は成立しうるのか、あるいは、保育者が子どものことを「分かる」ことができると確信することにはいかなる意味があるのか、を問うことにつながっていく。

本稿に先んじて、鯨岡に言及した研究はいくつかあるが、それらの多くは鯨岡が提唱した対人実践についての質的記録である「エピソード記述」に関するものである。例えば、村井尚子は、「保育研究においてはエピソード記述の実践が子ども理解の方途として近年盛んに行われるようになった」契機として鯨岡の議論を挙げている（村井 2015：186)。村井によれば、鯨岡は、保育や教育、看護などの現場への質的アプローチ方法の一環としての「エピソード記述」という技法を開発したとされ、保育研究への質的方法論の導入を行った人物とされる（村井 2015：186)。

林悠子は、当事者研究として自らの保育記録を分析する際の視角として鯨岡を参照し、子どもと自身の関係性を「間主観的な関係」だったとする。そして、その関係性において、鯨岡が言うような「他者の感情が自己に移入してくる、あるいは自己が他者におのれを重ね合わせ（成りこみ）そこにおいて他者の感情が把握される」ことが生じたという(林 2009：47)。この他にも、観察記録の分析視角として鯨岡を援用したものとしては、中津・新堀(2013）などがある。

先行研究において鯨岡は、保育者の立場から子どもを「間主観的」に理解しうるというテーゼを打ち出し、その「間主観的」な理解をつづる「エピソード記述」という技法論を提案した人物として言及されている。しかしながら、「間主観的」な理解とは、理解における〈主観／客観〉という二項対立を超克

して、〈主観／客観〉を止揚した一体的な関係性において生じる（相互の）理解であるはずである。それにもかかわらず、現在の主導的な保育学言説においては、保育者が（一方向的に、非対称的に）行う子ども理解の技法ないし根拠として、鯨岡が援用されていることは、本来不自然なことのはずである。鯨岡のいう「間主観的」な理解と、保育学言説のいう「子ども理解」との異同についての検討は、先行研究においては一切行われていない。

一方で、鯨岡の「間主観的」な理解が有する「情動通底性」という前提がもつ問題を指摘した研究もある。大塚類は、鯨岡について「個や主体として子どもを捉え、子どもと養育者を繋ぐ情動や感情の絆を捉えながらも、関係発達という観点から、子どもの自我や、子どもと養育者の情動の絆や、両者の一体的な関係さえもが、養育者の傾倒的な関与も含めた子ども－養育者関係のなかで育まれる、という立場を明確にしている」（大塚 2007：320）としたうえで、「鯨岡においては、子どもや養育者が、情動通底性を介して情動を共有し合っていることを、経験的な観点から描き出せても、例えば、情動通底性を両者が生きられるのはどうしてなのか、子どもは情動通底性をどのようにじぶんのものとしていくのかが、明らかにされていない」と批判している（大塚 2007：320, 傍点引用者）。本稿の問題関心は、この大塚による批判に通じるものであると言える。すなわち大塚の言う「情動通底性」（本稿で「間主観性」と言われるものに相当）が、子どもと養育者の「両者」の間に「通底」するものとして成立するその機序についての鯨岡の説明の不十分さについて検討することが、本稿の主題である。それは、鯨岡が「『接面』の人間学」の一領域と見なしている保育学研究の分野で、子ども理解の理論的背景、あるいは典拠として、鯨岡による子どもへの「間主観的」な理解が言及され続けていることの問題性を照射することになるだろう。

２．「接面」の人間学の構想：客観科学に対する忌避から

（１）「接面」の人間学の定義

鯨岡は、「気持ちを向け合う二人のあいだに生まれる独特の空間」としての「接面」において生じる現象を探究する領域を、「『接面』の人間学」と呼ぶ。それは、「接面で生じていることを取りあげることを通して、人間の生き様を多方面にわたって明らかにし、そのことを通して人が生きるということの意味を掘り下げることを目指す研究領域の総称」であり（鯨岡 2016：153）、これを「客観科学」と対比している（鯨岡 2016：141ff.）。彼が「接面」の人間学と客観科学とを対比するのは、客観科学では人と人とが関わり合う具体的な様相を記述し、探究することは不可能だと見ているからである。人と人との間に生じる情動が交錯する場としての「接面」に焦点が当てられているのは、これまでの第三者としての観察者の立場に固執する客観科学では、こうした人と人との情動の交錯という現象をうまく記述できないという確信が鯨岡にあったからだろう。

鯨岡の言う「接面」の人間学の対象である人間は、「自己充実欲求と繋合希求欲求という二つの根源的かつ両義的な欲求」を持っており、その充足を求めるとともに、「周囲他者との動的関係性のなかで時間軸に沿って変容し続ける存在」だとされる（鯨岡 2018：4f.）。「接面」の人間学が目指したのは、周囲の人々の中で生きており、また生きていかざるをえない人間が、周囲の人々とどのように関係性を取り持ち、関係性を変容させていく中で人間自身も変わっていくのかを具体的に見ていくことである。

（２）「接面」における二者関係の内閉性

鯨岡は、「接面」を「気持ちを向け合う二人のあいだに生まれる独特の空間」とし、「二人のあいだの物理的な空間という意味ではなく、少なくとも一方が『いま、ここ』において相手に気持ちを向けているときに成り立つ空間ないし『あいだ性』を意味する」とし、その心理的トポスとしての性格を強調している（鯨岡 2018：７）。加えて、鯨岡は、「接面」のもつ当事者性を強調しており、「接面で生じていることはその接面の外にいる第三者には接近できないものであり、それゆえ客観的にそこにあるという形で証拠立てて示すことができない」（鯨岡 2018：７）という排他性、あるいは内閉性を特色とする。それゆえ、鯨岡のいう「接面」の人間学は、あくまで当事者同士の自他融合的な時空間に生じ、そこにおいて当事者のみに感じられる現象を対象とし、そ

の意味を解釈することによって進展していくことになる。確かに、鯨岡は、「接面」のでき方が人と場合によって異なりうる可能性を認識してはいるものの、いくつかの「接面」が、同一の相手に対して複数構成されるという事態は想定していないようである。言い換えれば、一人の間に対する「接面」はあくまで一つだけなのであり、その「接面」が別様でもありうるというのは、あくまで可能性でしかありえないということである。鯨岡はこう述べている（鯨岡 2016：124）。

> 情動が行き交い、心の動きが行き交う独特の場（空間）を一般的に「接面」と呼ぶのだと言いながらも、その内実は同じ人においてでも場面によってその都度微妙に異なり、また人によって微妙に異なることを認めなければなりません。そして、接面のつくられ方が人によって多様であるということは、「養護の動き」や「受け止める」ことの中身が人によって微妙に異なることに通じています。

このような排他的・特権的関係性としての「接面」を重視するアプローチを保育において採用するならば（現に鯨岡はそうすることを試みている）、「接面」の保育学は、当事者同士の融即的な自他未分化（あるいは不可分）の関係性を前提としており、〈我－汝〉関係ともいうべき緊密な二者の関係性、あるいは〈我〉に対して〈汝〉すらも析出される以前の原初的な一人称的関係性を規範化することになる。鯨岡によれば、「接面」の人間学の特長は、〈いま、ここ〉で起きている「育てる」「保育する」という動態を捉えられることだとされる。つまり、「接面」として捉えられる関係性は、常に変動しつつあることをその本質としており、その関係性の変動も、当事者においてしか感知しえないと鯨岡は考えているのである。

（3）世代間の関係発達の中に組み込まれた保育関係

保育を動的な関係性の下で生じるとする見方は、鯨岡が、子どもの発達を単に個体の発達としてではなく、世代間の関係の発達として捉えていることと関連する。鯨岡において、人間（子ども）の発達は、世代間の〈育てられる者〉から〈育てる者〉へと、つまり、子がいつしか親へと変貌することを軸とした動的な過程としての関係性の変容そのものだと認識されている（*cf.* 鯨岡 2002）。それは、何かができるようになるとか、何かが分かるようになることを指標として個々の能力の発達によって人間の発達を語ろうとするのではなく、他者への関わり方が変化すること、言い換えれば他者との関係性が変容すること、その人の存在が〈育てる者〉へと緩やかに変化していく長期スパンの出来事として人間の発達を捉えようとするものである。

鯨岡において、保育は、かつて〈育てられる者〉だったが、〈育てる者〉の側にいつの間にか参入した親以外の大人（鯨岡の言う「広義の育てる者」＝保育者）が、〈育てられる者〉である子どもに関わる営みである。つまり、鯨岡にとっての保育は、世代間交流におけるアクターの変容と、交流における役割の変容と転換を意味している。それゆえに、鯨岡においては、（広義の〈育てる者〉である保育者を含めた）養育者の子どもへの関わり方は、かつて自分が〈育てられる者〉だったころに受けたものをベースにしていると認識されている。この点に関して鯨岡はこう述べている（鯨岡 2006：25）。

> 最初から大人だった人は一人としてなく、養育者はみなかつては子どもでした。ですからメルロ＝ポンティの言うとおり、養育者は目の前の子どもの姿にかつてのおのれの姿を見ずにはおれません。

鯨岡は、子どもの（人間の）発達について、世代間の命のリサイクル図式に基づく、生涯にわたる関係の発達として提起してきた（鯨岡 2002）。鯨岡にとって発達とは、「関係発達」であるし、関係発達でない発達はありえず、発達は常に他者との関係性の中で生じてくるのである。すなわち、彼は、子どもの発達を、〈育てられる者〉がいつの間にか、結婚し、親となり、〈育てる者〉へと変容していく中で生じる世代間の生命の連鎖、「命のリサイクルの過程」における関係性の発達として捉えている（鯨岡 2002：98f.）。これは「育てる－育てられる」の関係、つまり、「かつて主体として受け止められて社

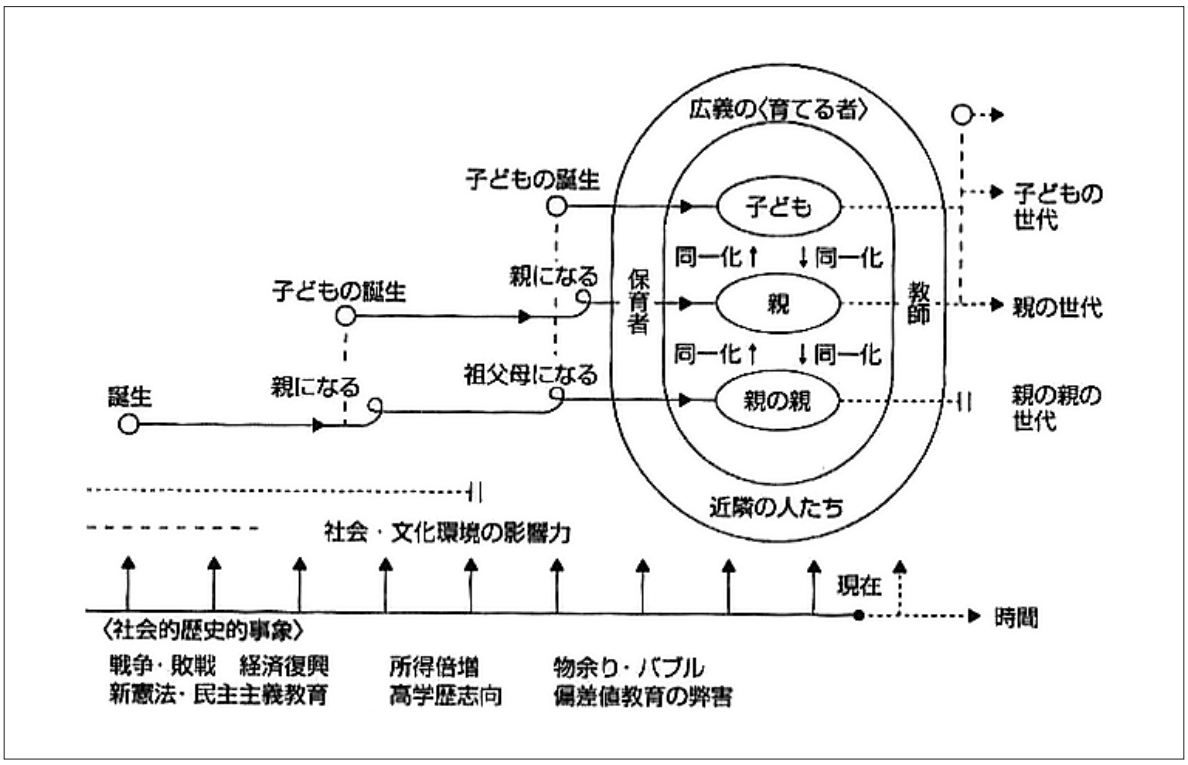

図１．鯨岡の世代間の関係発達の概念図（鯨岡 2016：30）

会化されてきた者が次世代を一個の主体として受け止め社会化してゆくという関係が、世代から世代へと次々に引き継がれていくことを意味している」（鯨岡 2002：99)。その後、鯨岡はライフサイクル図式において、「保育者」「教師」等を、広義の〈育てる者〉として次のように位置づけた。

上掲の図１において、〈育てられる者〉がライフステージの変化に伴って、〈育てる者〉へと相対的な役割が変遷していくことは、生涯発達として捉えられている。ただ、図１においては、広義の〈育てる者〉として「保育者」「教師」等も含み込められている点に注意しなければならない。ここで暗示されていることは、保育者や教師の役割は、「親」になることを間接的に支えることであるということと同時に、保育者や教師になるということは、自身が「親」になるという個人的な体験から切り離すことができないということである。ここで注目されるのは、鯨岡における発達が、異なる世代間の関係発達を中心に語られている点である。例えば、同世代の中での発達、例えば、子どもと子どもが関わることで、子ども同士が育つ（あるいは育ち合う）という側面についての具体的な言及はなく、保育の現場においてはよく見られるはずの子ども同士の関わりのなかで子どもが育っていくということを見失いかねない。なるほど、鯨岡自身は「時代を問わず、子どもは自分の生活の中で出会う多くの大人たちや周囲の子どもたちの影響を強く受けて、『育てられて育つ』のだと言える」と述べているものの（鯨岡 2006：40)、「周囲の子どもたちの影響」が具体的ににどういうもので、どのような形で「育てる」ことに関わるのかは全く言及がない。

さらに、図１に示されるように、元々、鯨岡において〈育てる〉ことの範型は、「親子」関係にあるのであり、「親子」をモデルとして〈保育者－子ども〉関係も定位されている。鯨岡が、〈親－子〉関係と、〈保育者－子ども〉関係を完全に同一視しているとは言えないものの、〈親－子〉関係が、〈保育者－子ども〉関係と相似であると捉え、両者をオーバーラップさせることからは、保育者の専門性を定義する際の困難が生じるだろう。というのも、親の「育て」の営みを「専門性」の発揮と捉えることはできないからである（「親であること」は保育者の「専門性」ではありえない。保育者養成においても、研修においても、「親であること」を不特定多数の人間に獲得・共有させることはできないからである)。鯨岡の議論に即して、保育者の「専門性」の熟達まで

もが異世代間の関係発達の中で生じるものだと見なすならば、そのような保育者の「専門性」の向上のための養成教育および現職研修は事実上不可能だということになってしまう。

さらに、〈親－子〉関係をベースにした世代間の発達の連鎖を、保育者にも適用して論じようとしたがために、鯨岡の「『接面』の人間学」において鍵になる「間主観的」な他者理解には重大な問題が孕まれることになった。広義の〈育てる者〉である保育者もかつて〈育てられる者〉だったがゆえに、今、目の前で関わる〈育てる者〉である子どもを「間主観的」に理解でき、それゆえ適切に関わることができるというレトリックが暗に前提されることになってしまったのである（*cf.* 鯨岡 2006： 6）。過去の経験に依存した関係性の構築と他者理解を論じるために、過去の経験の存在は自明視され、その経験の多様性や個々人の内面における経験受容のあり方という質的・物語的側面は一切捨象され、匿名化されてしまっている。

しかも、ここで言われる他者理解は、あくまでも〈育てる者〉による〈育てられる者〉に対する理解のみであり、鯨岡は〈育てられる者〉から〈育てる者〉への理解については、間主観性と言っておきながら一切論述していない。保育者が子どものことを「分かる」ことには重きが置かれる一方で、反対に子どもが保育者のことを「分かる」ということはそもそも問題にはならなくなっている。そのことは、保育者が子どもを「分かる」ということと、子どもが保育者を「分かる」ということの間に生じてくるはずのズレを見失っていることを意味する。保育者による子どもの理解のみが前景化し、しかもそれが恰も保育者と子どもの両者で共通に了解された相互的理解であるかのように語られる恐れがここにはある。

それと同時に、過去の個人的経験の記憶に基づいてなされる「間主観的」な理解は、個々の保育者の個人的経験が多様である以上、その理解の仕方も無限に多様であることの意味を捉えようとしていない。保育者に共通して獲得されうる「専門性」を論じようとせず、保育者の単なる人間、生活者としての個別の側面のみが前面化されているのである。

客観的な行動科学による他者理解の特異性を忌避し、「人と人とが共に生きる場で起こること」を何とか記述しようという鯨岡の努力の意義は過小評価されるべきではないが、彼の提起した「接面」の人間学が前提する「間主観的」な（他者）理解が持つ非対称性（それは非－間主観性に他ならない）から出来する問題についての検討は、丁寧に行われなければならないだろう。鯨岡に対して批判的検討を行うことは、彼が忌避する行動科学的な、客観的な他者理解への単純な回帰を志向するものではない。「『接面』の人間学」において鍵になっている「間主観的」な理解を批判的に把捉することが重要なのは、それは、保育者が、保育の場で生起する出来事から、子どものことを（一方的に）理解できたかのように特権的に語ることに禁欲的・自制的になるために必要なことだからである。

3．「情動の舌」というメタファーで語られる「間主観的」な理解

（1）鯨岡における「間主観的」な理解の非対称性

鯨岡の「『接面』の人間学」の鍵概念である「間主観的」な理解については、元々「情動の舌」と呼ばれるメタファーで語られてきた。「情動の舌」とは、二者関係において「それぞれの情動領域（つまり気持ちや感情の動き、あるいは vitality affects など）は、自己身体の領域をはみ出して相手の身体領域まで伸長することができる」ことを模式化したものである。早い時期に「情動の舌」の概念が提示された著作には、次のような図が掲げられている。

この図２は、（A）から（E）へと、まず先に、大人の側から「情動の舌」が伸びて、その「舌」が子どもの情動領域に到達したのちに、子どもの側からも「情動の舌」が大人に対して伸び始め、最終的に相互に「情動の舌」が「主観性の領域」に到達し合うに至る過程を理念的に表している。鯨岡は「二者のあいだに関係が築き上げられていく上で、一方または双方が相手の気持ちをもち出すことが重要な意味」を持つとし、これによって「相手の気持ちが分かる、相手の感情の動きが掴めるようになる」という（鯨岡 1997：183 傍点引用者）。ここで鯨岡が「一方」が気持ちを「もち出」しさえすれば、二者間の関係性が形成されうるとしている点には注意するべきである。つまり、ここでは、保育者の側から一方的に気持ちが持ち出され（つまり一方からの「情

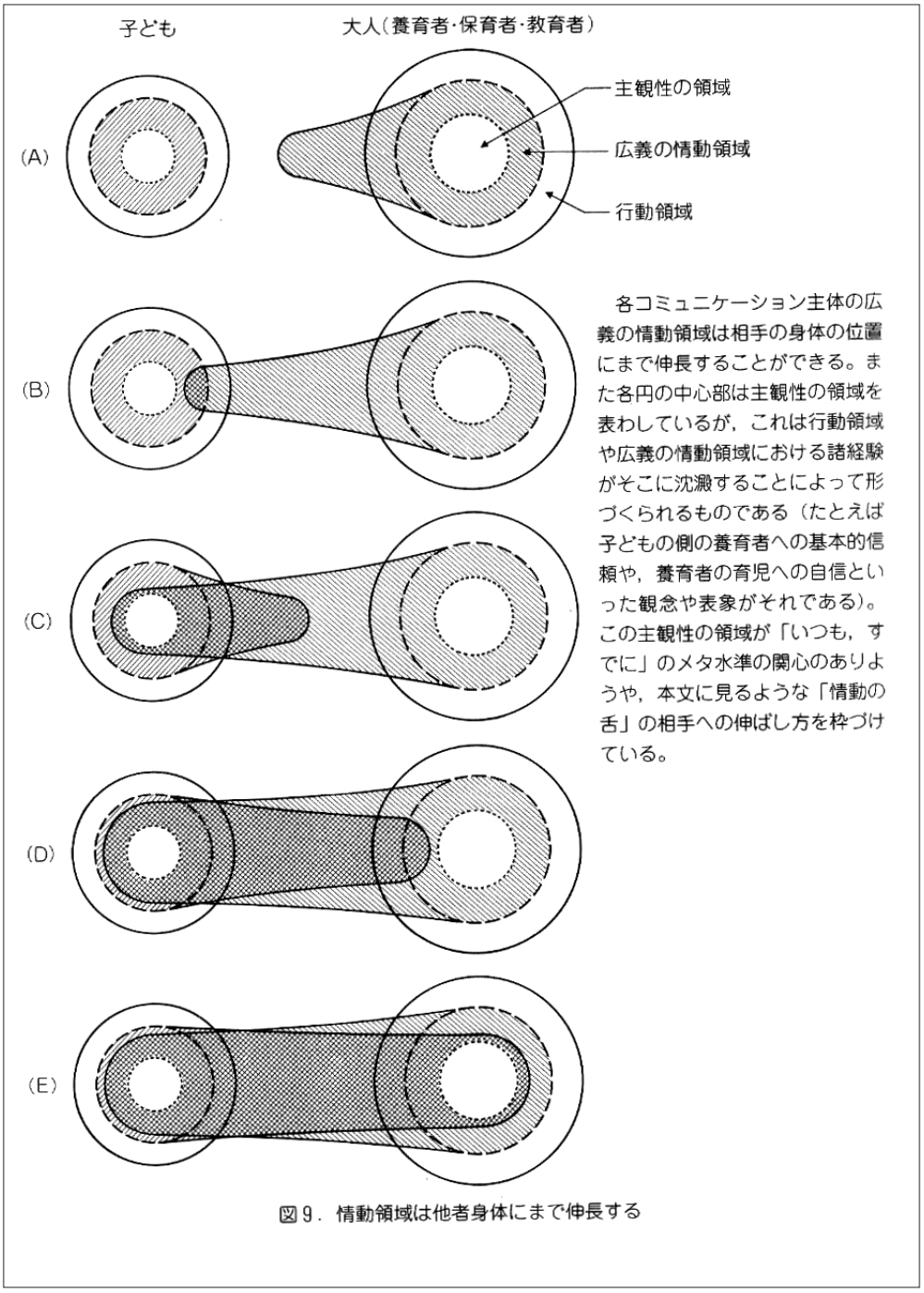

図２．保育者－子ども関係における「情動の舌」（鯨岡 1997：184）

動の舌」が伸ばされ）ることによって、子どもと保育者との間に関係性が成立し、少なくとも保育者の側からは子どもの「感情の動き」を恰も「掴む」というように、身体的実感を有しながら理解することが可能になるとされているのである。さらに（保育者も含む）養育者と子どもの関係については次のように述べている（鯨岡 1997：183 傍点・［ ］内引用者）。

とりわけ乳児とその養育者の関係にあっては、まず最初に養育者の側が気持ちをもち出すことによって乳児の気持ちの動きを掴み、それに従って具体的な関与が生み出され、そのときに生じる養育者自身の満足や喜びの感情の中に乳児が浸しこまれていました。そこに養育者の「成り込み」［養育者が子どもの立場に成り込むこと］が生じていることもすでに指摘したところです。

そのうえで、鯨岡は、先に掲げた図２の「情動の舌」を、マルクス思想の再興を図った哲学者である廣松渉の「自我の膨縮」という考えをヒントにして図式化したと述べている（鯨岡 1997：183)。上記引用において傍点を付して強調した通り、鯨岡自身が「情動の舌」のアイデアを提起し始めた当初においては、「間主観的」な理解について、両者の間の動きの始まりには前後関係があること、つまり「間主観的」と言っておきながらも、その間主観性の発端は、相互的・同時進行的な交絡ではなく、〈(認識するところの）主体－（認識されるところの）客体〉という非対称な関係性を前提としており、保育者の側からの先制的な働きかけを特別視していた。「情動の舌」の相互伸張を介するはずの「間主観的」な理解は、その初発の時点においては相互作用的なものではない場合がありうるのである。

さらに、養育者（保育者）による子どもの理解という側面については強調される一方で、他方、子どもによる養育者の理解という側面についてはほとんど言及されていないため、「間主観的」な理解が生じる〈養育者（保育者）－子ども〉関係は、「間主観的」と言いながら、保育者による一方向的な理解（という確信）に依拠するものになりうる危険性を排除できない。

加えて、「廣松の『自我の膨縮』という考えをヒントにして図式化した」という割には、鯨岡は、廣松が『世界の共同主観的存在構造』において示した主題である「共同主観性の存在論的な基礎づけ」、〈主体／客体〉区分の乗り越えという課題を無視してしまっている。廣松は、「『能知的主体』［認識主体たる人の精神］と『所知的客体』［認識対象たるモノ］とを存在的に截断すること」の問題性を指摘している（廣松 2017：212［ ］内引用者)。例えば、廣松が、掌を合わせた状態の、右手による左手の触知は、同様に左手による右手の触知でもあることなどについて言及するのは、能知／所知の一体不可分性の例証を挙げようとしたからであろう（廣松 2017：212ff.)。廣松は、「能知としてあるか、所知としてあるかは必ずしも排他的・非両立的ではない」と強調する（廣松 2017：213 傍点原文)。そのうえで、廣松は、実体的に自我が伸長しているわけではないが、「眼鏡や補聴器は、それを常用している人にとっては、対象的存在というよりも身体的自我の一部というべき」であるというように（廣松 2017：212)、モノの機能を介して身体的自我が伸長したり、逆に収縮したりする事態を「身体的自我の膨縮」と呼んでいる。眼が悪い人にとっての眼鏡、耳が悪い人にとっての補聴器が、それを常用する人にとっては身体の一部と認識されることは身体の膨張であり、逆に麻痺した腕が（生理的には身体の一部分であるにしても)、恰も身体から切り離された対象物であるかのように認識されることは、身体の収縮といえるだろう。この「身体的自我の膨縮」は、あくまで「その都度の機能的聯関性において存立する」とされている（廣松 2017：218)。

廣松において、人が近傍のモノと結び合う連関性の認識こそが世界認識の態様であるとされていることと、鯨岡において、一方の人が、他方の人と結び合おうとする繋合欲求が人間存在の本質だとすることの間には巨大な空隙が存していよう。

鯨岡においては、「情動の舌」という「情動領域」が取り上げられているに過ぎないから、廣松の「身体の膨縮」という肉体的メタファーを鯨岡が取り上げるのは適切でないように思える。加えて、鯨岡においては、「情動の舌」はあくまでも膨張・伸長する側面のみが強調され、収縮・退縮する側面については限定的に言及されるのみである（鯨岡 2006：169)。すなわち、「情動の舌」の相互的交錯が成ったのち、どちらかの「情動の舌」が収縮・退縮して、相手の「情動領域」が再び感知されなくなるような事態については具体的に言及されていない。鯨岡においては、廣松による「主客の二項対立の超克」という関係論的認識論上のモチーフが見失われ、主客の融合というロマン主義的な図式の中に、廣松のアイデアが押し込められているのである。

（２）「接面」における「間主観的」な理解の非意図性・不可疑性

鯨岡によって「接面」概念が導かれるプロセスで焦点化されたのが、上述の通りの、相手のことが「間主観的に分かる」ということだった（鯨岡 2016：32ff.)。「接面」をより鮮明なイメージによって表現したのが、上記の「情動の舌」という比喩だったといえる。「舌」が他者の主観性の領域に接

する面、つまり「舌」が舐め、味わっている面が「接面」に相当するわけである。「舌」が、二者間の間で互いに向けられ合い、互いを舐めて味わうという状況において、「接面」は、間主観性の場として成立する。その時、「接面」とは「情動の行き交う領域」であり、その場は「相手に自分の気持ちを持ち出す」「相手の気持ちに自分の気持ちを寄り添わせる」ことによって維持される（鯨岡 2016：41）。ただ、注意しておくべきことは、ここで言われている「気持ちの寄り添わせ」を行っているのは、第一義的には保育者であるということである。鯨岡は、この「気持ちの寄り添わせ」による「接面」の成立という自説が、保育実践に持ち込まれる中で生じた「誤解」について次のように述べる。

> 「あなたに子どもの気持ちが掴めないのは、子どもに成り込まないからだ、子どもに情動の舌を伸ばさないからだ」というような発言がしばしば私の耳に届き、私の主張が正しく理解されていないことを思い知らされました。というのも、意識して持ち出すかどうかという議論ではなく、間主観的に分かった結果を分析的に見ればそのように言えるということに過ぎなかったからです。つまり、間主観的に分かったことを後から振り返れば、気持ちを持ち出していた、情動の舌が伸びていたということを言いたかったわけで、気持ちを意識して持ち出せば分かる、意識して情動の舌を伸ばせば分かるということではないということに注意を喚起する必要に迫られました。
>
> （鯨岡 2016：41）

ここで鯨岡は、「相手に自分の気持ちを持ち出す」「相手の気持ちに自分の気持ちを寄り添わせる」ことと、「間主観的に分かる」ことの関連を明確に論じていない。そもそも、「間主観的に分かろう」とする意識、あるいは意図は、あくまで保育者側に抱かれるものであり、それ自体は「間主観的」な意識ではありえない。とするならば、保育者が、「分かろう」と意図してから、「（間主観的に）分かった」と思えるまでの間における「間主観性」の成立過程について、鯨岡は論じるべきであろう。ところが、間主観性が成立した、ということは、当事者にとって事後的にしか感知し得ないとされ、かつ、間主観性の成立が瞬間的なものであるとされているためか、どのように間主観性が成立するに至ったのかについての論述を欠いている。「接面」が生じた（そのことは同時に「間主観的に分かる」という事態が生じたということでもある）と鯨岡がいう場合、「相手に自分の気持ちを持ち出す」「相手の気持ちに自分の気持ちを寄り添わせる」ことができたと、「分かろう」としている側が事後的に見なしている（あるいはそう「評価」している）というだけである。「間主観性」というのは、当然のことながら、保育者と子どもという二つの主観の「間」に成立する場、あるいは関係性なのであるから、「間主観性」は、保育者の側からだけ成立が感じられるというものではありえない。「間主観性」が間主観的である限り、その成立は子どもにも感知されるはずであり、子どもの内的／外的活動に変容をもたらすインパクトを持ちうる。しかしながら、「間主観性」を子どもが感知（あるいは直観）するということが、子どもにとってどういう意味を持つのかについて、鯨岡が主題的に言及していないことは奇妙というほかない。

相手を「分かろう」とする意図性は、鯨岡自身によって「情動の舌」の動きとして表現される。「情動の舌が伸びる」という表現に見られるように、鯨岡において「相手に自分の気持ちを持ち出す」「相手の気持ちに自分の気持ちを寄り添わせる」ことは直観的かつ感覚的なもの、舌にある味覚のように、口に入ったら味わわずにはいられないものとして語られている。味覚のようなものとして相手を感じるということは、相手について間違って感じるということがないということを示唆している。例えば、舌で蜂蜜を舐めたときに、「甘い」という味を感じることは当然であり、「塩辛い」「苦い」などと感じることは（味覚障害に冒されていない限り）ありえないし、同様に、「この蜂蜜は、私には甘く感じるが、実は塩辛いのかもしれない」などという疑念を抱くこともない。しかも、その味の感覚は、瞬間的に、否定しようのない実感として私たちに迫ってくる。

「間主観的」に分かるというのは、結局、「解釈」に過ぎないのではないのか、そもそも他者とは不可知の存在ではないのかという自らに突きつけられた

批判的言辞に対して、鯨岡は、目の前で乳児がむずかって泣き喚くときに、乳児の気分が伝わってこないなどということがあろうかと感情的に反論する（鯨岡 2006：125）。この反論は、子どもが分かるということは、当然のように実現しうるという彼の信念の表明であろう。

子どもが「間主観的」に分かるということを支えているのは、鯨岡によれば「身体の共鳴共振」によるという。つまり、同質の、相響きあう媒介としての「身体」を共有していることが、間主観的なわかり方を支える基層なのだという。鯨岡が、「舌」という可視的かつ器質的な、身体から伸長しうる感覚器官のメタファーによって子どもへの分かり方を説いたのは、彼にとってはきわめて自然なことであったのだろう。

鯨岡によれば、「接面」が生じるということは、「身体」を媒介としながら、相手の気持ちが、隔たりなく、即時的にこちらに流れ込んでくることであり、逆にこちらの気持ちも相手に間断なく流れ出している、身体接触－心理接触的な状態である。その点において、「舌」による「間主観的」な分かり合い方というのは、お互いにお互いを舐め合うことによって味わい合うことである。そのような、舐め合いの状態が規範化され、そこからの退出は禁じられているかのようである。つまり、そこでは、保育者が舐めたくない子どもの存在は失認されるし、保育者に舐められたくないという子どもの意思も等閑視される。鯨岡においては、「接面」をつくられることが好ましくない事態（「舌」のメタファーで言えば、子どもの「舌」が大人を「不味い」と感じる、あるいは子どもが自らを「舌」で舐め回してほしくない、あるいは自らの「舌」で舐め返したくないと感じる情況）が、〈育てる者－育てられる者〉の関係においては生じえないと考えられているようである。それゆえ、子どものことは全て「わかっている」と信じている側が本当に分かっているか否かは「反省」されない（体感、実感として身に迫ってくるわかり方なので、それが間違っているということなど想像もできないからである）。同様に、「接面」ができていないことの意識化は可能なのか、あるいは、「接面」ができていないにも関わらず、できていると勘違いする（直観する）可能性はないのか、そのことを認識するには如何にすればよいのか —— こうした問いは、「情動の舌」が伸び、舌先が相手に触れたのだ、と一方が思い込んだ（直観的に確信した）瞬間に不可視化され、関係の非対称性がせり上がってくる危険性があるのである。このような諸問題は、「間主観的」なわかり方が、技術（テクネー）であることを否定したことから生じてきたものである。つまり、「間主観的」なわかり方を、「人間」が普遍的に備える感覚による至極当然の現象として記述してしまったので、どうすれば「間主観的」なわかり方が可能になるのか、どうすればより深い「間主観的」な分かり方に到達できるのかという問いに向き合う機縁を鯨岡は失ってしまったのである。

4．おわりに

本稿においては、保育実践において一般的な前提となっている子ども（の内面）理解の論拠とされてきた、鯨岡の「間主観的」な子ども理解の構造とその問題性について指摘した。鯨岡における「間主観的」な理解は、二者関係において一方から他方へ「情動の舌」が伸びるというメタファーで語られ、否応なしに味わわれるものとして、他者の情動が捉えられるなかで成立するとされている。但し、〈保育者－子ども〉関係にあっては、保育者による子どもへの一方向的な理解が強調されるが、逆に、子どもの側から保育者の側へ「情動の舌」が伸びるさまについて詳細に扱われることはないという点で非対称なレトリックである。

加えて、「情動の舌」が伸び、それが相手に接した瞬間に、相手の情動は「わかった」ことになってしまう。それゆえ、〈保育者－子ども〉関係における「間主観的」な理解が、保育者による子どもへの一方向的な理解に留まる、非対称的なものになる危険性を捉え損ねてしまっている。「間主観的」な理解は、〈保育者－子ども〉という閉鎖的・排他的な関係性の中で生じるものだから、その関係性の埒外にいる他者による再検討はそもそも不可能である（埒外の他者との相互検討が可能なのであれば、その理解は〈保育者－子ども〉という当事者間の「間主観性」に依拠したものではないはずだからである）。

〈保育者－子ども〉関係における「間主観的」な理解が抱える諸問題は、保育者による子どもの情動が

「わかった」という感覚を、省察的に捉え直す契機がビルトインされていないために生じてくるものである。保育者が「わかった」と思ったものが、単なる思い過ごしや誤認であったということには、保育者自身は気づきえないし、そのような間違いであるかもしれないような「わかり方」は、そもそも「間主観的」なものではないとして棄却され、否定し去られてしまうだろう。このような、保育者による子どもへの理解の不可謬化・特権化は、「子どもによる保育者理解」という反作用を論理構成の中に内在化していなかったことから生じてきているものと思われるのである。

文献

大塚類（2007）「乳幼児の意識にとっての他者関係」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第47巻、317-326頁。
小倉定枝（2013）「保育における「主体性」言説に関する考察：1980年後を中心に」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』第９号、13-23頁。
鯨岡峻（1997）『原初的コミュニケーションの諸相』ミネルヴァ書房。
――（2002）『〈育てられる者〉から〈育てる者〉へ：関係発達の視点から』日本放送出版協会。
――（2006）『ひとがひとをわかるということ：間主観性と相互主体性』ミネルヴァ書房。
――（2011）『子どもは育てられて育つ：関係発達の世代間循環を考える』慶応義塾大学出版会。
――（2016）『関係の中で人は生きる：「接面」の人間学に向けて』ミネルヴァ書房。
――（2018）『子どもの心を育てる新保育論のために：「保育する」営みをエピソードに綴る』ミネルヴァ書房。
東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 編著（2019）『保育学用語辞典』中央法規。
富田純喜（2014）「教育実践において子どもの変容といかに向き合うか：個体能力論の批判的検討から」『教育学雑誌』第50号、165-170頁。
中津郁子・新堀友（2013）「保育者の子どもへの関わりについての心理臨床的意味づけ」『鳴門教育大学研究紀要』第28巻、10-23頁。
林悠子（2009）「実践における「保育者 - 子ども関係の質」をとらえる保育者の視点：保育記録の省察から」『保育学研究』第47巻第１号、42-54頁。
廣松渉（2017）『世界の共同主観的存在構造』岩波書店。
村井尚子（2015）「エピソード記述と教育的契機の記述による教育実習へのリフレクション」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第５巻、185-194頁。

受付日：2021年３月10日
受理日：2021年５月17日

事例報告

特別養護老人ホームでの業務上過失致死被告事件

― 間食後に死亡したケースで問われた職員の刑事責任 ―

梶　原　洋　生

日本社会事業大学

A case of negligence at a special nursing home:

Criminal liability of a worker for the death of a resident after a snack

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract：At a special nursing home in Nagano Prefecture, a facility worker served a donut as a snack to a resident, who later died mainly due to hypoxic ischemic encephalopathy after cardiopulmonary arrest. The focus of this case is on whether or not this worker is guilty of negligence resulting in the resident's death. The defendant was found criminally liable and guilty of negligence in the original decision, and she filed an appeal. The Tokyo High Court overturned the original verdict and found her not guilty.

Key Words：Nagano Prefecture, special nursing home, negligence, snack

抄録：長野県の特別養護老人ホームにおいて利用者に間食を提供するに当たり、ドーナツを配膳した職員に過失が存在したか。その結果、心肺停止に起因する低酸素脳症等により、同人を死亡させた罪が問われた事件である。刑事責任について、原審は過失を認定し被告人を有罪としたが、被告人が控訴を申し立てていた。東京高等裁判所は原判決を破棄して、被告人を無罪とした。

キーワード：長野県、特別養護老人ホーム、過失、間食

１．はじめに

介護現場での事件には、故意犯以外に過失犯が散見される[1)]。食事中の誤嚥といったケースは過失の例であろう[2)]。すべて液状の食生活であればリスクが少なくて望ましいだろうか[3)]。否、エンパワメントによって生活を彩る権利擁護の観点からは、食事が楽しめるような形状の創意工夫が求められ、あるいは多少食べにくいものに挑むことが残存機能の維持に寄与する可能性も考えられる[4)]。現場はこれらの兼ね合いに悩み、利用者の日々の変化に対話的に取り組んでいる[5)]。しかし、看護・介護現場での誤嚥による窒息死となれば、刑法上、業務上過失致死の構成要件に該当し得る[6)]。残念な結果について、いかに予見可能かが問われることになってくる[7)]。今回、筆者が入手した資料の裁判例（東京高裁令和２年７月28日判決[8)]）は、複数の訴因について事実認定の上、予見可能性を問い、当該職務のなかで医療行為ほどの業務上過失が認定されるかと、刑事責任が争われたから、整理して報告する。

２．事案の概要

有罪とした原判決（長野地裁令和元年３月25日判

決）の認定事実は以下である。被害者は85歳だった。
「ア　　本件施設には、食事、入浴、排泄等で介護が必要な要介護１ないし５の高齢者を対象とした入所者の居住区としてＡ棟（17名）、Ｂ棟（21名）及びＣ棟（27名）があり、それぞれに食堂が設置されていた。本件施設には、職員として看護業務と一部介護業務を行う看護職（看護師又は准看護師）及び介護業務を行う介護職がいた。看護職は、本件当時、看護師長及び被告人（准看護師）を含めて６名であり、日勤の場合、看護業務のほか、昼食介助と、優先すべき看護業務のない場合には間食介助にも入ることになっていたが、どの棟の間食介助に入るかは定められていなかった。なお、看護職は、早番及び遅番の勤務の際には介護業務だけを行うとされていた。介護職は、本件当時、棟ごとのチーム（Ａチーム、Ｂチーム及びＣチーム）として編成され、Ｃチームには８名が配置されていた。
イ　　被害者は、アルツハイマー型認知症で要介護４の認定を受けており、平成25年10月23日、本件施設のＣ棟に入所した。Ｃ棟の入所者は主として認知症の進行が比較的軽度な者とされていた。被害者は、以前に本件施設をショートステイで利用したことがあり、その際の資料では食事の際の詰め込み等が指摘され、今回の入所に際して管理栄養士によって作成された栄養ケア計画書でも、短期目標（以下の括弧内は栄養ケアの内容）として、適切な食事と間食の摂取による現体重の維持（食事：義歯がないため全粥（主食）及びキザミ食（副食）、おやつ：禁物特になし）、安定した体調の維持（食事摂取量の確認）、誤嚥防止（食事摂取状態の確認、食形態の評価）が挙げられていた。本件施設での間食には、常菜系のほかゼリー系の形態があり、副食がキザミ食の利用者には、基本的に常菜系の間食が提供されていたため、被害者にも常菜系の間食が提供されることになった。
ウ　　被害者の入所後の状況について、看介護記録には、①おやつのサンドパン提供するも義歯ないため咀嚼不可、口腔より出してもらうと形のまま出てくる、形態によっては誤嚥の危険ある、提供前に形態の確認をとの記載（同年10月24日）、②被害者が、夕食時、食事をかき込むことがあり、ゆっくり食べるよう声掛けしたとの記載（同年11月７日）、③前記②の夕食後に嘔吐を繰り返したことについて「食べ過ぎ？丸飲み傾向・・」との看護記録のはりつけ（同月８日）、④被害者が、食事をスプーンですくってかなり大盛りを口に入れ、飲み込んでしまうため、配膳前にほぐして食事を提供すること、箸をつけること、ゆっくり食べるように声掛けすることとの記載（同年12月１日）、⑤昼食について「食事、丸飲みする様子あり」、「寿司提供は、窒息のリスクあり。見守りのもと、慎重な判断が必要」との記載（同月４日）などがある。
エ　　同年12月４日に開かれたＣチームの会議で被害者の間食の形態変更が議論され、同月６日からゼリー系の間食に変更されることになった（以下「本件形態変更」という。）。
オ　　Ｃチームの介護士であるｂは、本件当日（同月12日）、間食のため被害者を含むＣ棟の利用者をＣ棟食堂に集め、利用者用の飲物を用意していた。被告人は、同日、日勤で看護業務を行っていたところ、午後３時10分頃、間食の介助を手伝うため同食堂を訪れた。なお、本件当日、同食堂には、食事の介助が必要であったり、動静に注意することが必要であったりする利用者が複数いた。被告人は、ｂに手伝えることはないか聞いたところ、間食の配膳をするように頼まれた。本件当日の間食は、常菜系の本件ドーナツ（直径約７cm、厚さ約３cm）及びゼリーであり、厨房担当者が食堂内に運んできていたワゴンに置かれていた。本件施設では、主食及び副食について配膳の際に食札による確認が行われていたが、間食の配膳については、食札は利用されず、配膳する者の記憶により行われていたところ、ｂは被告人に配膳を頼むに当たって、誰にゼリーを配膳するか伝えず、被告人からｂに尋ねることもなかった。被告人は、上記ワゴンを押しながら、各利用者のテーブルを回り、間食を配膳したが、本件形態変更の認識がなかったため、常菜系の間食である本件ドーナツ（１個）を被害者に提供した。
カ　　被告人は、食事の全介助が必要な別の利用者の介助に入り、被害者に背を向ける形で同利用者にゼリーを食べさせていた。Ｃチーム介護士ｃは、午後３時15分頃、Ｃ棟食堂に入り、その後食堂内を見たところ、被害者が、いすの背もたれに寄りかかり、体を左に傾け、左手を下げ、あごが上がった状態で

いるのを発見した。その際、本件ドーナツの置かれていた皿は空になっており、併せて置かれていた牛乳も減っていた。

キ　　被告人らは、窒息を疑って被害者の背中を強く複数回たたき、被害者を居室のベッドに移動させると、口腔内からドーナツ片（おおよそ長さ約3.5cm、横約1.5cm、高さ約１cm）を指でかき出した。看護師長のdが居室に到着した時点では、被害者に呼吸及び脈はなく、末梢チアノーゼも生じた状態であった。dは、口腔内からドーナツ片を指で２回かき出し（１回目に取り出したものは、ぼろぼろになり湿り気を帯びた長さ約３cm、横約２cm、高さ約1.5cmのものであり、２回目に取り出したものは、口の中にばらばらと広がっていたものであり、おおよそ１回目の半分の量であった。）、さらに吸引器を使用したものの、ドーナツは吸引されなかった。dらが、被害者に対し心臓マッサージ及び酸素吸入をすると、被害者は一度息を吐き出した。なお、被害者に数回AEDを使用しても除細動の適応はなかった。その後救急隊員が到着したが、被害者は心肺停止状態となっていた。救急隊員は、窒息の疑いを告げられ、口腔内を確認したところ、声門手前の複数箇所にドーナツ片の付着が認められたものの、声門の閉塞はなかった。被害者は、気管挿管及びアドレナリン投与を受け、病院搬送の途中で心拍が一旦再開したが再び停止し、病院搬送後に心拍再開、弱い自発呼吸が確認された。

ク　　被害者は、平成26年１月16日、搬送先の病院で心肺停止に起因する低酸素脳症等により死亡した。」

原判決の心肺停止の原因に関する判断は以下のようである。

「e医師の証言（①被害者が認知症であり、食事をかきこむ癖を有し、被害者の異変に気付いた被告人を含む本件施設の職員等がその原因として窒息を疑って適切な処置をし、被害者の声門手前でドーナツの残渣が発見された、②本件ドーナツは、喉頭、声門（直径７ないし10mm）、気管を閉塞させることが可能な大きさ、量である、③被害者が窒息に対する処置を受けて一度息を吐き出し、末梢チアノーゼが回復した経緯は、本件ドーナツの一部による窒息が生じたものの、後にそれが取り除かれ、空気の通り道ができたと考えることと整合する、④突然の心肺停止は急性心筋梗塞や致死性不整脈等の心疾患、あるいは脳梗塞等の脳血管障害によっても生じ得るが、急性心筋梗塞は、自己心拍が再開した後の心電図において認められるはずのST波形がないことから否定され、致死性不整脈は、蘇生措置の間に脈が触れておりパルスオキシメーターの値が測定できたことと矛盾する上、致死性不整脈のうち心室細動及び無脈性心室性頻拍もAEDによる除細動の適応がなかったことから否定され、脳梗塞等の脳血管障害により心肺停止が生じた場合には本件のように短時間で呼吸再開が生じるとは考え難く、被害者の死後のCT検査で脳底動脈に梗塞像があることを踏まえても、脳梗塞等の脳血管障害が心肺停止の原因であることは否定される、⑤したがって、心肺停止の原因は本件ドーナツによる窒息である。）は信用できる。異変発生の際、被害者に咳嗽反射による咳き込みや窒息したことを周囲に知らせるような言動がなかったとしても、被害者が高齢であることなどからすれば、窒息と矛盾しない。前記e証言によれば心肺停止の原因は本件ドーナツによる窒息と認められる。さらに窒息部位を検討すると、鼻腔の閉塞はうかがわれず、口腔内のみの閉塞で窒息が生じるとは考えられないから、その奥に位置する喉頭ないし気管に閉塞が生じたと認められる。」

原判決の過失についての判断は以下である。

「ア　　主位的訴因について

本件形態変更は窒息防止もその理由の一つであり、被害者の介護を担当する者においては、被害者が食物を詰め込むことがあることなどから窒息の危険があると認識されていたと認められる。被告人が早番及び遅番としてCチームの介護業務を担当していたことなどからすれば、被害者が本件ドーナツを摂取することにより窒息が生じる危険性があることを予見することは可能であった。しかし、被害者は、入所から本件までの２か月弱の間、ドーナツを含む常菜系の間食を食べており、丸飲み傾向等の窒息につながり得る事情はあるが、嚥下障害は確認されておらず、実際の食事、間食の場面において、誤嚥や食物が詰まるなどといった窒息の危険が高いといえるような事態は生じていなかったことからすれば、本件当時、窒息の危険が高かったとまでいうことはで

きない。加えて、食事介助が必要であったり、動向に注意を要する利用者が他にも多数いるという状況で、bから被害者の見守りについて注意を受けたわけでもない被告人が他の利用者に比べて被害者を特別注視しなければならない存在であると認識し、異変に気付くことのできる程度の注視を求めることは困難である。被告人には、被害者の食事中の動静を注視して、食物による窒息の事故を未然に防止すべき業務上の注意義務を怠った過失があるとはいえない。

イ　予備的訴因について

本件施設の利用者には様々な身体機能を有する者がおり、身体機能等によっては配膳する間食の形態により誤嚥や窒息等により生命、身体に危険が生じる可能性があること、本件施設において間食を含む食事の形態は利用者の身体機能等により決定されていたこと、本件施設の利用者の身体機能等は変化することがありそれに応じて間食を含む食事の形態が変更される可能性があることが認められ、被告人は、本件施設の利用者に間食の形態を誤って提供した場合、特にゼリー系の間食を配膳することとされている利用者に常菜系の間食を提供した場合、誤嚥、窒息等により、利用者に死亡の結果が生じることは十分に予見できた。本件施設では、介護士のチームごとに作成される申し送り・利用者チェック表が介護業務を行った介護士等により毎日記載され、チームごとのカウンターで保管されていた。日勤の看護師（准看護師を含む。）は、療養棟全体のサービスステーションにおいて、利用者全体の療養棟日誌を確認し、その後、看護職の詰所である診察室において、看護送りノート及び看護の申し送り簿を確認して各利用者の情報を収集した上、各チームの夜勤の介護士から、申し送り・利用者チェック表等に基づいて各利用者の健康状態等について報告を受けていた。また、夜間連絡担当の看護師１名は、夕方に日勤の介護士から利用者の健康状態について申し送りを受け、その看護師が申し送り・利用者チェック表に押印することとなっていた。看護師が介護資料全てを確認することが求められていたとはいえないが、介護士から看護師への日々の申し送りは、申し送り・利用者チェック表に基づいて行われていたから、これに基づいて看護師に引き継がれる記載内容は看護師において把握すべきであって、少なくとも勤務に当たる際には同表の確認が求められていたというべきであり、被告人においては、自身の勤務しない日がある以上、勤務の度に各チームの申し送り・利用者チェック表を遡って確認し、間食を含めた食事の形態変更の有無を確認する義務があり、さもなくば、間食介助の現場において間食の形態変更を介護士に確認すべきである。本件形態変更は、平成25年12月５日の申し送り・利用者チェック表に記載されており、被告人は、翌６日以降の日勤勤務の際に遡って同表を確認していれば、その変更を知り得たのであり、義務違反と結果との因果性も認められる。被告人には、前記義務を怠った過失があり、それにより被害者を死亡させたといえるから、業務上過失致死罪が成立する。被害者に提供される予定のゼリーによる窒息の危険性は本件ドーナツの窒息の危険性より低いと認められるから、確認義務を認めることに問題はない。」

３．判決の要旨

ところが、東京高等裁判所の判断は無罪であった。つまり、「原判決が原判示の過失を認めたことは是認できない。」としたので、本判決の要旨を以下に整理する。

第一に、本判決では原判決の問題点を述べた。

ア　原判決は、予見可能性を適切に捉えていない。すなわち、原判決が検討した予見可能性の内容は、被害者自身に対する窒息の危険性を抽象化している。本件施設の利用者の状況は様々で、各利用者の間食の形態が常に誤嚥、窒息の防止だけを目的として決められているわけではない。特別養護老人ホームにおける利用者一般という概括的な存在を対象に、常菜の中でも、どのような種類の間食かを特定しないまま、利用者が死亡することについての予見可能性を問題にした。特別養護老人ホームには身体機能等にどのようなリスクを抱えた利用者がいるか分からないから、ゼリー系の指示に反して常菜系の間食を提供すれば、利用者の死亡という結果が起きる可能性があるというところにまで予見可能性を広げた。しかし、「具体的な法令等による義務（法令ないしこれが委任する命令等による義務）の存在を認識しながらその履行を怠ったなどの事情のない本件事実関係を踏まえるならば、上記のような広範か

つ抽象的な予見可能性では、刑法上の注意義務としての本件結果回避義務を課すことはできない。原判決は、被告人には本件形態変更を確認する職務上の義務があったとした上で、これを法令等による義務と同視したもののように解されるが、一定の科学的知見や社会的合意を伴わない単なる職務上の義務を法令等による義務と同列に扱うのは形式的に過ぎるというべきである。本件では、被告人が間食の形態変更を確認しないまま本件ドーナツを被害者に提供したことが過失であるとされ、この過失によって被害者に本件ドーナツによる窒息が生じ、その死亡という結果を引き起こしたことについて行為者を非難するという過失責任が問われているのであるから、被害者に対する本件ドーナツによる窒息の危険性ないしこれによる死亡の結果に対する具体的な予見可能性を検討すべきであるのに、原判決はこの点を看過している。これに対し、検察官は、予備的訴因では本件施設の利用者一般に間食を提供する際に被告人が負うべき結果回避義務が問題になったのであるから、本件施設の利用者一般の予見可能性を検討するのは当然であり、原判示の予見可能性に係る判断に誤りはないと主張するが、過失の内容を的確に捉えないものであり、失当である。なお、検察官は、原判決が主位的訴因の排斥に際し、本件ドーナツによる窒息の危険性（被害者が本件ドーナツを摂取することにより窒息が生じる危険性）について予見可能性がある旨説示していることを捉えて、原判示の過失について被害者が本件ドーナツにより窒息する危険性の具体的予見可能性を肯定しているとも主張する。しかし、原判決は、主位的訴因と予備的訴因の各判断において前提となる予見可能性の内容が異なり、予備的訴因においては、本件ドーナツによる被害者の窒息の危険性ないしこれによる死亡の結果の予見まで要しないことを明示した上、実際に被告人が被害者に本件ドーナツを提供したことは間食の形態を確認すべき義務の違反から結果に至る因果の流れの中に位置付けたと考えられ、検察官の主張は原判決を正解するものではない。」

イ　また、原判決は、「主位的訴因よりも時系列的に前の予備的訴因ではなおさら、結果回避義務を課すに相応しい内容、程度の結果に対する具体的予見可能性が認められるかを自覚的に検討する必要があったはずである。」「原判決は、予備的訴因で求められた具体的予見可能性の内容を前記アのとおり誤って捉えたためか、上記検討をしていない。」。

ウ　さらに、原判決は、「主位的訴因の検討においてさえ、『看護職は常に介助に入るものではなく、介助の主体は介護士とされており、被告人は間食を配膳することを介護士であるbから頼まれ、配膳を開始した時から被害者の異変が発見されるまでbから被害者の見守り等について何ら注意をされたわけでもな(い)』という事情も考慮して主位的訴因の過失を認めることができないとしながら、予備的訴因の検討においては上記事情を考慮した様子はない。しかし、予備的訴因の検討においても上記事情、より具体的には、本件施設における看護職と介護職の介護業務の分担状況、本件形態変更の経緯・目的、介護の際に把握しておくべき利用者の健康状態についての情報共有の仕組み、本件当日の状況を踏まえて実質的に判断すべきであった。」

エ　以上のとおり、原判決は、「過失犯について予見可能性から検討する判断枠組みを採用し、この枠組みに従って主位的訴因を排斥する一方、予備的訴因に関する判断においては、主位的訴因の判断と大きく異なる誤った予見可能性の捉え方をした上で、本件施設における被告人の立場等についても実質的な検討をしないまま原判示の過失を肯定したもので、この点だけをみても、原判示の過失に係る判断には重大な問題があり、これをそのまま是認することはできない。」

第二に、本判決では予備的訴因に対する判断を述べた。すなわち、「間食の形態を確認しなかったことを業務上過失致死罪における過失とするためには、遅くとも被害者に本件ドーナツを提供するまでの間に本件ドーナツによって被害者が窒息することの危険性ないしこれによって死亡する結果についての具体的予見可能性がどのような内容、程度であったかを十分に検討する必要がある。」といい、具体的に検討したのは以下のようである。

ア　まず前提として、「被告人において間食の形態を確認することが職務上の義務であったかをみることとする。もとより職務上の義務であっても直ちに業務上過失致死罪における刑法上の注意義務となるものではないが、検討の際の重要な考慮要素とな

り得るし、原判決が前記アで指摘したような広範かつ抽象的な予見可能性で足りるとした背景事情とも関連すると考えられる。」とした。この点、「申し送り・利用者チェック表は、介護士の詰所である各チームのカウンターで保管される介護資料であり、その記載の体裁に照らし、日付の前日夜から当日の夕食終了頃までの間にその都度記載されていたと認められるが、その記載が日勤の看護師に対する引継ぎのためのものであったとは認められない。同表は、介護職間の情報共有のためのものであり、各利用者の健康状態等に直接関係しない親族面会や物品購入等の記載もあり、そこに記載される事項全てが看護師において把握しておく必要があるものではない。また、本件施設においては、日勤の看護師に対し、その勤務に当たり、既に申し送りがされた過去の日付の同表を確認するよう求める業務上の指示があったことを認めるに足りる証拠はなく、休日明けを含め日勤看護師がそのような確認を実際に行っていたと認めるに足りる証拠もない。本件施設のような特別養護老人ホームにおいて、本件施設の療養棟日誌のように看護職と介護職で共有されていた文書とは別に、介護職の詰所に保管される介護資料を看護師が自ら、しかも遡って確認することが通常行われていると認めるに足りる証拠もない。そうすると、申し送り・利用者チェック表を用いて看護師への申し送りがされていることなどから、被告人が日勤勤務の際に同表を遡って確認することが求められていたとする原判決の判断には飛躍があり、検察官が答弁書で主張するところを踏まえても、被告人に職務上そのような義務があったとはいえず、もとより本件施設の全利用者65名分を併せると相当の量となる看介護記録（利用者ごとに編成された介護資料で看護記録とは別のもの）についてそのような確認義務を肯定することもできない。」と述べる。なお、検察官は、保健師助産師看護師法が「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話」を看護師（准看護師を含む。）の業務と定めていることから（同法５条、６条）、この規定を援用して、原判示の注意義務が導かれると主張していたが、「本件施設では、配膳を含む間食の介助は、基本的に介護職の業務であって看護師の関与なしにも行われていた。検察官の援用する上記法律の規定から本件施設における間食介助の主体や間食配膳の際に遵守すべき内容が導けるものではなく、本件において問題となるような具体的な間食の形態確認義務、すなわち、申し送り・利用者チェック表等を遡って確認すべき義務が導かれるものでもない。検察官の主張は採用できない。したがって、被告人が事前に自ら介護資料を確認して本件形態変更を把握していなかったことが職務上の義務に反するものであったとはいえない。」と述べた。

イ　　続いて、本判決は過失の成否を判断するために、「①本件ドーナツによる窒息の危険性、②本件形態変更の経緯及び目的、③本件施設における看護職と介護職が利用者の健康情報等を共有する仕組み、④被告人が事前に本件形態変更を把握していなかった事情、⑤本件当日の状況、⑥食品提供行為が持つ意味」を検討した。

つまり、①本件ドーナツによる窒息の危険性については、「本件は本件ドーナツが被害者の喉頭ないし気管内を閉塞して窒息が生じたとの原判決の認定を前提としても、上記閉塞に至る具体的機序を確定できない事案であり、被害者について指摘されている摂食、嚥下の問題点（詰込みあるいは丸飲み）も誤嚥による肺炎等の感染症の原因となるという意味で問題視されるものであることにも照らすと、上記窒息の危険性の現実化にどのような影響を及ぼしたかは不明である。そして、原審証拠によれば、被害者には窒息の要因の一つである嚥下障害は認められず、入所から本件に至るまで食事（主食及び副食）の形態に変化はなかった上、本件の１週間前まで本件と同様の、ドーナツを含む常菜系の間食（おやき、いももち、今川焼、ロールケーキ、まんじゅう、どら焼き等）を食べていたが、窒息を招き得るような事態が生じたことはなく、平成25年12月４日に指摘された窒息のリスクは、主食が全粥と指定されていた被害者に対し、特別食として用意された握りずしの提供を控えたことの理由として記載されたものにすぎず、翌５日に提供された常菜系の間食で問題が生じたとはうかがわれない。また、本件ドーナツの包装には、こんにゃくゼリーや餅等に通常付されるような、高齢者や幼児等の窒息等に関する警告や注意書等も表示されていなかった。このように、被害者の死亡については、窒息に至る機序等が特定でき

ないもので、その危険性の程度を格別示すような事実関係はうかがわれず、本件ドーナツで被害者が窒息する危険性の程度は低かったといえる」とし、②本件形態変更の経緯及び目的については、「平成25年12月４日にＣチームの介護士らによる会議が開かれたが、その会議録『感染症対策について』の項目には、被害者につき『量が多くないか。食後すぐに動くのはどうか。おやつ変更→ゼリー系へ。』との記載があり、翌５日の看介護記録には「おやつは刻みトロミ対応のものに変更（ゼリー系に変更の趣旨である。）、『食事内容、量については明日、ｆ栄養士が来棟して下さるので検討します。』との記載がある。これらの記載内容からすると、Ｃチームの介護士らは、上記会議で、感染症対策に関連して、被害者について食事の量を減らすことと間食の形態をゼリー系に変更することについて意見交換をし、まず本件形態変更を決定したが、食事の量を減らすことについては最終的には管理栄養士の意見を聞いて決定するとしたことが認められる。そして、被害者は、本件施設で同年11月７日と上記会議３日前の同年12月１日の夕食後に嘔吐し、いずれもその後、感染症対策の措置が講じられ、このうち前者の嘔吐は、被害者が夕食の際に食事をかき込み、その後に嘔吐を繰り返した事案であり、そのアセスメントとして同年11月８日の介護記録に『食べ過ぎ？丸飲み傾向・・』との看護記録が貼付されていた。感染症対策の措置が必要となる被害者の嘔吐の原因としては丸飲み傾向が指摘されており、本件後の同年12月20日に開催された臨時Ｃチーム会議の報告書においても本件形態変更について丸飲み傾向を理由とする旨の記載があることを踏まえれば、前記の食事量の変更と本件形態変更は、ｂの原審証言のとおり、まず感染症対策のため嘔吐防止を図ることを目的としていたと認められる。ただし、その措置がどの程度必要であったかは明らかではない。その上で、本件形態変更が他の目的を伴っていたかを検討すると、本件施設において、被害者の丸飲み傾向は、嘔吐だけでなく、誤嚥の原因ともなり得るものとして把握されており、誤嚥は場合によっては窒息につながる可能性もあることからすれば、嘔吐防止に併せて誤嚥を防止し、さらには窒息の防止も副次的に目的としていたものと認められる。しかし、これは、Ｃチームの介護士らが医師等の専門的知見に基づかないまま、主目的の嘔吐防止に併せて誤嚥、さらには窒息の危険性をより低減させる判断をしたにすぎず、間食について窒息につながる新たな事態が生じたために行われたものではない。」とし、③本件施設における看護職と介護職が利用者の健康情報等を共有する仕組みについては、「日勤勤務の看護師は、出勤後、サービスステーションで利用者全員の療養棟日誌を見るほか、看護師の詰所で看護送りノート及び看護の申し送り簿（看護師が介護士から朝夕の後記申し送りの際に口頭で報告を受けた情報を記入したもの）を見て、各利用者の発熱や体調の変化等の健康状態に関する情報を把握し、さらに各チームの夜勤介護士からの朝の申し送りで、申し送り・利用者チェック表等に基づいて各利用者の健康状態について口頭で報告を受けていた。また、夜間に連絡を受ける担当の看護師は、各チームの日勤介護士からの夕方の申し送りで、申し送り・利用者チェック表等に基づいて各利用者の健康状態について口頭で報告を受けていた。」とした。④被告人が事前に本件形態変更を把握していなかった事情については「本件施設での配膳を含む間食の介助は基本的に介護職の業務であり、本件形態変更は、Ｃチームの介護士らが会議で決定し、会議の翌日以降にＣチーム内で再度確認されていた。しかし、本件施設では、当時、頻度は高くないものの、日勤の看護師が看護業務の合間にいずれかの棟の間食の介助に加わることがあったから、間食について利用者に常菜系あるいはゼリー系のどちらを配膳するかが担当者の記憶により行われていたという当時の手順を前提とするならば、介護職の責任者において、間食の配膳を確実にするため本件形態変更に関する情報を看護職にも周知させるべきであるが、看護師と介護士の双方が職務開始に当たり確認を行うべきものとされていた入居者の特記事項等を記載する療養棟日誌に本件形態変更の記載はなく、その他の方法も含めて看護職に対してその情報が周知された形跡はない。被告人に対して個別的に本件形態変更が伝達されたとも認められない。そして、本件当時、被害者の間食について窒息につながる新たな事態は生じておらず、本件形態変更が被害者の課題であった嘔吐防止のために当然行うべきものであったとも認め難いから、本件

形態変更が決められてから本件までの１週間余りの間に、被害者の間食について形態変更の有無を確認するべく被告人において動機付けられる事情があったとはいえない。このように、被告人が日勤の看護業務を続ける中で本件形態変更を知ることが容易であったとはいえない。」とし、⑤本件当日の状況については、「被告人は、優先すべき看護の仕事がなかったため、C 棟食堂での間食の介助に入ることとし、その際、たまたま介護士の b から配膳の手伝いを頼まれ（b の相勤介護士の c は、別の仕事で同食堂に来るのが遅れていた。）、これを引き受けたが、b から本件形態変更を伝えられず、従前と変わりないものと考えて被害者に本件ドーナツを提供した（C 棟食堂に来なかった利用者の分も含めた間食が同食堂に運び込まれており、被害者以外の利用者には定められたとおりの形態の間食が配膳されたと認められる。）」とした。そうして⑥食品提供行為が持つ意味は、「e 医師が、あらゆる食品が窒息の原因になってもおかしくない旨指摘し、g 教授が、ゼリーについても窒息の危険性を完全に排除できるわけではないと述べていることを踏まえるならば、被害者について窒息の危険性を否定しきれる食品を想定するのは困難である。そして、窒息の危険性が否定しきれないからといって食品の提供が禁じられるものでないことは明らかである。他方で、間食を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけでなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要であることから、その人の身体的リスク等に応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要である（この点、被害者に対しても、管理栄養士の f が平成25年10月23日に作成した栄養ケア計画書で『食欲を損なわないように体重の維持』『身体状況に配慮しながら本人の意向を尊重し良好な栄養状態を維持』と記載していた。）。したがって、餅等のように窒息の危険性が特に高い食品の提供は除くとしても、食品の提供は、身体に対する侵襲である手術や副作用が常に懸念される医薬品の投与等の医療行為とは基本的に大きく異なる。」としたのである。

ウ　以上から、本判決は被害者について、「食品によっては丸飲みによる誤嚥、窒息のリスクが指摘されていたとはいえ、ドーナツは被害者が本件施設に入所後にも食べていた通常の食品であり、本件ドーナツによる窒息の危険性の程度は低かったこと（前記イ①）、本件形態変更はあったものの、その経緯、目的に窒息の危険を回避すべき差し迫った兆候や事情があって行われたわけではなく、間食について窒息につながる新たな問題は生じていなかったこと（同②）、看護職と介護職の間には各利用者の健康状態についての情報を共有する一定の仕組みがあったが、本件形態変更は被告人の通常業務の中では容易には知り得えない程度のものとして取り扱われ（同③④⑤）、被告人が事前に本件形態変更を把握していなかったことが職務上の義務に反するとの認識は持ち得なかったこと（前記ア）に照らせば、本件ドーナツで被害者が窒息する危険性ないしこれによる死亡の結果の予見可能性は相当に低かったといえる。このような予見可能性の内容、程度に加えて、被害者に対して食品を提供する行為が持つ意味（前記イ⑥）も併せ考えるならば、本件において被告人が間食の形態を確認せず本件ドーナツを提供したことが刑法上の注意義務に反するとはいえない。そうすると、本件事実関係の下では、被告人において、自ら被害者に提供すべき間食の形態を確認した上、これに応じた形態の間食を被害者に提供し、本件ドーナツによる被害者の窒息等の事故を未然に防止する注意義務があったということはできない。」と判断した。

４．結論

上記の整理のごとく、本判決は順次判断し、被告人を無罪とするに至った。それは、「平成26年12月に本件公訴が提起されてから既に５年以上が経過し、現時点では控訴審の段階に至っている上、有罪の判断を下した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな前記事実誤認がある以上、上記疑義や他の控訴趣意についての検討に時間を費やすのは相当ではなく、速やかに原判決を破棄すべきである。」とし、「刑訴法397条１項、382条により原判決を破棄し、同法400条ただし書を適用して当裁判所において更に判決する。」としたのである。結論として、「主位的訴因については、原判決によって、被告人の犯罪の証明がないとされ、それに対して検察官が控訴の申立てをしなかった以上、控訴審が職権判断により主位的訴因について有罪の自判をすることはで

きず（最一小決平成25年３月５日・刑集67巻３号267頁参照）、予備的訴因については（なお、原審がその追加請求を許可したことに違法があるとはいえない。）、既に説示してきたところから明らかなように、本件の事実関係の下では、被告人において、自ら被害者に提供すべき間食の形態を確認した上、これに応じた形態の間食を被害者に配膳して提供する業務上の注意義務があったとはいえず、犯罪の証明がないことになるから、刑訴法336条により被告人に対し本件公訴事実につき無罪の言渡しをする」と判決した。

５．おわりに

我が国の刑法学説では、旧過失論、新過失論、新新過失論等が提唱されたから、いわゆる「過失の本質」について論争が重ねられてきた。本判決でも過失を問うているが、この事案の難しさは、そもそもドーナツがいかに作用したのか不明なところにある。被害者の喉頭ないし気管内を閉塞して窒息が生じたとして、閉塞に至る具体的機序を確定できないでいる。しかも、被害者について指摘されている摂食や嚥下の問題も「窒息の危険性の現実化にどのような影響を及ぼしたか」は不明のままなのである。

確かに、介護現場が繁忙であり、利用者は認知症等を有していれば、事件の立証は困難な場合があり、裁判官も真相に悩むだろう[9)]。一方で、刑事政策は推移するし[10)]、犯罪学の動向もある[11)]。機序をたどりにくい刑事責任事件には、公害や大規模医療事故（投薬の副作用、予防接種、感染症対策）の例があるが、これらの過失を問う際には、予見可能性を危惧などと同義に見て「抽象的」に捉える我が国の学説さえ展開されて来たので、本件の原判決もその意味で解釈の苦心は察せられるところである。別論ながら医療事故等に関して付言すれば、この間に、民事法学あるいは医事法学の立場からは、無過失補償の制度が論じられてきている[12)]。

そこで、筆者としては、今後に向けた司法福祉学の立場から、かような刑事事件についても過失の解釈論に委ねる以外の道には期待したい。遺族の心情に則って推進すべき立法論の一つは、我が国における死因究明制度の拡充と考える。裁判における鑑定も難しさや問題点が指摘されているところ[13)]、地元の医療センター等で素早く事件の真相が見えてくる時代になっていけば、社会も変わるだろう。当事者遺族や近隣市民も、傷ついた地域暮らしからの修復につながり得る[14)]。公的介護保険制度の樹立からは遅れたが、今後の介護社会を見守る国家的な人権保障の仕組みとして社会福祉制度の体系に位置づけられないか。実は、本件施設事故の当時、我が国では死因究明の拡充を喫していた。平成24年に死因身元調査法と死因究明等推進法が成立した。そこで平成25年から、明らかな犯罪死でない場合でも、警察の判断によっては必要に応じて解剖による死因究明が行われるようになっていたのである。これらの立法によって、社会安全に寄与するから、地域暮らしにおける権利擁護の流れに、大きな前進があった時期ともいえよう。以後、長野県では平成30年に、死因究明に特化したセンターが開設されている。信州大学医学部法医学教室が松本市で運営して24時間の受入れ体制である。スタッフが警察の捜査にも協力し、ご遺体を診断するようになった。国会でも、令和元年６月６日に死因究明等推進基本法が成立し、令和２年４月に同法は施行した。この部面のさらなる展開に注目したい。

文献

1）高野範城・青木佳史（編）（2004）『介護事故とリスクマネジメント ― 法律家と実務家が多くの裁判例をもとに記す ― 』、あけび書房
2）古笛恵子（編）（2008）『事例解説　介護事故における注意義務と責任』、新日本法規
3）早川和江（2015）介護食に対するイメージとニーズに関する質的研究、介護福祉学、22(1) 5-13
4）高野範城・荒　中（2005）『高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス ― 法律家と実務家が多くの事例をもとに記す ― 』、あけび書房
5）平田厚（2001）『これからの権利擁護 ―「対話」「信頼」「寛容」を築く ― 』、筒井書房
6）鎮守條子（小堺堅吾監修）（1997）『看護事故ケースブック』、文化放送ブレーン
7）下村康正（1979）『学説判例 刑法総論』、学陽書房
8）最高裁判所裁判例情報システム（http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search2）2021年４月10日アクセス
9）木谷明（2005）『事実認定の適正化 ― 続・裁判官の心 ― 』、法律文化社
10）小川太郎（1970）『刑事政策の推移と問題』、立花書房
11）藤本哲也（2013）『犯罪学・刑事政策の新しい動向』、中央大学出版部
12）日本医事法学会（編）（2013）『年報医事法学28』、日本

評論社
13）矢澤昇治（編）（2014）『最新と科学鑑定 ― 鑑定で「不可知論」は克服できる ― 』、日本評論社
14）高橋則夫（2003）『修復的司法の探求』、成文堂

受付日：2021年５月10日

実践報告

地元自治会と大学理学療法学科の連携事業

― マンション集会所で行う健康寿命延伸を目的とした地域在住高齢者への運動指導 ―

奥　　壽　郎

大阪人間科学大学　人間科学部　理学療法学科

Collaboration between local residents' association and university physiotherapy department

— Exercise guidance for the elderly living in the community for the purpose of extending healthy life expectancy at the apartment complex —

Oku Toshiro

Department of Physical Therapy, Osaka University of Human Sciences

要旨：2018年度に開催した大阪人間科学大学公開講座「健康寿命を延ばそう～メタボ・ロコモをやっつけよう～」（2018年10月開催）を契機に、地元自治会から「健康寿命延伸に向けた連携事業」の要請を受けた。その後、地元自治会と大学で協議を重ねた結果、2019年４月より１年間、地元自治会と大学理学療法学科との連携による「健康寿命延伸を目的とした地域在住高齢者への運動を中心とした健康普及事業」を理学療法学科奥研究室が担当し実施することとなった。講座は筋力トレーニング指導と健康寿命に関するミニ講義を中心としたものである。１年間の効果判定として、ロコモティブシンドローム判定とサルコペニア判定とした。本稿はその内容について概説する。

キーワード：健康寿命、大学理学療法学科、地元自治会

１．緒言

2000年にWHO（世界保健機関）から提唱された健康寿命とは、「日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し自立した生活ができる生存期間」とされている。我が国においても健康寿命を延伸させ、平均寿命と健康寿命の差を短縮させることが政策目標として取り組まれている。

厚生労働省では具体的に、2040 年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し（2016 年比）、75 歳以上とすることを目指すことが掲げられている。国民健康づくり運動である健康日本 21（第二次）等に基づき、生活習慣病予防などライフステージに応じた健康づくりを、地域や職場を巻き込んで総合的に推進していくと方向づけをしている[1)]。このような背景の中で、運動・栄養・うつ・引きこもりなどに焦点を当てた対策が、官民で行われ成果を上げている。

こうした中、2018年度大阪人間科学大学公開講座「健康寿命を延ばそう～メタボ・ロコモをやっつけよう～」（2018年10月開催）を契機に（図１）、本学がある大阪府摂津市の地元自治会である野村ステイツハイツ千里丘自治会（野村ステイツハイツはマンション名）から「健康寿命延伸に向けた連携事業」の要請を受けた。その後、2018年12月から2019年３

図１　2018年度大学公開講座のチラシ

図２　大学と地元自治会との打ち合わせ

月の間、公開講座を主催した本学国際地域交流委員会と地元自治会で協議を重ねた（図２）。

協議の結果、2019年４月から１年間、地元自治会と大学理学療法学科の連携による「健康寿命延伸を目的としたマンション在住高齢者への運動を中心とした健康普及事業」を理学療法学科奥研究室が担当し実施することとなった（以下、連携事業とする）。

連携事業の実施に当たっては、該当の野村ステイツ千里丘を含む摂津市味舌校区連合自治会のエリア内にある大阪人間科学大学人間科学部理学療法学科が支援、協力をすることにより、摂津市民の健康寿命延伸に市民自らが取り組む先進的なモデルをつくることを成果目標とした。

また、理学療法学科の研究室が支援することにより、高齢者とのコミュニケーションの機会を得ること、および理学療法検査技術を習得することの実地の場になる。さらに、理学療法学科ゼミ学生の卒業研究のテーマ選定およびデータ収集の機会となる。

連携事業は、大阪人間科学大学研究倫理委員会の承認を得て実施している（承認番号2018-25）。

また、本事業の必要備品などにかかる経費に関しては、該当自治会が摂津市の2019年度摂津市市民公益補助金を申請し準備した。このことにより、摂津市行政もこの連携事業にかかわることとなった。

本稿は、「マンション住民が自らマンション集会所で行う介護予防である連携事業」を開始して４ヶ月が経過し、連携事業の概要を紹介するとともに、連携事業の成果を高める指針を得ることを目的に、参加者へアンケート調査を実施したので合わせて報告する。

２．事業参加者

事業の参加者は、大阪府摂津市味舌校区連合自治会地域内にあるマンション野村ステイツ千里丘（97戸による構成）に在住し、介護認定を受けていない健常前期高齢者を原則とし、2019年３月に自治会がチラシを作成しポストに投函することにより配布したこととし、連携事業への参加を募集した。応募者に対して、連携事業およびゼミ学生の卒業研究の被験者として参加することの目的および内容を口頭と書面で説明し、同意が得られた男女20名程度とした。

３．事業の内容

１）連携事業の年間スケジュール

事業は、2019年４月から2020年３月までの１年間とし、５月・７月・９月・11月・１月・３月の奇数月の６回実施する。実施日時は土曜日の午後14時30分から16時00分までの90分間とする。

大阪人間科学大学人間科学部理学療法学科の教員である筆者および奥研究室３年次ゼミ学生による、『筋力トレーニング講座』と題し、「健康寿命と運動習慣」をテーマとした講義および筋力トレーニングを中心とした運動実技指導を行う。１年間の非監視型運動療法指導により運動習慣獲得を促進する。

６回の各講座の前月に、地元自治会代表者と理学療法学科教員で打ち合わせを行うこととした。

２）連携事業の内容

筋力トレーニングの運動指導については、スクワット、片足立ち、ヒールレイズ、フロントランジ、腕立て伏せ、ウォーキングを中心とした有酸素運動の６種目を基本とした。それぞれ運動のポイントを解説したパンフレットをゼミ学生が中心となって作成した。ウォーキング以外の種目は、難易度を３段階に分けてステップアップシステムとした。

講義のテーマは、前月の打ち合わせ時に必要かつ効果的であると思われるテーマを選択することとした。

３）実施場所について

実施場所は、マンション野村ステイツ千里丘集会所（摂津市千里丘東）で行うこととした（図３）。

４）効果判定について

健康寿命を阻害する大きな因子は、フレイル（虚弱）である。日本老年医学会によると、「フレイルとは、加齢に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態と定義している。実際、フレイル高齢者では日常生活機能障害、施設入所、転倒、入院をはじめとする健康障害を認めやすく死亡割合も高くなることが知られており、フレイルは、高齢者の生命・機能予後の推定ならびに包括的高齢者医療を行う上でも重要な概念である」と提言している[2)]。

また、フレイルの原因として、身体的要因、精神心理的要因、社会的要因が複雑に関係するとされている。このうち身体的要因で重要な疾患として、ロコモティブシンドロームとサルコペニアがあげられている[3)]。

ロコモティブシンドロームとは、「移動に関わる「運動器（骨・関節・筋肉など）」に様々な原因のために障害が起こり、歩行や筋力、バランスなどが低下し「要介護になる」リスクが高い状態」と定義され、台立ち上がりテスト・２ステップテスト・ロコモ25（アンケート）の３つの検査で判定される。判定基準を図４に示す[4)]。

サルコペニアは、「加齢に伴う筋力の低下、筋量の減少および運動機能低下（特に移動能力）を来す」と定義され、筋肉量・筋力・移動能力の３つの検査で判定される。判定基準を図５に示す[5)]。なお、本事業では測定機器の関係で、筋量の測定は下腿最大周径を用い30cm をカット／オフ値とした。

連携事業において効果判定として、ロコモティブシンドローム判定とサルコペニア判定を実施するこ

図３　自治会であるマンション外観（左）と集会所（右）

図４　ロコモティブシンドロームの判定基準

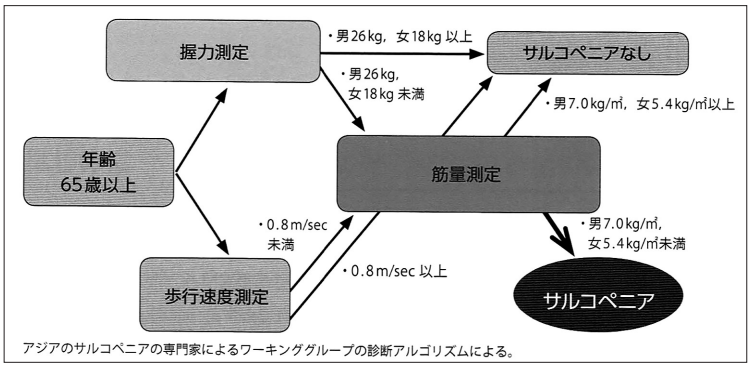

図５　サルコペニアの判定基準

とした。

さらに、生活の質の評価として、健康関連 QOL 評価ツールである SF-8を用いた[6)]。

上記３つの指標を、本事業開始時（2019年５月)、中間時（2019年11月)、終了時（2020年３月）に行い、効果判定とする。

ロコモティブシンドローム判定には、立ち上がりテスト、２ステップテスト、ロコモ25を用いた。サルコペニア判定には、年齢、BMI（Body mass index)、握力、歩行速度、下腿最大周径を用いた。生活の質の評価には、SF-8を用いた。

連携事業の参加者においては、上記推移から参加者の体力および QOL に対する効果判定を行う。

５）初回時アンケートの実施

５月の初回講座時には、一般特性（年齢、性別、運動習慣など)、講座に参加することになったきっかけ、１年間取り上げて欲しい講義のテーマ、６ヶ月および１年後の目標設定などについてのアンケート調査を行った。

６）連携事業の必要備品

連携事業においては、前述したロコモティブシンドローム判定とサルコペニア判定を行うために、立ち上がり台（10～40cm)、メジャー、ビニールテープ、握力計、ストップウォッチ、身長計、体重計、血圧計、電卓などの測定機器および備品の準備が必要になる。これらの経費については、自治会が摂津市の摂津市市民公益補助金を申請し承認され準備した。

さらにこの連携事業においては、自治会と大学理学療法学科の連携が１年間円滑に運ぶかどうかも意義とする。

４．連携事業の４ヶ月経過報告

2019年５月に連携事業を開始し、７月、９月の講座に加え、運動に関する解説のための補講を７月に１回行い、現在まで４回の講座を終了した。

９月で連携事業を開始して４ヶ月が経過した。参加者の身体および社会的効果判定は11月のロコモティブシンドローム判定、サルコペニア判定、健康関連 QOL 判定の中間評価の結果をみなければならない。

本報告では、５月開始時のアンケート結果の概要、開始時ロコモティブシンドローム判定結果、開始時サルコペニア判定結果、７月の補講内で実施した運動の実施率および主観的効果のアンケート結果および考察について報告する。

１）連携事業開始時のアンケート結果（自記式自由記載）

参加者は16名で、性別の内訳は、男性７名（44％)、女性９名（56％）であった。平均年齢は、69.9±5.7歳、年齢階層の内訳は、非高齢者１名（６％)、前期高齢者13名（81％)、後期高齢者２名（13％）であった。講座の参加者の募集は、原則として介護認定を受けていない前期高齢者としたが、本事業への関心度が高いこと、20名に達していなかったことを考慮して、非高齢者、後期高齢者も若干名の参加を認めた。

アンケート回答者15名の回答によれば講座参加のきっかけは、「体力、筋力、運動習慣をつけたい」６名（40％)、「健康、健康寿命に関心があった」４名（27％)、「主催者からの勧誘」２名（13％)、「主催者だから」２名（13％)、「自治会の案内をみて」１名（７％）であった。主催者自身および主催者からの勧誘を除くと、健康寿命を延ばすことへの意識が高いことが伺える。

アンケート回答者14名の回答によれば運動習慣の有無および内容については、「ある」９名（64％)、「ない」５名（36％）であった。運動の内容（全回答数15件）を表１に示す。歩行・ジョギングなどの有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチ、転倒予防およびバランス教室への参加などであった。

講座参加に際して１年後の目標を表２に示す。歩行に関する内容が多かった。前述した通り参加者は健康寿命に意識が高い集団であり、日常生活から運動を取り入れていた。

表１　運動の内容（n ＝15）

運動種目	人数（名）	割合（％）
歩行、ジョギング	3	20
教室に参加 （転倒予防・バランス）	3	20
筋力トレーニング	2	13
ストレッチ	2	13
その他	5	34

表２　１年後の目標（n ＝12）

目標の内容
夜の尿の回数２回以下
階段歩行の継続
続けていくこと
１km を休まず走れるようになりたい
速足
片足立ち上がり30cm
旅行しても疲れない
長時間歩いても膝等痛くならないように
体重減少になれば
膝痛を治したい
しっかり歩けること
さらに筋力・バランスの取れた体を

２）開始時ロコモティブシンドロームおよびサルコペニアの判定結果

講座開始時における参加者16名での判定結果を表３に示す。サルコペニアに該当する者はいなかったが、ロコモティブシンドロームでは、16名中14名がロコモティブシンドロームと判定されていた。

ロコモティシンドロームの予備軍である変形性膝関節症は60歳代で約40％、変形性腰椎症は約60％の有病率で加齢とともに増加する[7]。今回の参加者の平均年齢は69.9歳であることを考えると、８割の者がロコモ１以上との結果は妥当であると考えられる。一方、サルコペニア判定では該当者なしとの結果であった。一般的なサルコペニアの有病率は、65歳以上の男性では9.6％、女性では7.7％とされ、10歳ごとの年齢階級別の比較では、男性において年代の上昇とサルコペニアの有病率に有意な関連を認めた。対照的に女性では年代とサルコペニアの有病率との間に有意な関連を認めなかったと報告している[8]。今回の参加者は、アンケートより基礎疾患はなく、また、運動習慣も比較的みられる集団であり、有症率は低い結果であったと考えられる。

３）７月の補講時で実施した運動の実施率（自記選択式アンケート）および主観的効果（自記式自由記載アンケート）の結果

開始約２ヶ月後でのアンケートによる運動実施率の結果を表４に示す。概ね４割の者が週３日以上実施していた。特にスクワット、片足立ち、有酸素運動（ウォーキング）は実施率が高かった。

アンケートによる生活上の変化の結果を表５に示す。概ね好変化であった。

表３　ロコモティブシンドロームおよびサルコペニアの判定結果（n ＝16）

ロコモティブシンドローム	なし		ロコモ度１		ロコモ度２	
	人数（名）	割合（%）	人数（名）	割合（%）	人数（名）	割合（%）
	2	12	4	25	10	63

サルコペニア	なし		プレサルコペニア		サルコペニア	
	人数（名）	割合（%）	人数（名）	割合（%）	人数（名）	割合（%）
	16	100	0	0	0	0

表４　運動種目別１週間の実施率（n ＝13）

	１～２日		３～６日		毎日	
	人数（名）	割合（%）	人数（名）	割合（%）	人数（名）	割合（%）
スクワット	4	31	3	23	6	46
片足立ち	4	31	3	23	6	46
ヒールレイズ	5	38	3	23	5	39
フロントランジ	6	46	3	23	4	31
腕立て伏せ	8	62	2	15	3	23
有酸素運動	2	15	8	62	3	23

表５　生活上の変化（n ＝10）

生活上の変化の内容
日常生活がより楽に行えるようになってきた
身体が安定してきた（フラつかない）
トレーニングをする習慣が身についてきたこと
中断はあっても自分の身体状態にあったやり方で続けられていること
わずかではあるがふくらはぎが締まってきたような感じがする。ヒールレイズについては最初ステップ①でも負担を感じたが現在はステップ③でも負担にならなくなった
初めのうちは下半身が疲れて次の日も残った。最近はあまり感じなくなってきました
膝のたるんでいる脂肪が少し減った
体が少し軽くなったと思う
姿勢を意識するようになりした。腸の動きがよくなったように思います
次の行動へスムースに動かすことができ体が軽く感じます

５．報告のまとめ

１年間の「健康寿命の延伸に向けた講座」の開講について地元自治会の要請を受け、大学理学療法学科との連携で開始した。2018年度３月に１年間のスケジュールを立て開始となった。５月に開始し４ヶ月経過した。特に大きな問題はなく進行している。その要因について考察を加える。

１）講座に必要な備品の準備

参加者の効果判定として、ロコモティブシンドロームおよびサルコペニア判定を実施した。これらの判定には、握力計、訓練用台、ストップウォッチ、メジャー、ビニールテープの身体機能の測定機器などの備品経費が必要になる。この課題に対して、地元自治会の提案で平成31年度摂津市市民公益活動補助金事業にノミネートをして採択された[9)]。この市事業の補助金により、必要器具を準備することができた。

２）各講座前の打ち合わせ

各講座の２～３週間前に、共著者である林氏と理学療法学科教員である奥と、大学研究室で次回の講座の打ち合わせを行った。打ち合わせの内容は、「次回講座のチラシの作成」、「90分間の講座の流れの確認」、「講演のテーマ」、「運動指導のポイント」、「実施するアンケートの内容」などである。前述したように１年間のスケジュールおよび初期評価・中間評価・最終評価の時期と内容は決めていたが、各講座の詳細な内容までは決めていなかった。この打ち合わせにより、円滑な講座進行になったと考えられる。

３）補講の実施

原則として本講座は、１年間奇数月の実施としているが、ニーズに応じて補講を実施している。５月にロコモティブシンドロームおよびサルコペニア判定の初期評価を実施したところ、運動指導の時間が短くなり、十分な指導ができなかった。このことは参加者からも声があがり、７月上旬に運動指導を中心とした補講を実施した。さらに、11月にも補講を予定している。

４）連携事業のゼミ学習としての活用

前述したように連携事業は大学理学療法学科との連携事業である。したがって大学理学療法学科奥研究室の３年次ゼミ学生の協力で成立している（図７）。学生は卒業研究のテーマとして取り組んでいる。このマンパワーがなければ連携事業は遂行しないと考えられる。

図７　５月講座時の学生の自己紹介

６．今後の展望

健康寿命延伸に向けての運動習慣には筋力トレーニングに加えて、有酸素運動能力も重要である。また、サルコペニアに対する判定および予防に対しては、筋肉量を含めた体組成の要素も重要である。これらの観点から10月より、体組成測定と活動量計を用いた１日の歩数の測定を開始した。

11月と３月に中間評価と最終評価を行い、結果のフィードバックを通して運動習慣の定着を図る創意工夫を考えていかなければならない。

文献

１）資料４健康寿命延伸プラン ― 厚生労働省：閲覧日2019年10月20日
２）荒井秀典：フレイルの意義。日本老年医学会雑誌 51：497-501。2014
３）島田裕之編集：フレイルの予防とリハビリテーション。pp169-178。医歯薬出版。東京。2015
４）ロコモを知ろう 日本整形外科学会：閲覧日2019年10月20日
５）原田敦監修：サルコペニア診療マニュアル。pp22-26。MEDICAL VIEW。東京。2016
６）福原俊一・鈴鴨よしみ編集：健康関連 QOL 尺度 SF-8™ 日本語版マニュアル。iHope international 株式会社。2019
７）中村耕三：ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、日本老年医学会雑誌 49（４）、393-400、2012
８）サルコペニア・フレイルの長期縦断疫学研究、下方浩史１・安藤富士子・幸篤武：閲覧日2019年10月20日
９）平成31年度摂津市市民公益活動補助金事業／摂津：閲覧日2019年10月20日

受付日：2021年１月28日

研究ノート

1989年改訂幼稚園教育要領の基底としての河野重男の幼児教育論

― 生涯学習社会論の文脈における ―

吉　田　直　哉

大阪府立大学

Shigeo Kono's thought on early childhood education

Yoshida Naoya

Osaka Prefecture University

抄録：本稿は、臨時教育審議会の構成員であり、1989年改訂の幼稚園教育要領策定を主導した教育社会学者・河野重男の幼児教育論の特色を明らかにしようとするものである。河野の幼児教育論は、「自己教育力」という非認知的能力を育成するという要請に応えようとするものであった。河野は、近時の社会変動に対する悲観的認識を持ち、その欠陥を補うシステムとしての生涯学習社会構築の必要性を痛感していた。河野にとっての生涯学習とは、幼児期から一生を通じての、発達課題の適時的な達成によってなされていく経時的な過程であった。そして、生涯発達の基盤を成すことが幼児期における教育の意義であるとすると同時に、発達の道筋の不可逆性を強調したのである。

キーワード：臨時教育審議会、コミュニティ論、発達課題論、自己教育力

はじめに：検討の対象とその意義

本稿は、1989年改訂幼稚園教育要領の策定を主導した河野重男（1926-2004）の幼児教育論の特色を、彼の生涯学習社会論上における幼児教育の定位の仕方に焦点を当てて浮き彫りにしようとするものである。検討対象である河野は1926年宮崎県に生まれ、東京大学教育学部を卒業後、1967年お茶の水女子大学教授、87年学長（～92年）を歴任した教育社会学者である。同大を退任後、東京家政学院大学学長、日本教育社会学会会長、中央教育審議会委員を務めた。1989年の幼稚園教育要領改訂に当たっては、文部省「幼稚園教育要領の改善に関する調査研究協力者会議」（1984年発足、1986年最終まとめ「幼稚園教育の在り方について」を公表）の座長を務める。河野は、お茶の水女子大学在職中の1980年代前半までは、社会教育、教育制度に対する社会学的分析に関する業績を多く公刊してきた。1984年頃より、臨時教育審議会の動向を受けて、1964年改訂以来20年以上にわたって残存してきた幼稚園教育要領の刷新が求められたことを受け、教育社会学者としてその改訂の任に当たる。それと並行するように、1980年代半ばより、河野自身による幼児教育論が発表されはじめている。その分量は決して多いとは言いがたいし、彼は教育学者だったとはいえ、幼児教育学プロパーではなかった。しかしながら1989年幼稚園教育要領の有した理念的・実践的インパクト、その

今日まで残響する影響の大きさを考慮すれば、河野の幼児教育論が、幼児教育学だけでなく、教育学全体において黙殺に近い扱いを受けている現状を放置することはできない。河野は、今日に至るまでの幼稚園教育要領、及びそれと整合する保育所保育指針を構成する基本的理念の源泉と考えられている1989年幼稚園教育要領策定の中心的存在でありながら、彼の教育思想が幼児教育研究および実践へともたらした影響についての先行研究は管見のかぎり皆無である。本稿は、現在の保育学において主導的（ドミナント）なパターンを示す言説の基底を明らかにするため、その言説にとっての原典（カノン）の一つである河野の幼児教育論の基本的性格を明確に示したい。そのことによって、1989年教育要領を原典とする今日の保育（学）言説の付置構造を明らかにするための、一つの手がかりが得られるであろう。

本稿では、まず、河野の幼児教育論の前提としての社会観・学校観を瞥見した上で、彼の一貫した理念であった生涯学習社会論における幼児教育の意義づけを検討していく。

1．河野の社会観・学校観に見られるペシミズム

幼児教育論のみならず、河野の学校教育論に大きな影響を及ぼしているのは、学校を取り巻くコミュニティとその変容に対するネガティヴな認識である。河野にとって、社会観と学校観、特に両者の変容に関する認識は、緊密にカップリングしあっていた。河野のコミュニティ認識とは、一言でいえば、コミュニティが「崩壊」しつつあるという悲観的観測である。彼は、ロバート・マッキーヴァーの「コミュニティ」に関する定義を逆転させることによって、戦後日本における「コミュニティ崩壊の現象」を、次のように読者に印象づけようとしている（河野 1979b：４）。

> 今日わが国の地域社会では、共同生活が行われがたく、その成員が多かれ少なかれ自由に日常生活の多様部面において他の成員と関係を有せず、何らかの孤立的状態を維持しており、したがってそれは個々人の社会への不参加的特質を示しているものといえる。社会関係に入りこむ人びとが、このように長期にわたって異質的、個別主義的体験のもとに利己的生活を継続していくならば、かれらの間には社会的類似性が退行し、共通なる慣習、伝統及び相互従属の意識が消滅してしまう。

つまり、このアイロニーによって河野が主張したいのは、「コミュニティにおける「地域性」と「共同性」の喪失」、「連帯意識の減退」という意味における、コミュニティ崩壊である。

河野の見るところ、現代社会において、他者との関係性が完全に消滅してしまったというわけではない。ただ、他者との関係性はひどく流動的なものになっているという。河野は、デイヴィッド・リースマンの所論を引きつつ、現代社会の現況を「他人指向型社会」としてとらえる。「大衆社会化状況や大量消費的傾向の進行、さらにはマス・コミュニケーションの浸透などに伴って、今日の社会はしだいに「他人指向型社会」へと推移してきている。そうした状況のもとで、人びとは、自己の内面的な価値規範に基づいて行動するよりは、世の中の動きや流行やなかまの意向を敏感にキャッチして、それに同調する「レーダー的人間」になっていく」（河野 1982：131）。ここで河野が懸念しているのは、「世の中の動きや流行やなかまの意向」に「同調」することによって、社会の構成員の意識ないし価値観・倫理観の画一化・同質化が生じることである。

リースマンの指摘する、この「他人指向」化の傾向は、学校集団においても見られると河野はいう。「子どもたちの集団の関心事は、それがなにをつくりだすかではなく、その集団内部で個人がどのような地位をしめるかに向けられる」傾向があるから、もともと子どもたちの自主性や主体性を育てるうえですぐれた教育力をもつはずの集団も、かえって逆に集団埋没的な態度を助長する場として逆機能を及ぼしがちになってしまう（河野 1982：131）。

「他人指向型」、すなわち、過度に相互の「同調」を強いる学校社会において喪失されたと河野が見ているのは、社会の構成員としての個々人の自律性であり、主体性であった。河野にとって、本来のコミュニティは、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でし

かも構成員相互に信頼感のある集団」として定義されるものである。それは「旧来の自然発生的な地域共同体と異なって、意図的に「創造」さるべき共同体がコミュニティだといわなければならない」とされる（河野 1979b：５）。ここからは、コミュニティの「崩壊」が不可逆の過程だと河野が捉えているわけではないことが読み取れる。「市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭」を復興させることができれば、コミュニティは「創造」的に再建させることができるものと考えられているのである。構成員における「自主性」、すなわち自律性と主体性の有無が、河野のいう「他人指向型社会」と「コミュニティ」の弁別点なのであった。

河野は、社会全体だけでなく、学校社会の現況をもきわめてペシミスティックに捉えている。その傾向は、彼によって学校の「非人間的」状態と呼ばれる。この認識は、1970年代から90年頃まで、河野の学校観を貫いている根本的性格であった。河野が「非人間的」だとする学校・教育現象として、「過熱した受験競争」によって「子どもにとって生活・教育環境が悪化している」こと、「情報化など科学技術の進歩や都市化の進展により、子どもが家庭や地域社会で人間性豊かに育成されることが阻害され、自然のなかで相互に切磋琢磨する機会が失われてきている」ことなどが挙げられている。これらは、子どもの自律性・主体性の喪失というコミュニティ論から導き出された問題意識、および関係性の希薄化ないし空疎化というメディア社会論から導き出された問題意識が、学校観へと転写されたものだということができよう。

河野自身も参画した臨時教育審議会（1984～87年。中曾根康弘首相直属の諮問機関。臨教審と略称。河野は第三部会に所属）の一次答申における中核的理念として河野が挙げるのは、「教育環境の人間化」であった（河野 1986：28）。ここでいう「教育環境の人間化」が、上述の「非人間的」な学校の現状への批判であり、アンチテーゼであるということは明らかである。確かに、「教育環境の人間化」というのは曖昧なスローガンであるが、「あまりにも非人間的になってしまっている教育環境としての現代社会に対する鋭い挑戦」という批判的理念としての意味を持つ（彼によれば、この「人間化」の思想は、1960年代後半から1970年代に淵源を持ち、その端緒の一つが英国のプラウデン報告（1967年）において提唱された「学校の人間化」（河野 1979a：41）という理念であったという）。「人間化」思想においては、学校のために個々の生徒が奉仕するのではなく、逆に、学校を「ひとりひとりの生徒に奉仕する」人間教育の場たらしめることを期したものであったという。「人間化」とは、子どもの「感情」とも言うべき内的側面に照準化することを契機として実現されると河野はいう。「感情的次元を学校にもたらし、学校をもっと人間的な場、つまり、そこで学び、仕事をする者の精神（頭）だけでなく、情熱や感情や人間的欲求を考慮する場とする」べきであるとされるのである（河野 1986：29）。そのことは、「愛と自己価値感」の充足を求める存在として子どもたちをとらえていくという、子ども観の転換を求めていると河野は指摘する（河野 1986：30）。当然、その背後には、学校において「愛と自己価値感の喪失」が起こっているという危機感があったであろう。

河野がしばしば引くウイリアム・グラッサーのいうように、「愛と自己価値感」の充実・実現を学校教育の目標ないし理念に据えるということは、学校の社会的機能に対する見方の転換を要求してくる。河野は、「愛と自己価値感」の充実を目指す学校を、「自己実現の場としての学校」として位置づけることによって、学校の存在意義の転換を図る。そのための前提として河野は、学校機能を「手段的目標」を実現するものとしてとらえることを批判する。手段的目標とは、「将来に備えての有用な知識や技術・資格の獲得」を目指すとすることである。手段的目標の対立項は「自己実現的目標」である。自己実現的目標は、学校における学び、あるいは学校の存在意義そのものを、「なにかのための手段ではなく、それ自体が目的である」と見なすものである。「学習活動は、その成果や結果よりも人間的欲求の充足ということに力点がおかれ、その過程が重視されることになる」という（河野 1986：31）。このように、河野は、将来の時点において有用性を発揮しうる知識・技術の獲得を目指すというように、未来に軸を置く学校理念から、現在の時点における学びの過程において個々の子どもが抱く充実感、他者との相互承認を経た上で昂揚する自己充足感の醸成を重点と

する学校理念への移行を図っている。ここで提示されているのは、学校理念のコンサマトリー化であるといえよう。

2．河野の幼児教育論における二つの基軸：生涯学習社会論の一分肢として

河野の幼児教育論は、①発達心理学の知見を援用した発達課題論的な教育方法論と、②生涯学習論の理念を翻案した学習環境論という二つの基軸から構成されている。そしてその基底には、前節で検討したような悲観的なコミュニティ認識、学校認識が伏在している。

幼児教育論の第一の基軸である教育方法論としての「発達課題論的アプローチ」について、河野は次のように述べている。「これからの幼児教育の在り方を検討していくときに大事なことは、それをいつも子どもの全体的発達という観点から、全体的、構造的にとらえ、検討することである」（河野 1989：24）。ここでいわれる「発達課題」とは、「身体的成熟、社会の文化的圧力、個人の人格や自我の欲求という三つの要請から導き出されてくるもの」（河野 1982：125）である（同様の主張は、河野（1985）の冒頭においても反復されている）。

周知のように、「発達課題」とは、「R・J・ハヴィガーストがいうように、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期といった人間のそれぞれの発達課題に対応して、人人が学習し、発達させることを要求される諸々の課題」である（河野 1989：24）。彼はハヴィガーストの次のようなフレーズを引用し、発達課題論的アプローチが、身体的発育・精神的成熟という二側面のレディネス、社会から個人へと寄せられるニーズを前提として組み立てられていることを明示する。「身体が成熟し、社会が要求し、そして自我が一定の課題を達成しようとする時が、すなわちこの教育の適時である」（河野 1982：128）。発達課題論は、教育をいつ、いかなる形で実践するかという方法論的問いへの回答の手がかりを与えてくれると河野は見ている。つまり、発達心理学が提示した発達課題論は、「教育の在り方を検討していく視点」として重要であるという（河野 1989：24f.）。それは、既存の教育実態に対する批判原理であると同時に、新規の教育実践を構成する方法論的理念でもある。

河野は、発達課題論的アプローチの要点を次の三つとして整理する。

①教育の目標と内容を構造的に把握すること。発達課題には身体の面、運動機能の面、知識の面、情緒の面、道徳性の面などさまざまな側面があり、各側面がそれぞれの発達段階に応じて調和的に発達していくように助長することが教育の課題になる。

②教育の目標を家庭教育、学校教育、社会教育の役割の全体的な関連の中で明確にすること。発達課題のそれぞれを検討してみると、ある課題の達成には、何よりも家庭の影響力が強く作用する。したがって家庭教育がその第一義的な役割として達成を図るべきものだし、また他の課題は、その達成をもっぱら地域の社会教育的配慮に期待しなければならないものである。そしてもちろん、本来幼稚園が決定的責任を負うべき課題もある。したがって、発達課題を、家庭と学校と地域社会のもつそれぞれの本来的機能と現実的影響力という観点から検討して、「幼稚園でしかやれないこと」を明確化していくことが必要である。

③〈教育の適時性〉の原則をふまえること。発達課題を達成させようとする場合、それを幼児期なら幼児期に教育の努力を集中して達成させておかないと、適切な時期を外してしまって、その後になってからでは５、６倍の努力をかけなければそれが身につかない、あるいはどんなに努力してもついに身につかずじまいになることが少なくないというわけである。能力や態度の発達には、それを発達させるべき〈適時〉（グッド・タイミング）があるのである。

注意しておかなければならないのは、上記③「教育の適時性」において強調されているごとく、「発達課題」というメタファーによって、河野は幼児期の発達特性としての不可逆性を主張しているという点である。すなわち、幼児期において「発達課題を達

成しておかなければ、児童期や青年期に入ってからの発達課題の達成にも成功しないし、将来の幸福な生活の準備もできない」（河野 1982：126）と彼は警告を発しているのである。「教育の適時性」は、教育の不可逆性を同時に主張するものであった。

次に、河野の幼児教育論を構成する第二の基軸である学習環境論としての生涯学習社会論について見てみよう。

河野の生涯学習社会論は、ポール・ラングランの「生涯教育」論に強く依拠する。1965年、ユネスコにおいてラングランによって提唱されていた「生涯教育」の理念を、河野は次のように整理する（河野 1989：28f.）。

①生涯教育は、人間発達の総合的な統一性を強調するものであるという理念である。そのためには、家庭、学校、その他の各種の教育訓練の相異なる様相を同調協和する必要性がある。

②生涯教育は、教育の体系化を図ろうとする努力であるという理念である。教育各分野の責任の「分担」を明確化し、それらが「首尾一貫した統一構造」として存立するべきである。

臨教審最終答申は、幼児教育を、「生涯学習社会」の下位システムとして組み込むことを提案していると河野はいう。「これからの幼児教育の在り方について考えるとき、それを生涯学習社会のなかに位置づけてとらえることが重要な視点になる。このことを明確に打ち出しているのが臨時教育審議会の答申である」（河野 1989：28）。臨教審最終答申のエッセンスとして河野が強調するのは、学校と家庭・地域を連関するシステムとして総体的に捉える視点である。三つの教育のアクターを弁別した上で、三者の間の機能分化と連携を図る思考である。この分化と連携という理念は当然のことながら、その前提として、三者の間の機能領域の確定、すなわち「限界」を見定める作業を伴うとされる。臨教審では、「家庭、学校および地域の三者が有機的な連携を保って、学習機会の整備を進めていく上で、今日肥大している学校教育の役割を見直し、その限界を明らかにすることが必要である」とする方針を据えた（河野 1989：29）。当然、幼児教育を担う「学校」としての幼稚園においても、家庭や地域との役割分化（ひいては小学校以降の義務教育との領域分化）が議論されるべきだということになる。幼稚園特有の「役割」の再検討が求められ、幼児教育が果たしてきた役割の明確化と焦点化が求められるという。今日の教育の現状は、「幼稚園のことだけを考えていたのではとらえられない」のであり、「家庭と地域社会の教育力の現状」の中で検討していくことの必要性が強調されるのである。

河野によれば、「幼稚園教育は、幼児の全体的・未分化的な活動が本命なので、それを教育内容とかカリキュラムという点からとらえていくという視点は、それほど受け入れられなかった」ために、「過去の幼稚園教育においても、教育内容の精選はあまり言われなかった」（河野 1996：69）。しかしながら、家庭と地域社会の教育機能との関連において、幼稚園教育の機能を明確化するためには、教育内容の厳選という点から、幼稚園教育の「内容」が再検討されなければならないという。河野にとって、幼稚園教育の機能の明確化と、幼稚園教育の内容の厳選は互いに重なり合う課題であった。

幼児教育の機能は、家庭の教育機能や、地域社会の教育機能との連環の中で、初めてその領域の独自性を明らかにすることができる。「幼稚園の教育内容を考えるときには、先ず、家庭の教育機能に委ねることと、地域社会の教育機能に委ねるべきことを仕分けして、改めて幼稚園がどういう教育内容に力点を置き、自らの責任としてこれを推進していかなければならないのかを考えてみることが必要」（河野 1996：68）なのである。ここで河野が述べているのは、幼稚園教育は、家庭教育と社会教育とは区別される独自の機能を持つべきであるということ、そして、その機能分化を前提とした上で、幼稚園と家庭と地域社会と相携えて共同的・包括的な教育システムを再構築するべきであるということである。河野が主張するのは、まず、三者の境界（河野の言葉では「限界」）の明確化であり、その上での〈境界＝限界〉を越境する相互交流関係を構築することの必要性である。

しかしながら、既に見たように、河野は、幼児教育が連携するべき家庭・地域の教育機能が弱体化し

ていると認識しているため、三者の連携を第一課題とすることはできないことになる（河野 1989：29)。それゆえ、三者の分化と連携というプロジェクトは、まず、学校以外の二者の機能の復興、「教育力の回復」（臨時教育審議会 1987b：30）という試みと平行させつつ展開されざるをえないということになる。

3．「自己教育力」という非認知能力の重視

河野によれば、幼児教育のオリエンテーションを検討する際、二つの課題を踏まえなければならない。第一の課題は、子どもたちの「生きる力」を付けさせるために、「生活の実態に学校教育がどう対応していくか」についての考察である（河野 1996：67)。

第二の検討課題は「遊びの喪失」への対処である。河野は、「幼稚園教育の充実として、同年齢や異年齢の幼児同士による集団での遊び、自然との触れ合い等の直接的・具体的な経験・体験」の重要性を指摘し、幼稚園教育の在り方が、「遊びがどのように実践され進められているか」という点から再検証される必要性があると述べる。この共同性、連帯意識への希求というのは、河野の教育思想の全体を貫いている。「一人ひとりの子どもが学習することによって自らを高める。同時に、自らが高まるということが、隣りに座って学習をして自ら高めようとしている仲間が高まることを助け、協力する。お互いに自らを高めると同時に他を高めること。」（河野・梶田 1987：6）。

幼児教育の方向性をめぐるこれらの課題、特に第一の課題は、1998年の幼稚園教育要領改訂を見すえて1996年に提示されたものであるが、ここに見られる関心は、河野においては1980年代から通底するものである。1989年の教育要領改訂の直前期において河野は、教育要領改訂の基本方向は、最近の教育課題として強調されている「自己教育力の育成」という視点につながっていると述べていた。臨教審に先立つ1983年に公表された中央教育審議会の「審議経過報告」では、これからの教育改善における「自己教育力」育成の重要性をうたい、それを「学習への意欲と意志」「学習の仕方の習得」「生き方の探求」を内包する視点としてとらえている。これは、まさに「自立への基礎」なのである（河野 1989：23)。

前出中教審の「審議経過報告」において強調される「自己教育力」の核心に、河野は「主体的に学ぶ意志・態度・能力」を置く（河野 1985：6)。この発想は、次のような発言の中にも同様に見いだせる。「自己教育力の中身の最初は、旺盛な学習意欲と最後までやり遂げるという意志の力、とりわけこの意志の力」なのである（河野・梶田 1987：5)。「自己教育力」の育成のために特に強調されるのは「基本的生活習慣」の一つとしての「学習の態度」（河野 1996：6）の形成だとされる。「何事にも積極的な関心と好奇心を持ってそれを学習しようとする旺盛な意欲と、それを最後まで追求していってやり遂げようとする強固な気力を持つことを基本的生活習慣として大切に考えよう」とする志向を、幼児期から学童期にかけて涵養しなければならない（河野 1985：6)。

このような河野の主張の背景には、彼の危機意識として、子どものいわゆる社会情動的スキル、非認知的能力の低下への懸念がある。「最近の子どもについてよく言われる「無関心」「無気力」「無責任」の傾向の増大」（河野 1996：6）への対応が、学校教育に求められていると河野は見る。

そして彼は続ける。「旺盛な意欲と気力と責任性を基本的生活習慣として身につけさせるためには、幼児期と小学校低学年段階が決定的に重要な時期である」（河野 1985：7)。つまり、河野においては、「自己教育力」の核心は「生活習慣」によって構成されるものであり、「生活習慣」の形成あるいは獲得に適切な発達上の時期（適時）が幼児期だと見なされているのである。

「生活習慣」の形成・獲得に重点が置かれる幼稚園教育において培われるのは、小学校以降の学習の「基盤」であり、「基礎」ではない（河野 1996：68)。幼児教育が小学校以降の学習に同化されることなく、独自性を担保しながら、かつ「調和と統一のとれた教育内容」の一環としての幼稚園教育内容の選定が必要であるとする。ただ、幼児教育における内容の「選定」は、保育者主導による内容の選択的提供を意味しない。河野はあくまで立脚点を子どもの活動におく。子どもが「ある活動を徹底的に追求させる」ということを幼児教育の指導原則におくこと

によって、子ども自身の活動への追求が実現すれば、それが子ども自身による内容の「選定」になると河野は見ているのである（河野 1996：69）。

子ども自身による「活動の精選」を考えるとき、「活動はもっと広げ多様にすべきだというかもしれないが、やはり幼児が打ち込む活動、そしてそのことを中心、核に据えて、さまざまな経験分野、体験分野を広げていくという考え方は、それなりに正しい」のであり、「活動があまり拡散されて、あれもこれもと移ろいやすいものであってはならない」（河野 1996：70）ということが気づかれてくる。このような発想の背景には、現実の子どもの生活が、諸活動の断片化を特徴としているという懸念があるだろう。「今の子供たちは非常に細切れな生活をおくっており、学校、塾通い、一人遊び、テレビゲームというように細切れ的に活動」しているという実態があると彼は言い、この実態は幼児期においても同様だと見ている（河野 1996：70）。

子ども自身が、自らの活動へ熱中・没入することを教育内容の「精選」と見る思考の背景には、倉橋惣三の生活に関する思想がある（河野 1996：70）。河野は言う。「倉橋は幼児の主体的な生活とは何かということに触れて、「興味をもったものに目を輝かせ、われを忘れて真剣に打ち込んでいる、疲れを知らず汗するような生活」と説いています」。倉橋は、子どもの主体的経験の特質を、没我的な熱中・没頭（フロー）体験としての質においているという。河野は、「幼稚生活のスケールを大きくしていく」ための、「大規模なものを製作、構築する主題に教師と子どもが、ともに全身全霊をもって没頭することによって達成される「精進感」を重視していた」のが倉橋であるという（河野 1985： 7）。活動への熱中により実現されるような「倉橋のいう「自由感と精進感の統一」は、まさに自己教育力の育成を思考する視点」とされ、河野においては教育目標の最上位に位置づけられることになる（河野 1985： 7）。

幼児教育においては、教育内容の選定、あるいは教育内容はいかにあるべきかという点が十分に議論されてはこなかったという河野の認識は既に見た。彼は、「一人一人の子供の活動を中心に考えていくという考え方は大事だが、子供と一緒に活動する中で、どう望ましい方向に向けていくか、方向づけていくか」という点をきちんと見すえていく必要があるという（河野 1996：69）。逆にいえば、現在における活動だけに注意が奪われていて、未来へ向けた子どもの育ちの「方向づけ」についての検討がおろそかになっていたということである。保育者は、「幼児の活動を見守り援助していく際、もう少し全体性のある視点とか、継続性のある視点とか、そういう点から活動を見直し、一人一人の子供にとって、その活動を通していろいろな興味や関心、望ましい能力や資質が育っていくという観点から、発展性のある活動にしていく必要がある」（河野 1996：69）。つまり、活動を通して、子どもの中に何が育っているのか、何を育てようとしているのかに対する、保育者による省察的思考こそが必要だと河野は述べているのである。

小括

以上において見てきたように、河野にとって幼児教育の存在意義は、「自己教育力」という非認知能力を育成するという要請に応えるところにあった。河野は、近時の社会変動を「他者指向型」社会への移行と観取して、それが学校社会における同調圧力の強化を引き起こし、学校の「非人間化」を出来させているという悲観的認識を抱いていた。それを転換させるべく構想されたのが、学校の「人間化」であり、学校を取り巻く地域社会を生涯学習社会へと再編していくというプランであった。河野にとっての生涯学習社会とは、幼児期から一生を通じての、発達課題の適時的な達成を支援する作用を有するものであり、生涯発達の基盤を据えることが幼児期における教育の意義であるとした。幼児教育は、生涯発達の基底を成すがゆえに重要だとされるのであり、生涯発達の基底の構築は幼児期を適時としてなされなければならない、つまり幼児期においてこそなされなければならないとされたのである。

河野は、幼児教育学のプロパーではなかったが、上記のような彼の幼児教育認識は、河野自身も参与した臨時教育審議会の審議を経て、1989年改訂の幼稚園教育要領の中にビルトインされ、平成期における幼児教育思想に深い影響を与えていったのである。

文献

グラッサー『落伍者なき学校：「落ちこぼれ」は救えるか』佐野雅子訳、サイマル出版会、1977年。
河野重男「教育経営の現代的課題」『教育社会学研究』27、1972年。
河野重男「学校社会学の展望：学校機能論を中心に」『教育社会学研究』34、1979年 a。
河野重男「コミュニティ形成の課題」河野重男・伊藤俊夫編『社会教育の施設』（社会教育講座第４巻）、第一法規出版、1979年 b。
河野重男「発達課題と家庭教育」河野重男・俵谷正樹編『21世紀への家庭教育』全日本社会教育連合会、1982年。
河野重男「幼稚園教育の課題と展望」『文部時報』（1300）、1985年。
河野重男「教育環境を考える視点」『教育と医学』34、（２）、1986年。
河野重男「幼稚園教育要領改訂の基本方針」河野重男編著『新しい幼稚園教育要領とその展開：子どもと共につくる保育実践をめざして』チャイルド本社、1989年。
河野重男「幼稚園教育の今後の展開」『初等教育資料』（660）、1996年。
河野重男・梶田叡一「子どもの自己教育力を高める」『児童心理』41、（９）、1987年。
ハヴィガースト『ハヴィガーストの発達課題と教育：生涯発達と人間形成』児玉憲典・飯塚裕子訳、川島書店、1997年。
波多野完治『生涯教育論』小学館、1972年。
浜口順子「平成期幼稚園教育要領と保育者の専門性」『教育学研究』81、（４）、2014年。
マッキーヴァー『コミュニティ：社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論』中久郎・松本通晴監訳、ミネルヴァ書房、1975年。
リースマン『孤独な群衆』加藤秀俊訳、みすず書房、1965年。
臨時教育審議会「教育改革の経緯：臨時教育審議会の発足から解散まで」『文部時報』（1327）、ぎょうせい、1987年 a。
臨時教育審議会「教育改革に関する第４次答申（最終答申）（抄）」『教育委員会月報』39、（６）、1987年 b。

受付日：2021年２月８日

研究ノート

林健造の幼児表現指導論の背景に存する人間学

吉　田　直　哉

大阪府立大学

Hayashi Kenzo’s thought on art education in early childhood

Yoshida Naoya

Osaka Prefecture University

抄録：本稿は、美術教育論を専攻した林健造の芸術観の基底にある彼の人間観を明らかにすることにより、彼の幼児表現指導論の基本的特質を明らかにしようとするものである。彼の人間観は、自身の美術教育論の骨格を成すものであった。それゆえ、彼の美術教育論・表現指導論は、人間学として構築されていたということができる。林の美術教育の前提は、あらゆる子どもの表現が、子どもの内面に源泉を有するものであるということであった。それゆえ、あらゆる美術教育は、子どもの内面からの情感の表出を、美術の形式・方法論を獲得することによって、より精緻かつ伝達可能性の大きな表現へと高めていくことにあるとされた。美術の形式・方法論については、教師が子どもに伝達可能・教育可能な領域であるが、その前提となっている内面における情感の奔騰は、そもそも教師による外面からの関与が不可能な領分であるという点において、子ども自身による創発性に委ねられている。この点において、林は、子どもの内面を、子どもの活動・発達の根源と見なす児童中心主義の思潮の中に位置していたということができる。

キーワード：創造美育（創美）協会、新しい絵の会、表出と表現、感性

はじめに：対象と意義

本稿は、美術教育論、特に幼児表現指導論を専攻した林健造（1917-2016）における芸術観を見ることにより、その基底にある林の人間観を明らかにしようとするものである。彼の人間観は、自身の美術教育論・表現指導論の骨格を成すものであった。それゆえ、彼の美術教育論・表現指導論は、〈人間学〉として構築されていたということができる（なお、林の所論は、造形教育（指導）論、美術教育（指導）論、芸術教育（指導）論、表現指導論など、複数の相異なった呼称を与えうることができる多義的な性格を有するものである。本稿においては、林の所論が、表現の方法、美術・芸術の形式の類型論に囚われないことを本旨としていることからも、それらの名称を厳密に使い分けることをせず、文脈に応じて可換的に用いる）。

林は1917年宮城県仙台市出身、1944年東京高等師範学校芸能科を卒業後、愛知第一師範学校助教授、金沢大学助教授、お茶の水女子大学講師、同附属小中学校教諭、十文字学園女子短期大学教授（同附属幼稚園長兼任）などを歴任した。日本美術家連盟会員、二紀会会員を務め、2016年に死去している（享年98）。

林は、お茶の水女子大学附属小学校教諭を務めていた1950年代から、幼児に対する造形教育論を発表し始め、1980年代に至って、それらをベースとして独特の教育人間学を構想した。80年代の林は、音楽表現論の小林美実（よしみ）、自然教育論の山内昭道（あきみち）、身体教

育論の近藤充夫、言語表現論の村石昭三らと活発な議論を交わした。その成果は、日本保育学会における複数回にわたる自主シンポジウムの中で提示されたほか（「コトバとことば：動き・音・絵の表現とことば」『日本保育学会大会研究論文集』(40)、1987年、および「幼児にとって「表現」とは」『日本保育学会大会研究論文集』(41)、1988年など)、4名の共著となる対談書にまとめられており、その概略を知ることができる（林ほか 1986a、1986b)。ただし、現在までのところ、林に対する言及は散発的かつ希少なものに留まっており、林の幼児教育思想の全体像を視野に収めようとする研究は皆無に等しい（奥（2010）は、日本美術教育史における林の位置付けを示そうとした希有な論考だが、本文献は林にとっての自由画の定義に関する検討を行うものであり、その背後に彼が抱いていた教育思想や人間観に焦点を当てたものではない)。本稿は、そのような先行研究の不在を補い、林の幼児教育思想が、子ども自身による表現活動の根源性とそれへの信頼を基盤としており、子どもの主体性と自発性を擁護する態度に貫かれたものであったという点において、戦後における児童中心主義思潮に棹さすものであったことを明らかにしたい。それによって、林の所論が、現在の幼稚園教育要領・保育所保育指針等における保育内容「表現」を再検討する際のアクチュアリティを有することを確認してゆく。

１．林における美術教育の意義づけ

林は、美術教育の目標を、次の二つの面から捉えようとしている。

一つには、元来、教育が、個人の集団への調和を目指す営みであるという認識から、美術教育も同様に、美術を介した個人間の結合を目指すべきものだとする。「教育の目的」を「教育された個性をその個人の所属する社会集団の、有機的統一と調和させる」ことにあるとしたハーバート・リードを援用しながら、芸術教育の本質について次のように林は言う。「芸術というものが、人びとの心を結び合わせることなのだということに着眼して、子供の芸術についても、個人の見方や感じ方や表し方が、仲間（教師や学友）にも通じ合い、その相手を通過してなお一層自己を高めていくとともに、個々の表現の違いや考え方すらも仲間同士の共通財産になるような育て方こそが芸術の教育の本質的なもの」なのである（林 1988：10)。芸術が、人びとの心理的係合を生み出すものであるとしたら、芸術教育は必然的に、人びとの心の結合を促進するための方法論を有していなければならないということになるだろう。「芸術はその人の心を行為によって表現していくことである。したがって美術教育が人の心はもとより、媒介として存在するものの「心」も、技術として用いる道具の心もわかるような人間を育てていこうと希求するのもこのためである」（林 1988：57)。林の美術教育論には、このような他者への係合希求が強く見られ、そのことが、造形・表現を、コミュニケーション（相互伝達）の過程だとみる立場に彼を導いていくことになる。

二つには、美術が、人間が創造し継承してきた「文化遺産」であるという認識から、美術教育は、その「遺産」の継承を図り、子どもたちと文化との接点を作ることを目指すべきだとする。つまり、「美術教育を通して、われわれの祖先が作りだした文化遺産の構造を子供たちに自覚的に捉えさせることによって、人間を人間に成長させるという役割」を負うのが美術教育である（林 1988：57)。「文化」という「共通財産」の獲得を媒介として、他者との精神的な結合を実現することが美術教育の究極の目的だということである。

一方で、林は自らの美術教育の立場を「心理主義」（林 1961：20）だとも述べている。子どもの「心理」と美術との連環を重視する林の立場は、幼児造形教育の目標は、表現の「美」を追求することに置かれるべきではなく、「真」を追求することに据えられるべきだという思想に支えられている。つまり、子どもの絵には、大人の観点からの「美」ではなく、「健実さ、率直さ、自然さ」、すなわち、子どもの内面、「心理」としての「真」のあらわれを見いだす態度が、幼児造形教育の指導者には求められてくるというのである（林 1988：61)。

その際に重要なのは、子どもの絵を「ことば」、子どもの心の象徴として見ることである。林は、倉橋惣三を引きながら次のように述べる。「倉橋惣三も子供の絵は「記語」だと言っている。幼児の描画活動などは、まさに心の叫びであり、言語の代用を果

たしている」（林 1988：60）。子どもの絵を「相手に伝えたい自分の心」のあらわし、「自分の心の伝達」「伝心」だと捉える。そして保育者は、それに対して「共感」すること、心を「汲む」、すなわち「汲心」が必要となると林はいう（林ほか 1986b：26-29）。つまり、子どもの絵を、彼らの「心の叫び」を象徴した記号として見、それにより伝達されようとしているものを捉えようとする態度が必要なのである。それゆえ、心の記号であるところの絵を、「美」あるいは「醜」のスペクトラム上に位置づけ評価することは望ましいことではない。つまり、評価基準としての美醜を子どもの絵への向き合い方に取り入れることは誤っていると林は考える。「児童芸術などは、ほとんど美の意識が欠如しているし、明らかに真（Truth）を目的としている芸術である」（林 1988：62）。そのため、自らの幼児造形教育論において、「美とは何か」「美を創造するためにはいかにするべきか」という問いを発するのを林は禁欲する。林の問いは次のようなものになる。「いかに子供の美術表現が、創造的に表現されたか、そのような表現を通し、その中で豊かに美的情操が育ったかどうかが問題になる」（林 1988：62）。美術教育の目標は、あくまで「美的情操」の育成に据えられるべきであり、「美」を実現する技術の習熟に置かれるべきではないと林はいうのである。

上述のような林の美術教育論は、既存の二つの立場から距離をとったところに成立する。林が距離をとろうとする第一は、「内」を過度に重視する立場である。これは、創造美育（創美）協会の立場であるという。この立場は、「子供は生来創造力をもっている。おとなたちの外からの抑圧から解放し、自由にしてやれば、子供は生き生きと創造力を発揮する」という「心の解放による創造活動」を主張する（林 1988：64）。この立場にたつと、内界の表れが絵だとされるため、外界の対象を「見ないで描く絵」となる。絵を内面の表出と見る立場は、フロイト開基の精神分析学に依拠する「抑圧解放論」に由来するという。この立場に対する批判としては、「解放的に自由に描く」ことによって「子供の創造力は培われるか」というものと、「絵を描くということは無意識的願望の充足」であるしかないのかというものがある。いわば、内面の解放と、創造性が両立するのかという疑問である。この立場から帰結するのは、「子供たちの生来の創造力を伸ばす方法として自由でなければならぬという、いわば“自然成長論”的美術教育」である。それは必然的に、教師による外部からの指導を軽視することにつながる。「指導系統やカリキュラムをレシビー派（処方箋派）として排除」してしまうのである（林 1988：47）。

林が距離をとろうとする第二は、「外」を過剰に重視する立場である。これは「新しい絵の会」の立場であるという。この理論的背景としては、「外界とのかかわりあいの中で人間の創造力は育てられていく」とする「パブロフ心理学」がある（林 1988：65）。この立場は、絵を外界との交渉の結果生じてくるものとし、外界の反映であると見なす。「絵は現実の反映、意識的願望の反映」であり、「子供の体験した現実 — 事実の世界と社会生活の諸現象 — を認識し、これを芸術的な手段によって形象においてしっかりととらえる」という「リアリズム」を指導方針として掲げる点が特色である。いきおい、「見て描く絵」を重視することとなり、「自分とものとのかかわりあいを重視」する絵を目指す指導が行われることになる。この立場に対しても、外界の反映、子ども自身の外界の経験の表れが絵なのだとしたら、単なる外界の反映としての絵に創造性は見いだせるのかという批判が寄せられることになるだろう。林によれば、これらの二つの立場に見られるように、絵を描くことの源泉を、子どもの「内」か「外」かというように、一面的に還元する見方は排されなければならない。

２．林の美術教育論を支える人間観

冒頭において既に述べたように、林の美術教育論は、独自の人間観の基礎の上に構築されている。林は、人間の本質規定を、「人間とは何か」（林 1988：14-18）という問いへの答えとして、次の三つのテーゼを提示している。

①完全直立歩行：完全直立歩行が可能になったとき、人間は「あいた前肢（両手）でものをつくることを覚えた」と林はいう。直立二足歩行の開始は、「手」の自由な動作を可能とすることを意味しており、その点で「手」による美術の創造の前提条件となった。「手の動きが、生産活動とつながり、頭脳を

一層発達させ、他の動物をはるかに引き離し、今日のような文化を創り上げることになった」。「手」が使用できるということは、発達上、認識のための方法を得るという意味をもつ。「子どもにとってみれば、破いたり、穴をあけたり、描いたりすることによって外界との関係をたしかめる実験をしている」のであり、そのような体験は、「材料体験」を通した認識を獲得させる。林によれば、子どもは手を動かしながら考える。子どもの手は、まさに「考える手」（林 1959c：37）なのである。このように林は、美術の原点を、手による外界の認識に置いている。この立場は、美術教育の目標を安易に心理的なものの涵養に置く立場とは一線を画している。彼にとって、「造形教育はたんなる情操教育だけではなく、機能的な表現などにおいては相当に合理的・科学的な計画性をもったもの」（林 1959c：37）であるべきなのである。

②**拇指対向性**：「拇指（おやゆび）が他の四指と向きあっているという機能は、他の動物にはみられない大きな特徴である。この機能は、ものを握る、豆などのような小さいものをつまむ、ペンやはさみを使うなどの行為を容易にしている」。拇指が他の指と対向するという人間特有の手の特色は、手による微細な運動を可能にし、繊細かつ精密な表現を可能にする条件となったという。

③**表象化**：人間は、イメージを構成する力を持つという特色を有する。林曰く、「人はイメージで行動する動物である」。マルクスの有名な「最も無能な建築師でさえ、はじめから蜜蜂にまさっているのは、建築師ならば、蝋で巣穴を築く前に、まず頭のなかでそれを築き終わっているからである」という一節を彼は引きながら、人間の「あらゆる行動も、意志の決定も、したがって造形活動のすべても、この先行するイメージを基点として生み出される」と述べ、イメージ（表象）の先行性こそが人間の主体性・能動性を生みだしているという。ポルトマンのいうように、人間に特徴的な「世界に開かれた行動」は、「表象すること」の能力から生み出されていると林は考えるのである。ただ林は、そのイメージ（表象）の生成は、悟性によるものというより、感性によるものだということに注意を促している。というのも、「かつて西欧には感性は悟性より一段低いはたらきであるという思想」があり、その強い影響を受けた日本においても「感覚とは「秩序なき混沌」として信用されなかったので、感覚的なとらえ方などを軽視し、思考的なとらえ方を重視してきた」（林ほか 1986a：113）。そのため、「感覚的」なイメージの創造が、日本の美術教育史の中では軽視されてきたと彼は考えており、美術教育における「感性」の軽視を懸念しているからである。

３．表出／表現の区別と表現過程の三系論

林によれば、幼児造形には、「表現」と「表出」という二つのパターンがあり、両者の相違を押さえておくことが必要だという（林 1977：131）。林によれば、自己を表わすには、「くやしかった、悲しかった、こわかった」などを自己の内面世界だけにとどめてすむ世界と、「私はここに感動した、私はこう考えたのだが」というように他人に伝えることにより、つまり他人の頭をくぐりぬける過程を通過することによって、より確かなものにしていきたいと希求する世界がある。林によれば、前者が「表出」であり、後者が「表現」である。つまり、原初的かつ即自的な「表出」から、他者志向的・伝達的な「表現」への移行を見込んでおく必要がある。

さらに林は、「表現」を、次のような二つの類型に整理し、表現のもつ特性の二側面をクリアに示そうとする（林 1988：66f.）。その第一は「あ表現」と呼ばれる。対象に接したときの「あ！」という喜び、驚きなどの感動的な「叫び」の直截な表しをねらいとする心象表現である。「あ表現」の原型は、「対象から受ける「あ」という感動の中に、美意識も驚きも表現意欲もすべてを含有している叫び」であり、根源的な形においてそれは「吐く息」である。林における「あ表現」の重視は、「幼児の感動と無関係のものをかかせようとすることはおとなの絵をかかせるための技術主義」（林 1960a：37）だという技術偏重の指導への批判意識から生じてきている。

第二は「ん表現」と言われる。「一つの目的があり、そのためのいくつかの条件によって、段階的に思考し、計画し、製作していく過程をたどるもの」であり、突発的・表出的な「あ表現」に対して、外界と表現のすり合わせを模索する表現であるという点で、「適応表現」だといえる。「息を吐く」ことを

主とする「あ表現」に対し、一時的な静止状態、思考・省察による立ち止まりを経た表現が「ん表現」であり、それを支えるのは「息をためる構え」であるという。

「あ表現」を提示するに際して、林に批判されていた技術主義は、「ん表現」においても批判の的となる。「従来とかく美術教育がうまい絵を描かせようとする結果主義を急」ぐという技術主義的傾向を有していたために、表現をする際に子どもたちが立ち止まること、「やり直しや戸惑い」を軽視してきたことは猛省されるべきだと林はいう（林 1988：78)。

上記のような表現の二類型は、指導においてどちらか一方のみを採用しうるというようなトレード・オフの関係にあるのではなく、両者は共に組み合わされて、実際上の一つの表現をなす。ただし、「あ表現」・「ん表現」のいずれに指導の重点を置くかによって、子どもの表現は大きく変化してくるという。「「あ」「ん」いずれをねらいとするかで児童・生徒の表現はまったく違った形で現れる」（林 1988：67）と言われているように、「あ表現」・「ん表現」の二類型というのは、後述の三系論と同様に、指導のねらいの設定の仕方の類型、指導方法論の類型ともなるものである。

林は、幼児を含む表現の過程を、三つの局面（系）から捉えようとしている（林 1988：22-25)。それぞれ、①想像の系、②技術の系、③伝達の系であり、この三系の絡み合いとして表現過程の深まりを見ていこうとする。

①想像（イメージ）の系：表現を「色と形の表象化」（林 1988：72）だとする林にとって、表象される当のものは、外界を「記号として受けとめた感動」（林 1988：80）である。「感動」は、人間の内面に蓄積され、「イメージ」を形作る契機となる。「人には“作る前にそのものの形をイメージとして描くことができる”という大きな特質がある」のであり、「造形活動とは、“もの化されたイメージ”」に他ならない。「蓄積された記憶（先行経験）を素材として、これらを単独に、あるいはそのいくつかを組み合わせることによって新しいイメージを作りだし、もの化（表現化）していく」ことが表現であり、この表現を洗練してゆく中で「美術」が生起する。「美術とは「もの化されたイメージである」。初めは人とものとの関係が、ついにはもの（素材）ともの（道具）との関係におきかえていくという宿命的構造の上に成り立つものである以上、ものの心にさからい、あるいは無視しては、自らの精神を所詮効果的に表現することは不可能なことである」（林 1988：57f.)。表現は人間ともの（素材）との出会い、ぶつかり合い、交渉の結果として生まれる。人間は、素材と格闘する中で、「本来バラバラな異質のものを、意味のあるように結びつけ、秩序づける」（林 1966：7)。それが同時に「創造」なのである。表現が「創造的」であるための条件として、林は自発的であること、お手本がないこと、遊びでないことの三点を掲げる。人間と素材の弁証法としての表現によって、全く新しく結ばれた関係のもつ独自性が、創造性にほかならないと林は見なしているのである。

②技術の系：「記憶を表現に、表現を形式に変形する」ものが技術の系に属する。それらは「手及び材料用具等に関わる諸活動」に関わる（林 1988：71)。イメージは、それだけでは表現とはならない。人間の内面に留まっている限り、表現にはなり得ない。イメージを外界へと押し出し、形象を与えるためには、素材を扱う方法、形象が意味と秩序をもつ形式（林はそれを文法、のちにコードと呼ぶ）を習得する必要がある。「伝達内容を何らかの方法で、他人も知覚できるような方法で表に現す（表現）ようにしなければならない」（林 1988：80)。表現はそもそも「メッセージ」であり、「相手に知覚されるというだけではなく、記号としての意味作用を果たさなければならない」と考える林にとって、表現の方法や形式は、「発信者が手前勝手に恣意的に決めるのではなく、受信者との共通の了解に基づいた決まりに従っていることが肝要」なのである（林 1988：80)。

例えば、絵画表現をとると、当然のことながら、「イメージが明快に浮かんでも、画用紙にそのまま念力のように投射されるものではない」。表現は、常に、イメージに何らかの形式を付与されることによって成立する。「あらゆる美術は、それぞれのシンタックス（構文法）を通過することで、絵となり彫塑となる」のである。絵画ならば、「クレヨンや絵の具の使用という技能面と、［引用者注：画面の上は上であると共に、遠くを表すという上下空間と奥行

空間の二面を含むという様式を持つなど］絵という様式の約束ごとを学ばなければ、絵としての“もの化”“表現”にはならない」。ここでの「様式の約束ごと」を、林は「構文法」ともいう。後に、林はこれらを、現代記号論における「コード」（伝達内容理解のための共通のきまり）に該当すると見ている（林 1988：74）。

林は、美術教育において、教師が「教えるところ」と「育てるところ」の区別を見極めることが重要であると説く。上記の二つの系において、「想像の系」の場面は「育てるところ」であり、「技術の系」の場面は「教えるところ」であるという。言い方を変えれば、「想像の系」は「育てる」しかなく、教えることはできず、「技術の系」は教えることが可能な部分を含むということである。林によれば、技術の系の指導に当たる際に重要なことは「やってみることでわかる」という体験による習熟と、「何べんもやり直して確かめる」という反復あるいは試行錯誤を許容する姿勢である。技術そのものよりも、「技術的態度」を育てることに主眼を置くべきであるという。例えば、「かけない子」への対応として林は、「先生が鳥の形や象の形をかいてやるよりも、抽象形の基本形、つまり、まる、三角、四角、長四角みたいな形からイメージをとらえさせていくやり方の方が有効」だという（林 1976：64）。つまり、抽象的な形を描く技術を身につけることが、表現することの快楽を子どもたちが味わう第一歩となるということである。保育者には、「なんとかして、かけるようにしてあげよう」「かけるようにしてあげたい」と、ひたすらに祈る心というものが、いちばんだいじなこと（林 1976：64）であるといい、表現しようと試行錯誤する子どもに対して伴走的存在であることを林は求め続ける。

それに対して、「感覚とか想像とか情操」などの「頭の中の系の大部分は、ふつう教えられない」。つまり、教師による外面からの介入が不可能な、内面の動きである。「頭の中の働きで、教えることが可能だと思われるのは、知覚に関すること」（林 1976：108）に限定されている。

林は、恐らく抑圧解放論、自然成長論に依拠した創美運動を念頭に置いて、次のように述べている。「いままでは、絵の教育や製作の教育は、できるだけ教えない方がよいのだという考え方がありました。こうなるとどうしても放任の状態になってしまいやすいのです。教えられるところと、育てるところをはっきりとらえておくことが必要です」（林 1976：109）。ここで言われていることは、教えられないところを教えようとすることも、教えるべきところを教えないことも共に適切ではないということである。そのような愚を避けるためには、「教えることができる」領域と、「教えることができない」領域を区別するための基準を持っておくことが必要になるというのである。

③伝達の系：林にとって、表現とは他者への伝達の一形態に他ならない。「“もの化”され、表現された作品は、他人（ママ）の人に伝達される」。林はいう。「仲間や教師や親に、自分の見たり、考えたりしたことを伝達し、その他人の心を通過して、共感を得て、もう一度自分にかえってくることで表現の喜びや能力が、らせん階段をのぼるように向上し、育っていく」。つまり、表現は他者との表現を介した交流により、弁証法的に高まっていくのであり、同時に表現による伝達は、他者との繋がりをより有機的かつ緊密なものへと深化させていく。この点は、冒頭に述べたリードの影響が濃厚に見られる。

伝達の対象には二種類があると林はいう。すなわち、「自己伝達」と「他伝達」である。

第一の「自己伝達」とは「内言的」な伝達とも言われ（林 1988：71）、第二の「他伝達」は「他人への共感を求める」（林 1988：71）ものである。前者の「自己伝達」は、子どもが自らの表現の方法を反省的に再認識し、それを変容させていこうとする過程である。「迷いや行きつもどりつ（フィードバック）を経て、その途中で“こうかな？　ちょっと違うな”などと自己伝達を繰り返し、繰り返しつつ行動するものである」。このような省察的・再帰的なメタ認知のプロセスは、造形・表現活動に特有のものである。「造形の表現過程とはこのイメージのもの化と次のものとものとの対決というたたかいの中で何べんも何べんもフィードバックしていくところに本質があり、イメージの形成もその過程を通して行われる」という（ただし、この自己伝達はむしろ「省察」の系と呼んで別立てにした方が適切であったかもしれない）。

自己伝達の過程を進めていくことで、子どもは他者へとイメージを伝達したいという欲求を強めていく。それは、表現が本質的に持つ他者との交流という要素が次第に表面化していくということである。林によれば、子どもの造形活動の「終局の目的は、一つのコミュニケーションであり、まさに共通（Common）のものを生み出す働き」であり、「自分のイメージのコピーを、相手の頭の中に創り出す行為」なのである（林 1988：80）。

林は、表現を介して交わされるもの・ことを「記号」という概念で統一的に捉えようと試みている。子どもの造形とは「外部からの記号を受け入れ、自分で記号を作り、それを伝達する」過程であり、子どもは既存の記号を受け入れ内在化する主体であると同時に、新規の記号を創出する主体でもある。既存の記号を内在化するのと並行して、新規の記号を創造していこうとする、この子どもの存在論的両義性を、林は「ダブル記号論的存在」（林 1988：79）と呼んでいる。その観点からすれば、美術教育、表現指導は、「記号を豊かに受けとめる力、記号を自ら作りだす力、記号を駆使して伝達する力を育てていく創造的な営み」としての、二重の使命を負うものだということになるだろう（林 1988：87）。それゆえ、自由自在に「サイン（合図）とシンボル（象徴）を扱える力をつける」ことが幼児教育における表現指導の目標に据えられることになる（林ほか 1986a：84）。

林の三系論においては、想像の系は「記号を受けとる力（感受性、認知力、想像力）」と関連し、技術の系・伝達の系は「記号を使う力（伝達するための技術）」、および「記号をつくりだす力（創造力、文化の約束ごと（コード）をしること）」に関連する。これら三つの力の育ちは、生活と遊びという二つの軸に貫かれながら生起する。特に遊びは、これら三つの力を育てるための「方法論」（林ほか 1986a：86）として特別視される。

上記の三つの系は、表現の実現を支える条件の系であると同時に、表現指導の型の系でもある（林 1976：116）。つまり、指導の起点を、①想像（イメージ）の系に置く指導、②技術の系に置く指導、③伝達の系に置く指導の三つの類型が考えられている。表現過程の三系を押さえることで、「指導の形態が多様に展開される効果がある」と彼は指摘する（林 1976：117）。表現過程の三系を意識化することで、表現指導が多元化・多角化し、それらの諸要素が構造化していくことが期待されているのである。林の提示する三系論は、子どもの表現を支える能力とその活動の構造論であると同時に、それらに適合する表現指導・表現教育の方法の構造論でもあったといえよう。

小括

以上、本稿では、林の幼児表現指導論の基本的特質を、彼自身の美術教育論の骨格を成す人間観、すなわち〈人間学〉に着目して検討してきた。林の美術教育論の前提は、あらゆる子どもの表現が、子どもの内面に源泉を有するもの、内面の表現であるということにあった。それゆえ、幼児表現指導を含む、あらゆる美術教育は、子どもの内面からの情感の表出を、美術の形式・方法論を獲得することによって、より精緻かつ伝達可能性の大きい表現へと高めていくことにあるとされた。美術の形式・方法論は、教師によって子どもに伝達可能・教育可能な領域であるが、その前提となっている内面における情感の奔騰は、そもそも教師による外面からの関与・操作が不可能な領分であるという点において、子ども自身の創発性に委ねられている。この点において、林は、子どもの内面を、子どもの活動・発達の根源と見なす児童中心主義の思潮の中に位置していたということができる。林の児童中心主義的思想が、同時代における児童中心主義保育思想において有した位置価についての多角的な検討は、向後に委ねられた課題として残されることになる。

附記

本稿は、開催中止となった日本保育文化学会第７回研究大会（2021年、長野県立大学で開催予定）において口頭発表される予定であった草稿を一部に含む。

文献

池上嘉彦『記号論への招待』岩波書店、1984年。

奥美佐子「自由画における子ども間の模倣（１）：自由画とは何か」『神戸松蔭女子学院大学研究紀要：人文科学・自然科学篇』(51)、2010年。

橋本忠和「造形教育三系論における評価法の研究」『美術教育学：美術科教育学会誌』25、2004年。

林健造「幼児の造形」『幼児の教育』55、(２)、1956年a。
林健造「幼児の美術講座：幼児の造形（２)」『幼児の教育』55、(３)、1956年b。
林健造「幼児の美術講座：幼児の造形（Ⅲ)」『幼児の教育』55、(４)、1956年c。
林健造「幼児の美術講座：幼児の造形・相談の窓」『幼児の教育』55、(７)、1956年d。
林健造「幼児のための環境とデザイン」『幼児の教育』57、(８)、1958年a。
林健造「幼児の絵画製作についてのいろいろな問題」『幼児の教育』57、(11)、1958年b。
林健造「子どもの造形的発想について（１)」『幼児の教育』58、(１)、1959年a。
林健造「子どもの造形的発想について（２)」『幼児の教育』58、(２)、1959年b。
林健造「子どもの造形の領域とその指導（一)」『幼児の教育』58、(11)、1959年c。
林健造「子どもの造形の領域とその指導（二)」『幼児の教育』59、(１)、1960年a。
林健造「子どもの遊びと造形表現」『幼児の教育』59、(12)、1960年b。
林健造「モダンテクニックと幼児」『幼児の教育』60、(６)、1961年。
林健造「保育教材のアイディア」『幼児の教育』63、(12)、1964年。
林健造「幼児の心と造形表現」『幼児の教育』64、(７)、1965年。
林健造「子どもの考え方を伸ばすための絵画製作」『幼児の教育』65、(10)、1966年。
林健造「幼児の造形教育：基本となる問題について」『幼児の教育』66、(７)、1967年a。
林健造「幼児の造形教育のポイントは何か」『幼児の教育』66、(11)、1967年b。
林健造「幼稚園期の絵にみる成長」『幼児の教育』69、(７)、1970年。
林健造『幼児の絵と心』教育出版、1976年。
林健造「図画・工作を通しての自己表現の指導」『児童心理』31、(４)、1977年。
林健造「「教育要領」の実践：絵画製作」『児童心理』33、(13)、1979年。
林健造『造形教育の探求：三系論を核にして』日本文教出版、1988年。
林健造「幼稚園と音場の話」『幼児の教育』107、(１)、2008年。
林健造・岡田慥吾『保育の中の造形表現：豊かな感性を育てる実践と援助』サクラクレパス出版部、1992年。
林健造・山内昭道・近藤充夫・小林美実・村石昭三『HYKM幼児教育原論：保育の原点に立つ』(上)、教育出版、1986年a。
林健造・山内昭道・近藤充夫・小林美実・村石昭三『HYKM幼児教育原論：すばらしい保育を創る』(下)、教育出版、1986年b。
湯川尚文・林健造『幼児の絵と製作』日本文教出版、1975年。
リード『芸術による教育』(改訂第２版)、植村鷹千代・水沢孝策訳、美術出版社、1962年。
ローウェンフェルド『美術による人間形成』竹内清・堀内敏・武井勝雄訳、黎明書房、1963年。

受付日：2021年２月10日

研究ノート

促通を目的としたセルフエクササイズの効果

― コロナ禍における大学オンライン授業の実践例 ―

包　國　友　幸

早稲田大学非常勤講師

About the effectiveness of the self-exercise program for the purpose of facilitation

Kanekuni Tomoyuki

Waseda University Part-time Lecturer

要旨：促通コンセプトを応用した即座に効果を実感することができる運動プログラムは1997年に開発され大手スポーツクラブBをはじめ様々な組織で展開された。本研究の目的は、その運動プログラムを短縮化してオンライン指導で実施した場合の効果を検証することであり、対象者は2020年度秋学期のA大学オンライン授業を受講した学生172名（最終レポート課題を提出したもの）であった。質問紙による調査項目・アンケート内容とその結果は以下の第10回目授業の報告（１）～（２）と第13回目授業の報告（３）であった。（１）NRS 調査では腰に対する主観的な感覚が運動後に有意に改善した（$p<0.01$）、（２）状態不安調査では運動後平均値は有意に低下した（$p<0.01$）。（３）「上肢パートⅡパターンを仰臥位でより促通効果が体感できるように実施した結果、手・腕が勝手に自然に動いていく（手がとぶような）感覚を実感したか」の結果は以下のようであった。「手・腕がとんだ」が19名（11%）、「勝手に手・腕が動いた」が89名（52%）、「独自の感覚表現」が49名（28%）、「わからなかった」が３名（２%）と「回答なし（内容についての記述なし）」が２名（１%）であり、このような感覚を体感したことがなく驚いた感動したなどの肯定的内容がほとんどであった。

キーワード：セルフによる促通運動、即時効果、集団運動パターン、状態不安、NRS

１．緒言

筆者は、長年にわたる高齢者・低体力者対象運動指導に携わる中で、ある運動プログラムを１回実施する前よりも実施後の方が運動器の可動性や柔軟性の向上、運動の心理的効果による情緒の変化などにより「より元気になる」「より楽になる」運動プログラムはできないものかと考えるに至った。そこで筋肥大・筋力増強目的の「筋力トレーニング」や筋の弛緩・リラクゼーションを目的とした「ストレッチング」でもない運動、つまり筋トレほど強い刺激で筋疲労や遅発性筋痛を起こさせず、ストレッチングほど弛緩させずに理想とする神経興奮伝達により動きやすさを誘発する促通現象に注目した。すなわち無意識レベルの動作においても働筋として機能するべき部位の神経 － 筋の反応を高め、最適な動員順序・筋連鎖など協調性を持った働筋群として機能するように求められている動きの神経回路を作り直し脳に入力する（動作の再学習を行う）促通（Dorothy E. 1997)[1] に焦点をあてた。その促通を用いることにより運動後に可動性や柔軟性の改善などの効果が即座に実感できる運動プログラムを1997年より開発し1998年より実施・検証・報告（包國 2008、2010、2012、2013、2014、2015)[2-7] 改善を繰り返してきた。

この運動プログラムは「機能活性プログラム」と

命名され2000年10月に民間大手スポーツクラブBにおいても全国展開されたが、2021年３月においても数店舗において実施継続されている。その他の組織・機関においても展開されたが、大学授業・公開講座においてより効果・有効性が伝わるようにプログラムを細分化して実施してきた。

運動プログラムの特徴として① proprioceptive neuromuscular facilitation（以下 PNF）のコンセプト・理論（S. S. Adler 1997）[8] に基づいている、②一回の運動前・後で即座に可動性や柔軟性などの改善効果が自覚できる、③集団運動プログラムである（施術形式ではない、指導者が参加者に触れない）、④自分で肩・腰・膝をコンディショニングするアクティブ・セラピー・エクササイズである、⑤運動器具などの道具を必要としない、などがあげられる。

2020年に世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症 COVID-19の影響により、各大学の授業のほとんどがオンライン形式となった。オンライン授業の実施方法として ZOOM などを使用したオンタイム形式、各大学の ICT システムを使用して授業動画を作成・アップすることにより学生に視聴してもらい、小テスト・レポート課題による成績評価を行うオンデマンド形式などがあげられるが筆者は後者を選択した。

筆者は A 大学において2012年度より保健体育として「ストレッチング基礎」授業を展開してきた。その中で、前記したセルフで行える促通技術と従来のストレッチングを織り交ぜ、即座に効果が実感でき身体の興味・関心を引き出し、一コマの中で数回の驚き・感動が実感され今後の職業・日常生活に役立つ授業を展開してきた。2020年度は春学期・秋学期ともに定員人数50名×４クラス、90分×15コマのオンデマンド授業であった。

授業動画を見やすいように短時間・多数に細分化（約２～10分／１本、10～15本／１コマ）し、筆者自身が実演して、肩甲骨・脊柱・膝関節などの骨模型、ホワイトボードに描いた関節図、海外で撮影した解剖実習動画を挿入し、専門の知識がなくても理解しやすいように工夫して撮影した。一コマの講義内容・動画の順序として、①講義（例えば、肩関節の屈曲－伸展・内転－外転・内旋－外旋・水平屈曲－水平屈曲の動きと筋トレの動きをリンクさせて説明など）、②「動かし易くしてみよう」のセルフで行う促通運動、③スタティックストレッチング、④筋トレ、⑤二人一組施術、の順番で作成し、１回／週×15週間にわたり大学 ICT システムにアップした。

２．目的

本研究では、対面運動指導（授業）ではなくオンライン指導（オンデマンド形式授業）においても、セルフで実施する促通運動（前期運動プログラム）の即時効果を実感・体感することができるかを検証することを目的とした。

３．研究方法

（１）第10回目授業動画内容

①運動前調査（質問紙調査）についての説明

運動前・後の調査の一つ目として１）状態・特性不安検査 STAI（State-Trait Anxiety Inventory）の一つである状態不安検査（State Anxiety Inventory）を実施した。第10回目の授業動画の初めに10-1-①として STAI 状態不安検査用紙による調査方法の動画を視聴してもらい、データとして送付した調査用紙を各自印刷してもらって運動前調査として実施してもらった。

二つ目の調査として２）「数値評価スケール Numerical Rating Scale（以下 NRS）を実施した。NRS は痛みや疲労などの自覚症状を他者と共有するための客観的な数値スケールであり（溝口 2011）[9]、疼痛の評価以外に、めまいによるストレスの自覚強度の評価（五島 2010）[10] や咬合感覚の評価（成田 2008）[11] などに用いられている。本研究では、運動プログラムを実施した対象者の運動前と運動後の腰の主観的な感覚を、図１に示した NRS の質問紙により調査した。

②骨盤前傾－後傾促通運動で伸展型腰痛を改善

実施する運動プログラムの動画を10-1-②としてアップした。プログラムの具体的な内容として、①運動前（運動前チェック）の体幹の屈曲－伸展・側屈・回旋の可動性・柔軟性の確認、スクワット動作、②立位にての骨盤の前傾－後傾（ペルビック・ティルト）、基本的身体操作、③セルフによる仰臥位にての骨盤の前傾－後傾運動（ペルビック・ティルト）１（膝を大きく屈曲）・２（膝を少し屈曲）・３（膝を伸展した状態）④ブリッヂング、⑤運動後

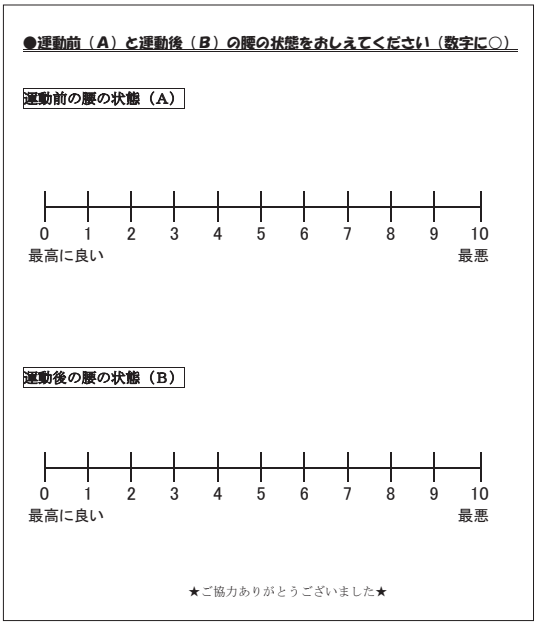

図１．NRS の質問紙

チェック（①運動前チェックと同様）の体幹の屈曲－伸展・側屈・回旋の可動性・柔軟性の確認やスクワット動作の動かし易さなどの促通の即時効果について確認してもらった。

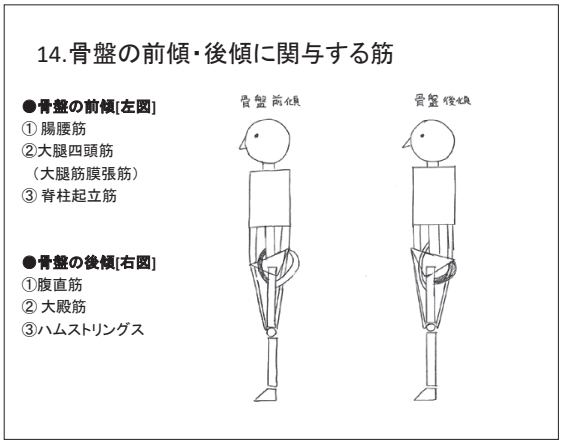

図２．骨盤の前傾－後傾にかかわる筋

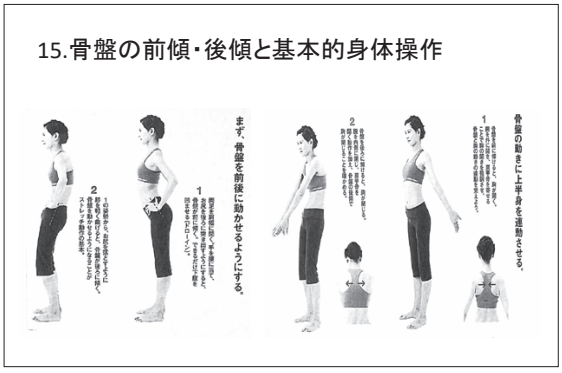

図３．肩甲骨（上肢）と骨盤（下肢）との連携

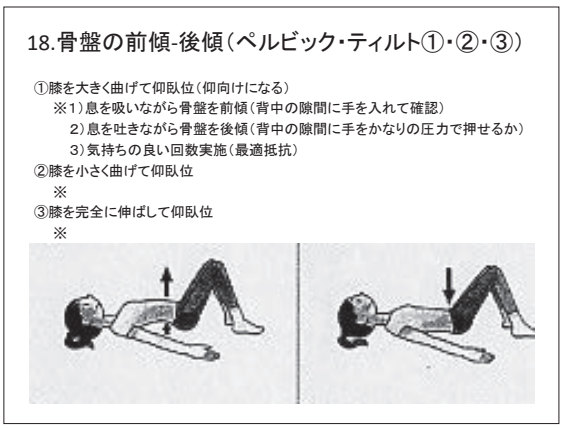

図４．仰臥位にての骨盤の前傾－後傾①②③

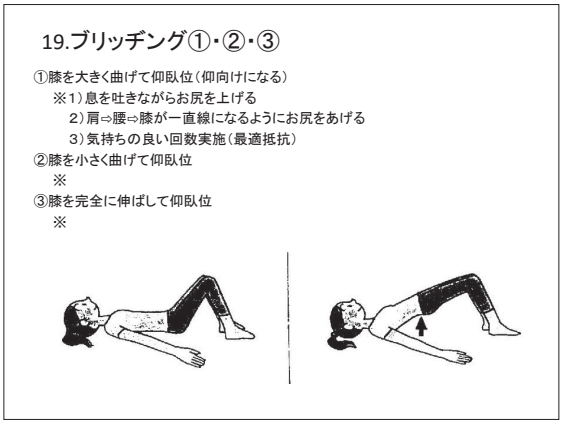

図５．ブリッヂング

③運動後調査と採点方法・報告についての説明

第10回目の授業動画に10-1-③として運動後の調査（状態不安・NRS）、また STAI 状態不安検査の採点方法、NRS について、またその報告についての動画を作成しアップした。初めてのオンライン授業であり、心理調査の実施や結果などの個人情報の扱いに関して難しい問題も多く考えられたため報告については一切強制しなかった。コロナ禍の中で長い自粛生活によるストレスや心理的負担に対処する一つの方法として促通運動の効果を知ってもらうことを心掛けた。つまり、運動の心理的・身体的効果を実感・体感するとともに調査結果により数値で知ってもらい現在の生活に組み込み日常で実施してもらうための動機付けを目的として状態不安検査・NRS を実施した。したがって、実施者本人が確認し効果に気づきをもたらすことを目的とした調査であったため、数値の報告については「レポートとして書きたい人は書いてください」とし、書く・書かないは自由であり評価には一切関係ないことを強調して何回も説明した。

（2）第13回目授業動画内容（手をとばしてみよう）

① PNF コンセプト

PNF コンセプトの一つとして PNF パターンがあげられる。その特徴として「対角・螺旋の動きであること」「集団としての筋が最も動員される動きすなわち集団運動（マス・ムーブメント）パターンであること」などがあげられている[12)]。

図６～図９までがPNF 上肢パートⅠパターンの伸展パターン（肩関節：伸展－外転－内旋）であり、図10～図13までが屈曲パターン（肩関節：屈曲－内転－外旋）である。図14と図15とがその動きにリンクするPNF 肩甲骨パターンの後方下制⇔前方挙上である。

図６．Ⅰ伸展①スタート

図７．Ⅰ伸展②開いて

図８．Ⅰ伸展③返して

図９．Ⅰ伸展④ラスト

図10．Ⅰ屈曲①スタート

図11．Ⅰ屈曲②握って

図12．Ⅰ屈曲③返して

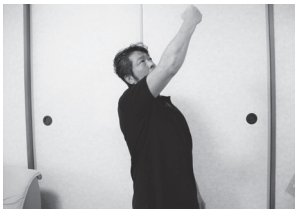
図13．Ⅰ屈曲⑥ラスト

図14．肩甲骨の後方下制

図15．肩甲骨の前方挙上

図16～図19までがPNF 上肢パートⅡパターンの伸展パターン（肩関節：伸展－内転－内旋）であり、図20～図23までが屈曲パターン（肩関節：屈曲－外転－外旋）である。図24と図25とがその動きにリンクするPNF 肩甲骨パターンの前方下制⇔後方挙上である。

図16．Ⅱ伸展①スタート

図17．Ⅱ伸展②握って

図18．Ⅱ伸展③返して

図19．Ⅱ伸展⑥ラスト

図20．Ⅱ屈曲①スタート

図21．Ⅱ屈曲②開いて

図22．Ⅱ屈曲③返して

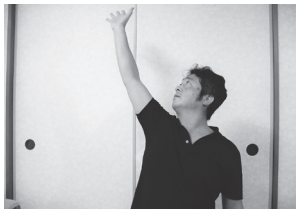
図23．Ⅱ屈曲⑥ラスト

図24．肩甲骨の前方下制

図25．肩甲骨の後方挙上

PNF 上肢パターンを図26に示した。上肢パートⅠパターン伸展⇔屈曲（図６～９⇔図10～13）を行うと肩甲骨は図14⇔図15の動き（後方下制⇔前方挙上）となり、肩甲骨の動きと上肢の動きがリンクする集団運動パターンとなる。また上肢パートⅡパ

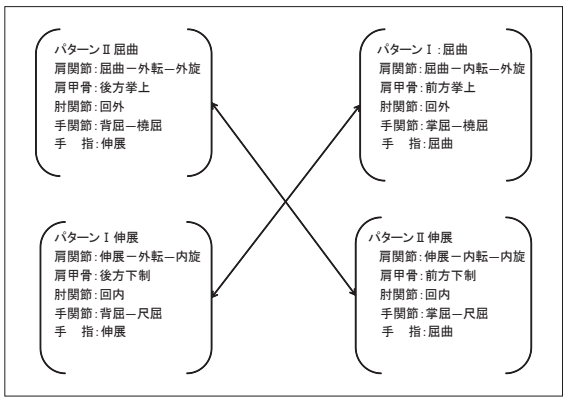

図26．PNF 上肢パターン（包國 2010）[12)]

ターン伸展⇔屈曲（図16～19⇔図20～23）を行うと肩甲骨は図24⇔図25の動き（前方下制⇔後方挙上）となり、肩甲骨の動きと上肢の動きがリンクする集団運動パターンとなる。

②促通の基本手順

促通効果を確実に実感・体感するためには、以下のようなPNFコンセプトの中の基本手順（S. S. Adler 1997）[8)]が重要である。①末端から刺激を与える（手指から手関節から肘から肩への動き）：ノーマルタイミング、②その動作時に「1・2で手指を開いて→手首を曲げる（背屈）」やその逆の動作などの伸張反射を誘発させるための伸張刺激：ストレッチスティミュレーション（包國 2019）[13)]、③同時に関節を引き伸ばす：トラクション、④その一連の手の動きを目視させ視覚からの刺激を促す：ビジュアルスティミュレーション、⑤動きを正確に誘導させる的確でわかりやすい言語指示「開いて→返して（手関節）→おろして」：バーバルコマンド、⑥参加者全員が疲れすぎず及び刺激量が足りなさすぎずの促通させるための最適な反復動作回数（抵抗量）：オプティマルレジスタンス、などに注意を払い忠実に繊細に実行することが重要である。

オンライン授業においてセルフ運動で的確に促通効果を実感してもらい、例えばスタティックストレッチングの効果のような他のものとの差異を実感してもらうため筆者が実演モデルとなり第13回目授業動画において以下のように指導した。

③仰臥位にてのPNF上肢パートⅡパターンの動かしやすさチェックと動きづくり

第13回目の授業動画では、PNF上肢パートⅡパターンが前記図16～図19⇔図20～図23までのように立位および座位で基本手順に従いある程度実施できるようになったうえで、以下を指示した。

図27～図30⇔図31～図34までの仰臥位にてのPNF上肢パートⅡパターンの動かしやすさ（可動性チェック）と動きづくりを基本手順に忠実に実施するよう指示した（包國 2018）[14)]。

図27．Ⅱ伸展スタート＋伸張刺激

図28．Ⅱ伸展　握って

図29．Ⅱ伸展　返して

図30．Ⅱ伸展　おろして

図31．Ⅱ屈曲スタート＋伸張刺激

図32．Ⅱ屈曲　開いて

図33．Ⅱ屈曲　返して

図34．Ⅱ屈曲　終わり

④皮膚運動学に基づいたセルフ施術

次に右肩関節屈曲の可動性を向上させる方法として以下のように、皮膚運動学（筒井 2010）[15)]を用いたセルフ施術を指導した。右肩関節の屈曲の動きに合わせて、図35～図39のように左手掌（手の平）を使って右腕の皮膚が滑走しやすいように軽擦刺激する方法

を実施した。その可動性向上の理論的背景として図40のように肩関節が屈曲する（⇧）場合には皮膚は点線の矢印（⇦）のように動くことが示されている。

図35のように仰臥位及び右肩関節伸展肢位の三角筋あたりに左手掌（手の平）を当てたのち、図36のように右肩関節の屈曲角度が増大していくのに従い右上肢の手の甲側上腕皮膚→前腕皮膚を左手掌（手の平）で図37の右手指先まで這わせる。その後図38～図39までのように右上肢の手の平側前腕皮膚→上腕皮膚を、右肩関節が180度屈曲し終わるまで、つまり右腋窩まで左手掌で這わせるように軽擦する。この図35～図39までの左手掌による軽擦手技と同時に右肩関節を屈曲－外転－外旋する動作を十数回繰り返し、その後、右上肢パートⅡパターンの動きを試してもらい動かし易くなったかどうかを確認させた。

図35．皮膚刺激①はじめ

図36．皮膚刺激②手背側を中間

図37．皮膚刺激③手先まで

図38．皮膚刺激④手掌側を

図39．皮膚刺激⑤腋窩まで

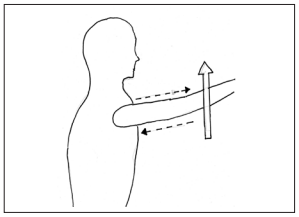

図40．皮膚（刺激）滑走の原理

⑤イラディエーションによる刺激

PNF の考え方では、強い筋群を収縮することにより弱い筋群へのインパルスの溢れ出しにより強化することを、発散（以下：イラディエーション）（S. S. Adler 1997）[8] としている。より反応を高める方法として次のようにイラディエーションを指導した。

図41～図44のようにブリッヂを用いた下肢・体幹からのイラディエーションにより、右肩関節：屈曲－外転－外旋パターン動作を刺激し促通した。図41両脚ブリッヂ→図42片脚ブリッヂ→図43片脚ブリッヂ＋右下肢：屈曲－内転－外旋→図44片脚ブリッヂ踵上げ強化＋右下肢：屈曲－内転－外旋　動作を数回繰り返した。その後、右上肢パートⅡパターンの動きを試してもらい動かし易くなったかどうかを確認させた。

図41．発散①両脚ブリッヂング

図42．発散②片脚ブリッヂング

図43．発散③片脚パターンブリッヂ

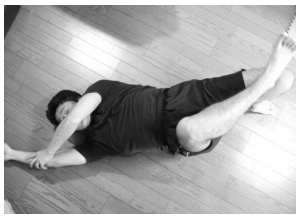

図44．イラディエーション②ブリッヂ踵上げ

⑥最終操作：左手で右手を素早く引き伸ばすこと（クイックストレッチ）による伸張刺激

反応を最大限にあげ「手をとばす」「手・腕が勝手に動く感覚を体感する」方法として、反対の手を用いたセルフ施術によるクイックストレッチ（伸張刺激＋随意収縮）を指導した。

図45と図46のように右上肢：伸展－内転－内旋肢位（屈曲－外転－外旋始動時）に、左手で右手首を素早く引っ張る（クイックストレッチ）ことすなわち伸張刺激を与えた瞬間と同時に、右手指伸展＝手のひらを開く（図47）＋手関節背屈・橈屈＋前腕回外＝手関節背屈（図48）（随意収縮）を始まりとして、右上肢：屈曲－外転－外旋動作（中間図49）（終了図50）を十数回繰り返させた。

この図45と図46のように左手で右手首を素早くひっぱること（クイックストレッチによる伸張刺激）をしたまさにその直後に図47の手を開く（手指伸展）⇒図48の手首を返す（手関節の背屈）することにより、「手・腕がとぶような感覚」「手・腕が勝

手に（自動的に）動いていく感覚」が体感できたかどうかを確認してもらった。

また、座位及び立位において実施側である右腕・肩を回してもらい非実施側である左腕・肩との差異を、動かし易くなった（可動性の向上)・可動範囲が変化したかなどの感覚を入念に確認してもらった。

図45．伸張刺激①

図46．伸張刺激②1・2でクイックストレッチ

図47．伸張刺激③開く

図48．伸張刺激④返して

図49．伸張刺激⑤手が勝手に

図50．伸張刺激⑥手が勝手に

（３）調査対象

対象者は2020年度秋学期のＡ大学オンライン授業「ストレッチング基礎」を受講したＡ～Ｄの４クラスの学生であった。その学期の授業開始時はＡクラス48名、Ｂクラス49名、Ｃクラス47名、Ｄクラス48名であった。その中で最終レポート課題を提出したものは、Ａクラス44名、Ｂクラス45名、Ｃクラス41名、Ｄクラス42名の合計172名であり、第13回目授業内容に対する課題（第13回目授業動画を実施した「手が勝手に動くような促通現象を体感したかどうか」所感について）を記述し提出した人数であった。またその中で第10回回目授業動画「骨盤の前傾－後傾の実施前後で、状態不安・NRS を実施した場合の数値について」を記述し提出した対象者については３-(1)-③ような制約があったため、状態不安調査数値の報告者は27名、NRS 数値報告者は８名であった。

（４）倫理的配慮

調査にあたってはオンライン授業のため数回にわたる文面による告知など厳密な注意のもと、対象者に研究目的と内容、プライバシー保護について十分に説明した。数値は統計処理され個人が特定されることがないことを強調して説明し、数値を記述する・しないは成績評価に関係なく、記述した場合は本研究として報告されるためそれに納得し了承を得たもののみに最終レポートに記述してもらった。

４．結果

（１）数値評価スケール（NRS）の変化

統計学的解析は、IBM SPSS Statistics 23 を使用した。数値評価スケール（NRS）の結果では運動前の平均値は5.36±2.20、運動後の平均値は2.18±1.54であり Wilcoxon signed-rank test を行った結果、有意な差が認められた（$p<0.01$)。

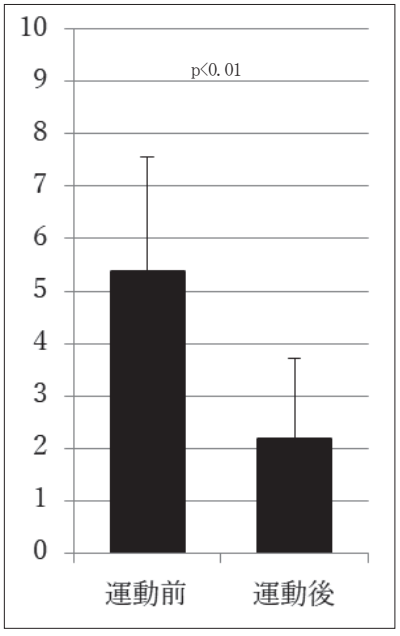

図51．運動前・運動後の NRS の変化

（２）状態不安の変化

状態不安の結果では運動前の平均値は47.82±9.84、運動後の平均値は34.36±7.02であり t-test を行った結果、有意な差が認められた（$p<0.01$)。

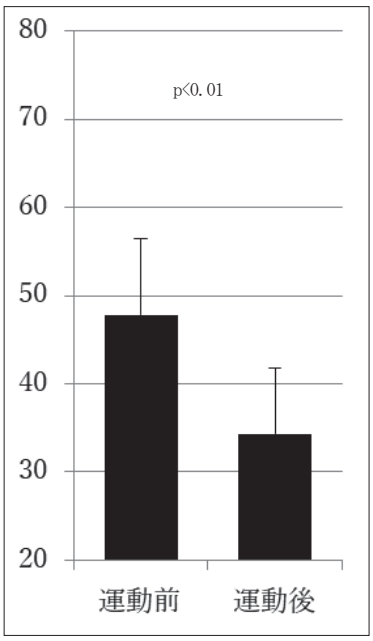

図52．運動前・運動後の状態不安の変化

（３）第13回目の促通運動の効果についての結果

①第13回目の促通効果の172名の結果

第15回目講義において「第13回目の実技を実施したうえで手・腕が勝手・自然に動くような感覚があったかどうかの所感を述べよ。」とした最終レポート課題を出題した。

最終レポート課題を提出したものは172名であった。その回答では、「１．手・腕がとんだ」が19名(11％)、「２．勝手に手・腕が動いた」が89名(52％)、「３．独自の感覚表現」が49名(28％)、「４．軽くなった」が５名（３％)、「５．可動域が広がった」が５名（３％)、「６．わからなかった」が３名（２％)、「７．回答なし（その内容に全く触れていない)」が２名（１％)、であった。

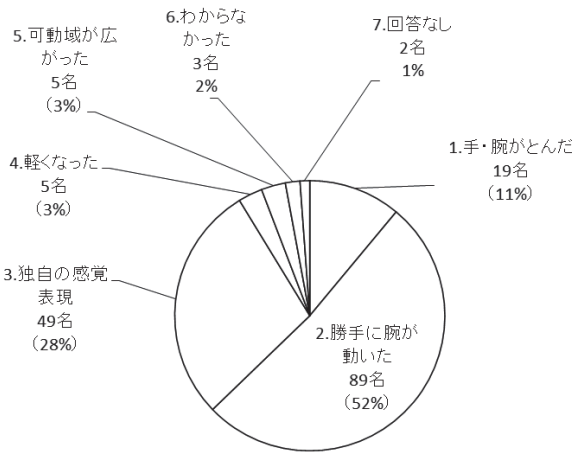

図53．第13回目実技後の手・腕の感覚について

②「独自の感覚表現」をした学生の内容

最終レポート課題の172名の中で、「手がとんだ、勝手に動いた」などにあてはまらないような独自の感覚表現を記した学生が49名（28％）であった。その内容は、効果を数値で表すことのできない促通現象を言語で表現してもらったため、研究者の視点より極めて貴重な感覚表現であると強く認識したため、その表現したい内容が変わらない形で簡略化したものを以下に示した。

Ａクラス８名の内容は、「１．感覚としては右腕の下から空気で押されている様な上から細い糸で引っ張られているような感覚」「２．運動に慣れると天井の糸によって自分の腕が動かされているような体感、まるで誰かの意志によって動かされている操り人形になったよう」「３．指先まで血が行き届いた感覚があり手が暖かくなった」「４．クイックストレッチを行った後に神経の反応速度が速くなることが驚きでそれを実際に感じることができたことが衝撃的」「５．脳で指令を送っている意識がない状態で自分の身体を動かすという感覚が非常に不思議」「６．脳を介さずに手や腕が動いている感覚があり人体の不思議を感じた」「７．手首を返すだけで腕が戻っていくように感じ、腕が鞭のように床に勝手にたたきつけられているような感覚」「８．何かが手の先の部分に向けて流れているような感覚になり少し面白かった」であった。

Ｂクラス13名の内容は、「１．ふわふわと浮いているような感覚で小さな軽い力だけで動いていく感じ」「２．何もしないでも右腕が動く感覚の効果がでた」「３．クイックストレッチまでやると右肩はすっと上がるのに対して、左肩の方は少し重たく感じた」「４．まるで自分の腕ではないような感じさえして腕がとぶという感覚を今までの人生で味わったことがなかったので、思わず笑ってしまうくらいに驚いた」「５．指を開いた瞬間に腕が勝手に持ち上がろうとしていく感覚」「６．大学に入学してから肩痛が悪化していたが、まだ万全とはいえないまでも比較的にスムーズに投球動作を行うことができ驚愕した」「７．動きを繰り返していた右腕の方は力を入れずとも指を開いて動かしたら後は勝手に落ちていく感覚がした」「８．人の体というのは脳や神経系と密接に関係しているということも促通等を通じて理解

することができ、特に聴覚刺激や視覚刺激に関しては体が心理的な影響を受けているということを強く実感でき非常に興味深く思った」「9．促通を行っていない方の腕と比較すると肩から指の先までの動かしやすさがまったく異なるのを感じとても驚いた」「10．次第に意識しなくとも腕全体が上がる感覚があり、特に手首を引っ張ったあと、ばねがはねるように腕が勢いよく飛んだ」「11．動作にほとんど力が必要なく、あまりに動作を行っていなかった方の腕との感覚が違い笑ってしまうほどだった」「12．気になったのは回を重ねると手がより遠くまで飛んでいるように見えたことであり、回を重ねると最初は当たらなかったベッドの脇に当たるようになったことである」「13．手を離すと特に意識しなくても腕が上がって、マットに手の甲を叩きつけるような形になって逆に痛いくらいだった」であった。

Cクラス13名の内容は、「1．普通の自転車から電動自転車に切り替えたときのようだった」「2．徐々に勢いが強くなっていくようだった」「3．想像より勢いがついたので驚いた」「4．余力のようなものを感じた」「5．遠心力がかかったように」「6．想像以上の効果」「7．腕がスムーズに動くようになった」「8．促通現象のすごさを感じた」「9．最初の状態より指令が通りやすくなった」「10．一度動かし始めると何の抵抗もなくスムーズに動かし続けられるようになった」「11．どちらかというと手・腕を動かそうとしたときに抵抗が減ったという感覚」「12．何も考えなくても動く」「13．上にあげた瞬間からふわっとしたような感覚」以上であった。

Dクラス15名の内容は、「1．効果に対する感覚は非常に顕著に表れた」「2．一度やると感動的なほど肩が動かしやすくなったので毎日続けている」「3． 実施した右側としてない左側の差は歴然だった」「4．効果を実感することができた」「5．動き易くなった感覚を得ることができた」「6．異なった刺激を入れることでスピードが徐々に変化していったのが興味深かった」「7．右腕と左腕の感覚の差に驚いた」「8．さらに動きやすさを実感した」「9．徐々に動きが無意識に速くなった」「10．自分の意志とは無関係に手首・腕が動き出した」「11．驚くほどその動作がしやすくなった」「12．すごく腕が軽く感じスムーズな動きを実感した」「13．パッと動いてしまうような感覚だった」「14．より滑らかに動くようになり動かしている方が楽に感じるという感じ」「15．この動作を行った腕は想定よりも勢いよく動くようになった」であった。

また、「2．勝手に手・腕が動いた」に分けられた表現の中にも、「ずっと動かしているほうの手は慣れてくるとゲシュタルト崩壊のようなイメージで動きがよく分からなくなってきて勝手に動くように感じた。」などの独自の表現のものも含まれていた。

5．考察

2019年度秋学期までの8年間の授業においてこの促通による即時効果が体感できる授業を展開し3000名以上の学生に実施してもらった。各クールの授業最終日において、二人一組施術で手をとばす・勝手に動くような反応を誘発し驚きや感動により学生に喜んでもらう授業を提供した結果、大学情報誌（マイルストーン編集会 2017、2019、2020）[16-18]において面白い授業第1位に選ばれ、大学のティーチングアワード2019春学期を受賞した。

2020年に世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症 COVID-19により、大学 ICT システムを使用した授業実施の経験がまったくない中での突然のオンライン授業であったために教員・学生ともに非常に困惑した。初めての試みであったため、どちらかというと授業のクオリティーにはこだわらずオンデマンド授業をなんとか成立させることを優先して実施したが、できるだけ動画を見てもらえるよう、伝わりやすいように一本の動画時間を短く・細分化し本数を多く作成するなどの工夫を施した。しかし、これまでのような対面授業では、二人一組の施術を主として関節を動かしやすくし身体の変化に驚いてもらうことが授業の特徴であり、その中で双方向のやり取りやそれによるクラスの高揚感・一体感を大切にしていたため、オンデマンド形式ではそれらがまったく伝わらないことに対する非常に強い不安感があった。

このような緊急事態宣言・自粛生活などにより学生の私生活にも多大な負担がかかっていることが予想されたため、質問紙による心理テスト結果などの個人情報を強制的に報告させることはするべきではないと判断した。そのため第10回目講義の質問紙調

査の結果については「その数値については書きたい人は書いてください」とのニュアンスで告知したためデータ数は非常に少ないものとなった。しかし、実際のデータ数値を記述した学生数は少なかったが、100名をこえる学生が、数値が激減し驚いた・感動した・学びになった・数値で心理的効果を確認出来て良かったなどの記述が多かった。これらにより促通を目的とした軽運動が心理的な効果を生むことがわかり今後の継続の動機付けになったことなどの記述が多く反響が大きかったことが示された。

第13回目促通運動の結果では、ほとんどの学生が「手がとぶまたは勝手に動くような感覚」を実感したことが示されたが、その理由として前期「3-(2)-②促通の基本手順」に以下のような手続きを加えたことがあげられる。

PNF の二人一組施術では施術者の用手接触：マニュアルコンタクトにより、皮膚受容器（レセプター）を刺激し反応を高めるが、本研究ではオンライン指導によるセルフ施術のため、皮膚刺激[15]により皮膚受容器の感度を高めた。その後、左腕による、「1・2で手指を開いて→手首を曲げる（背屈）」の伸張反射を誘発させるための伸張刺激（クイックストレッチ）＋随意収縮時に左手によるセルフ施術においてマニュアルコンタクトを行うことで反応をさらに高めた。

協調のタイミングを合わせることや動きを正確に誘導させる的確でわかりやすい言語指示として「1・2で開いて返して」を自分自身で声に出すことすなわち聴覚刺激によるバーバルコマンドを実施した。

また、シェリントンの相反神経支配・継時誘導（杉晴夫 2015）[19]や時間的促通・空間的促通（柳澤 2011）[20]、イラディエーションによる刺激などを応用し感覚受容器が最大限に刺激されるように操作を繰り返したことにより、ほとんどの学生にはっきりとした効果・反応が出現し促通現象が体感されたことが示された。

6．結論

先行の研究では、前記運動プログラム（細分化したセルフエクササイズを含む）を対面運動指導（授業）により実施したことにより状態不安を軽減させ、肩・腰・膝の動かしやすさなどの感覚を改善させる効果が体感されたことを検証した。本研究の結果では、対面運動指導（授業）ではなく、オンライン運動指導（オンデマンド形式）によるセルフ施術つまり自分自身で実施してもらう運動においても促通効果が出現することが示された。

7．謝辞

本研究にご協力いただいた全ての方々に心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

1）Dorothy E. Voss・Marjorie K. Inota・Beverly J Myers: 神経筋促通手技　パターンとテクニック第3版、協同医書出版社、1997、p4-5。
2）包國友幸・宮田浩二・小林正幸：高齢者・低体力者対象運動プログラム実施報告②～膝痛改善運動プログラム実施者の状態不安と運動後の感覚に焦点をあてて～。ウエルネス ジャーナル、4: 56-59、2008。
3）包國友幸・宮田浩二・小林正幸：高齢者・低体力者対象運動プログラム実施報告④～人工透析患者の日常生活動作（ADL）能力に焦点をあてて。ウエルネス ジャーナル、2010、vol 6、p12-16。
4）包國友幸・中島宣行・宮田浩二：即時効果を特色として開発した運動プログラムの中長期的な適応の効果 ― 低体力者を対象として ―。ウエルネス ジャーナル、2012、vol8、p12-16。
5）包國友幸・中島宣行：即時効果を特色とした運動プログラムの適用が愁訴を持つ高齢者に及ぼす有効性について。ウエルネス ジャーナル、2013、vol. 9、p11-17。
6）包國友幸：即時効果を特色とした運動プログラムの有効性 ― 肩こり・肩痛予防改善希望者の数値評価スケールに焦点をあてて。ウエルネス ジャーナル、10: 19-23、2014。
7）包國友幸：即時効果を特色とした介護予防運動プログラムの有効性 ― 腰痛予防・改善希望者の数値評価スケールに焦点をあてて。日本福祉教育専門学校研究紀要、23: 7-15、2015。
8）S. S. Adler・D. Becker・M. Buck: PNF ハンドブック。クインテッセンス出版、1997、p1-42。
9）溝口功一：隣に伝えたい新たな言葉と概念【NRS】2011。医療 vol. 65、No5、p277。
10）五島史行・堤知子・新井基洋：長期にわたりめまいを訴える症例における他の身体的愁訴、心理状態について。日本耳鼻科学会会報、2010、vol. 113、p724-750。
11）成田紀之・船戸雅彦・神谷和伸：痛みと不安・抑うつ気分にともなう咬合感覚の変調。顎機能誌、2008、vol. 15、p8-17。
12）包國友幸：促通手技コンセプトの考察と可能性について～その⑨～。クリエイティブストレッチング、2010、

vol. 13、p6-9。
13）包國友幸：促通手技コンセプトの考察と可能性について〜その㉞〜。クリエイティブストレッチング、2018、vol. 40、p9-16。
14）包國友幸：促通手技コンセプトの考察と可能性について〜その㉟〜。クリエイティブストレッチング、2018、vol. 41、p11-19。
15）福井勉・山口耕平・相谷芳孝：皮膚運動学 ― 機能と治療の考え方 ― 。pp11-15、三輪書店、2010。
16）マイルストーン編集会：Milestone Express 2017. No36. pp529, 540. マイルストーン編集会
17）マイルストーン編集会：Milestone Express 2019. No38. pp548, 561. マイルストーン編集会
18）マイルストーン編集会：Milestone Express 2020. No39. pp547, 559. マイルストーン編集会
19）杉晴夫：神経とシナプスの科学。pp196、講談社、2015。
20）柳澤健・乾公美：PNF マニュアル第 3 版。南江堂、2011、p1-2。

受付日：2021年 4 月14日

研究ノート

愛の実践者たち

― 自己中心性からの脱却 ―

中　島　広　明

学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター客員研究員

Individuals who put love into practice

― They found a way out from selfishness ―

Nakajima Hiroaki

Vocational education center of research and development

抄録：新型コロナウイルス感染が全世界的な解決すべき課題となっている。新型コロナウイルス感染者からの自殺者まで出ている。現代にあっては、新型コロナウイルスはある種の「差別」の対象ともなっていると言えるのではないか。しかし、「差別」の対象は人種問題、ジェンダー、障がい者問題等、さまざまある。本稿では差別や、人の「自己中心性」を取り上げたうえで、差別、偏見、自己中心性から脱却するためのひとつの概念として、「愛」という概念を取り上げた。「愛」を実践した人物として、吉田松陰と三浦綾子の場合を検討した。そして、ヒューマンサービス業である教育職や福祉職が自分自身さえも「特別視」せず、「与えること」を実践することで、学生や利用者らも「与え手」になり得ること、そうして両者が与え合う応答関係になり得ることの試論を試みた。

キーワード：愛、吉田松陰、三浦綾子、自己中心性、差別・偏見

1．問題意識

中島（2020）は、吉田松陰について論じた。しかし、吉田松陰の実の弟、敏三郎については触れることができなかった。敏三郎は、現代で言えば、聴覚障がい者であった（海原・海原（2006））。敏三郎の「障がい」の快癒を、吉田松陰が加藤清正公廟に願いに行った（同上）ことからも分かるように、松陰は弟思いの兄でもあり、松陰の思想形成にも敏三郎の存在が大きな役割を果たしているのではないかと文献を渉猟していた。

そこで、以下のようなことが心に浮かんだ。

吉田松陰が生きた幕末の時代は、ペリーの「黒船」が来航し、日本は鎖国か、開国かを迫られていた〈外患内憂〉の時代であった。欧米列強の開国要求（利己心、あるいは西欧的正義の押しつけ）と、当時の封建的な日本社会との対立図式にあったのである（徳富（2015））。

翻って、現代日本（世界）は、新型コロナウイルスによる「コロナ禍」にある。あたかも新型コロナウイルスへの感染が「悪」であるかのように考えられ、新型コロナウイルス感染者から自殺者まで出ている。新型コロナウイルス感染者を封じ込めたい国と、営業活動や余暇活動等を行いたい国民の願望との間に、ある種の「対立図式」があるようにも思わ

れる。

幕末における、西欧列強（上）からの圧力と、その圧力下で生きる日本人。

現代における、国（上）からの感染抑制のための圧力と、その圧力下で生きる日本国民及び在日外国人ら。

圧力下にある私たちは、いつ、だれが、隔離、強制入院等といった「処罰」の対象になるかさえも分からない、不安定な社会を生きている。

圧力下に生きる私たちにとって、今、まさに必要な思想、あるいは考えとは何であろうか。新型コロナウイルス感染＝悪＝差別や隔離、という単純な差別図式さえ描けてしまいそうな現代社会において、私は問題提起をしたい。もしも、新型コロナウイルス感染＝悪＝差別という図式が描けてしまうのであれば、新型コロナウイルス感染を女性に置き換えて、女性＝（男性から見て）異質な存在⇒差別や、障がい者に置き換えて、障がい者＝（健常者から見て）少数派（マイノリティ）⇒差別等という乱暴な「因果関係」まで描けてしまいそうである。

上記のような、「差別の構図」を推し進めていくと、差別の連鎖が起こり、差別し合う人間関係、差別し合う社会構造に陥ってしまうと、堀（2011）は鋭い指摘を行っている。

それでは、差別の連鎖から脱却するためにミクロレベルで私たちにできることとは何なのであろうか。差別の助長を個々の努力で食い止めて行き、ミクロからメゾ、マクロへと、すなわち広義の社会保障・社会福祉を実現するために私たちができることとは何なのか。

堀（同上）は、「利己的な遺伝子」に対抗する概念として「共生する遺伝子」説を唱えることで、「差別の構図」からの脱却のための、理論的視座を与えようとしている。

筆者は「共生する遺伝子」説に影響を受けつつも、以下に取り上げる人物の思想やいきざまを参考に、「差別の構図」から脱却するための概念的・実践的な装置として「愛」を取り上げて考察を進めていきたい。

2．目的

コロナ禍にある現代日本社会において、新型コロナウイルス感染ばかりを特別視することや差別、偏見についてのアンチ・テーゼをすること。差別や偏見については新型コロナウイルス感染ばかりでなく、人種差別、部落差別、女性差別、障がい者差別等、いろいろあるが、それら諸々の差別意識等≒特別視することへの反論証を試みること。

3．方法

思索的探求を行う。その際、吉田松陰、三浦綾子の思想と実践（いきざま）を参考にする。

吉田松陰は幕末の明治維新期直前に処刑された人物であり、三浦綾子は昭和期を生きた小説家である。吉田松陰についての概略は、中島（2020）を参照されたい。その対比する人物として三浦綾子を取り上げたのは、吉田松陰同様、三浦綾子が言行一致の人物であったからである。三浦綾子はキリスト者であったのだが、その信仰を形だけのものとせず、実践しようとするいきざまは数々のエッセー等から伺い知ることができる。

4．私たち自身を知る

吉田松陰と三浦綾子の「愛」の思想と実践を探究する前に、私たち人間の持っている傾向（「性向」）について取り上げることとしたい。西洋哲学の祖であるソクラテスらはデルフォイの神託から「汝自身を知れ」との格言をもたらされたことは周知の通りである。思索的な探求を行う上で、まず私たちが自分自身を知ることから始めることが、思索の土台となると考える。

4.1．自己中心性とは何か

吉野（1982）は、天動説と地動説を例にとって次のように述べている。

「子供のうちは、どんな人でも、地動説ではなく、天動説のような考え方をしている。子供の知識を観察して見たまえ。みんな、自分を中心としてまとめあげられている。電車通りは、うちの門から左へいったところ、ポストは右の方へいったところにあって、（中略）

それが、大人になると、多かれ少なかれ、地動説のような考え方になって来る。広い世間というものを先にして、その上で、いろいろなものごとや、人

を理解してゆくんだ。場所も、もう何県何町といえば、自分のうちから見当をつけないでもわかるし、人も、何々銀行の頭取だとか、何々中学校の校長さんだとかいえば、それでお互いがわかるようになっている。

しかし、大人になるとこういう考え方をするというのは、実は、ごく大体のことに過ぎないんだ。人間がとかく自分を中心として、ものごとを考えたり、判断するという性質は、大人の間にもまだまだ根深く残っている。いや、君が大人になるとわかるけれど、こういう自分中心の考え方を抜け切っているという人は、広い世の中にも、実にまれなのだ」(25-26頁　下線筆者)。

また、徳富（2015）は格式高い文章で、以下のように述べている。

「いかなる場合にても「自己」は、人類運動力の中心点たり、ある者は最初に「自己」をもって運動の発足点となし、ある者は最後に「自己」をもって到着点となす」(206-207頁)。

後に詳しく取り上げるが、三浦（1982）は旧約聖書を引き合いに出しながら、私たち人間には自分自身を図る物差しと、他者を図る物差しがあり、それらの物差しは尺度が異なるということを著している。すなわち、自分自身を図る物差し（尺度）は鷹揚であるのに対して他者を図る物差し（尺度）は厳しいものとなりがちだというのである。

人間の自己中心性を題材とした、哲学や文学、あるいは絵画などの芸術については数え上げれば際限がない。もちろん、筆者自身も含めて、私たちは自己中心的であるという意味で、ある種の「業」を抱えているのかもしれない。

4.2. 差別すること・偏見を持つこと

上記のように、私たち人間にとっては自己中心性から脱却することは容易なことではない。三浦（同上）の言うように、自分自身を図る物差しと他者を図る物差しが異なっているのだから。

香山（2017）は「いじめ」や「差別」は似ている人、近い人にかえって起こりやすいと論じている。「いじめ」や「差別」をしている人たちは、言わばある種の酩酊状態にあり、「いじめ」や「差別」をしていることを「否認」する傾向にあると言う。また、「いじめ」や「差別」をしている人たちには「攻撃性」も高まっていると精神医学的に分析している。

しかし、自己中心性という意味での「業」を抱えている人間社会の中では、「いじめ」や「差別」、「偏見」がなくなることはないだろう。堀（2013）も述べている。「差別も偏見もない人間関係などは永遠のテーマである」(253頁)。そのうえで堀は続けて言う。「しかし私が問い続けるのは、社会が「人」を障害化する社会である。もちろん社会が人を不安と苦痛と困難から完全に解放するとは考えていない。その上でも私は学生に社会を問い続けてほしいと思う」(同上)。

堀が述べているように、「いじめ」や「差別」、「偏見」をなくすことは「永遠のテーマ」である。だからと言って、簡単にできないとあきらめてしまってよいものでもないと、筆者は考える。教育や福祉に従事する者として、「いじめ」「差別」「偏見」といった社会的不平等を是正するように努め、個々人の「生きづらさ」の解消に尽力することは私たちに課せられた社会的課題のひとつであると考えるからである。いみじくも、フーコー（1997）は特に精神疾患に関連して、(精神科的な) 病は「社会的なテーマを投影したものである」(122頁) と論じている。ここで言う「社会的なテーマ」とは現在で言う統合失調症を差別してきた歴史的経緯を踏まえたうえでの障がい者差別、あるいは日本に限定すればハンセン氏病罹患者の隔離、差別等を指していると考える。すなわち、社会的に解決していく必要のある課題であるという意味である。

これら社会的課題への解決をマクロレベルではなく、ミクロレベル、一人称の人（「私」）として「いじめ」や「差別」、「偏見」からの脱却を図った人物として、以下に吉田松陰と、三浦綾子を取り上げたい。吉田松陰と三浦綾子を、一人称の人として自己中心性からの脱却を図った人物らであると捉え、自分自身が変わることで他者にも影響を及ぼし、そして遂には社会をも動かした人物らであると、筆者は考えている。社会福祉の中には「ソーシャル・アクション」という言葉があるが、「ソーシャル・アクション」すなわち社会変革のためには、まずは一人称の人（「私」）が変わることが肝要なのではないかということは、筆者の考えの中のひとつである。

5．愛の実践者たち

本章では、自己中心性からの脱却を図った人物として、吉田松陰と、三浦綾子を取り上げるが、本論に入る前に、「愛」とは何かを簡単に論じたい。

曽野（1995）は愛は惜しみなく奪うこともあると論じているが、本稿で取り上げる愛の概念は、相手から「何をもらえるか」「何をしてもらえるか」と期待するような類のものではない。そうではなく、岸見（2018）を参照すると、「愛」とは、相手の幸福を願うものであり、まさに自己中心性からの脱却である。また、「愛」とは与えるものでもある。「愛」は相手の関心に関心を持つことであり、過去を手放すことでもある、過去にこだわらないことでもあると言及している。

ここでは、岸見の言う「愛」の中でも、自己中心性からの脱却という意味において愛を捉え、吉田松陰の場合と、三浦綾子の場合について、論じていきたい。

5.1．吉田松陰の場合

吉田松陰の思想の中でも核心となる思想は、「孟子」であり、かつまた、日本が神州の皇国であるという思想である。特に日本が神州の皇国であるという考えは、実父の杉百合之助の教育によるものであることは、まず間違いない（徳富 2015）。徳富は同様に、吉田松陰は考えついたことを直ぐに実行する人であると評しており、「革命家」とまで言及している。

では、吉田松陰には、自己中心的な面はなかったのだろうか。

多くの資料（例えば、椎名（2015））が記しているように、吉田松陰が二度目の野山獄に収監され、倒幕論を主張していたのに対し、久坂玄瑞や高杉晋作が倒幕について慎重論になっていたとき、吉田松陰は久坂らを絶交し、絶食の挙に出てしまうのである。両親や叔父、また母等に諫められて絶食は中止する。ハンガーストライキを起こしてしまうところなど、儒教の「考」を重視している吉田松陰にとっては自己中心的な行動に出たということは否めない（論述ではないが、松原（2017）は物語の形をとって、絶食のこと等を具体的に著している）。

しかし、中島（2020）でも論じたが、吉田松陰は当時の日本社会にあって、被差別民をも差別しなかった。椎名（2015）は、その理由として吉田松陰の実弟の、杉敏三郎の存在と、女囚高須久子の存在を挙げている。耳が不自由だった杉敏三郎の存在が、吉田松陰の弱者への目線を涵養し、女囚高須久子との出会いが被差別民への目線を目覚めさせ、吉田松陰の思想の根底となる平等主義、さらには人間解放思想の根幹ともなり、四民平等思想、そして「草莽崛起」へと至るのだと考察している。また、「自由」という概念のなかった当時の日本において、吉田松陰が「自由」に相当するオランダ語を用いていることも、椎名（同上）は明らかにしている。

吉野の言葉を借りれば天動説から地動説へのコペルニクス的転換が生じるのである。すなわち、自己中心性からの脱却である。その後の吉田松陰が安政の大獄で処刑され、吉田松陰の遺志を継いだ久坂玄瑞や高杉晋作らが明治維新の立役者となっていくのであるが、それは吉田松陰が自己中心性から脱却し、「神州皇国、日本」のために命を捨てたからこそだったのかもしれない。

蛇足になるが、処刑された吉田松陰の遺骸を葬ったものの中に、山尾庸三もおり、山尾は後の楽善会訓盲員の会長となるが、久田（2009）が山尾庸三については詳論している。

5.2．三浦綾子の場合

三浦綾子は戦時下は小学校教師であった（三浦1969）。その後、脊椎カリエスや肺結核を患う。吉田松陰との違いは、三浦自身が当時の過酷な闘病生活等をエッセーに詳しく書いていることである。後に三浦は洗礼を受け、キリスト信者となるのだが、小学校教師のときに子どもたちに戦争に行くように教育したことや、また、重婚の罪を犯してしまいそうになったこと等を回想している。キリスト者である三浦の「罪」意識は、とてもこの論文では書き切れるものではないのだが、戦時下の教育や重婚の罪等に、三浦の自己中心性があったと述懐している（同上）。

三浦の思想はもちろんキリストの教えに根づいており、著作の中で、現世利益を求める人に対して神の存在をあまりにもなめているのではないかと述べ

ている（2018）。三浦にとっての神は「愛」であり、信心すれば病気が治るとか、信心すればお金持ちになれるとかいうような、人間にとって都合のよい神ではないということだけは確かである。

三浦は、前川正等のキリスト信者によってキリストの神への信心を持ち始めたことも本人が明らかにしているが、三浦に生きる勇気をもらっている読者は少なくないのではないか。また、三浦は「義務」を「ただしいつとめ」であると述べ、三浦自身が死ぬことさえも義務＝ただしいつとめであると述べているところは特に注目に値する。三浦は自身の死をも、ある種の勤め、仕事であると述べているのであり、ここにこそ、三浦が自己中心性から脱却したことがうかがえると筆者は考える。「一人称の死」すなわち、「私」もいつかは死ぬ存在だということに関して、同じキリスト教徒でも、例えばトルストイ（1993）は「イワンイリッチの死」において、そこに「死」はなかったと述べているが、三浦は飽くまでも「一人称の死」を否定せず、すべての人間の、重要な仕事であると認識していたことは、いくら強調してもしすぎることはないように考えられる。

参考までに、吉田松陰と三浦綾子の比較を表１にまとめた。

６．愛の実践を、どのようにして教育・福祉実践に生かすのか。

翻って、現代日本。日本に限らないこととは思われるが、コロナ禍で、医療職、看護職、介護職、ヘルパー等の「エッセンシャルワーカー」が「社会」から蔑視され、大量退職する病院や施設も存在するという事態に陥っている。これらエッセンシャルワーカーの家族からの反対で、退職する人も存在している。

しかし、神谷（2013）は、看護学生への講演の中で「看護に約束される生きがい」と題して、次のように述べている。「皆さんは看護婦さん（ママ）という、他人からもっとも“必要とされる”職業を選びました。この仕事はけっして楽なものではないし、（中略）けれども、多くの困難や努力を代償にしても惜しくないだけの生きがいが、皆さんの行くてには約束されています。お金や暇をもてあましている人たちの“生きがい喪失”状態や“生きがいノイローゼ”に皆さんはかからないですむことでしょう。（中略）それには、まず他人から生きがいを与えられるのを待つのではなく、自分から他人に生きがいを与えることが必要でしょう」（25-26頁）

与えられる人ではなく、与える人へ。

ここにも筆者なりの表現を用いれば、自己中心性からの脱却であり、天動説から地動説への転換であり、そしてコペルニクス的転換があるのである。

私たち、教育職、または福祉職自身こそが、「愛」の実践者となり、自己中心性から脱却し、そして「与える人へ」と、少しずつ、変化していくことが求められていると考える。

なお、ここで論じている「与える」ということは、決して施しを「与える」という意味ではない。むしろ、Riessman（1965）が論じているような、「与える者」が最も「受ける」という意味である。彼はさらに論を進めて述べる。

「援助の「受け手」を援助の「与え手」へと変えていく方法を見つけること、このようにして彼らの役割を変換し、そして状況を構築することで、援助の受け手は支援を与えることを願い求める役割に取って代わることができるのである」（拙訳　原文28頁より）

本稿では詳しく論じることができないが、「与える」ということは決して施し等ではなく、教育職、福祉職の方が学生、利用者らから何かを「受ける」ことであり、学生、利用者らが「与え手」となるというパラドックスがあるのである。そして、また、

表１．吉田松陰、三浦綾子の根本思想、愛（信仰の）対象、自己中心性

愛の実践者たち
―自己中心性からの脱却

人物／核心となる思想等	根本思想	愛の対象	自己中心性
吉田松陰	日本人は神州、皇国の臣である	神州皇国	絶食（ハンスト）
三浦綾子	愛としての神概念	聖書の神	戦時下の教育、重婚

教育職、福祉職が学生や利用者らに何かを「与え」、それに呼応するように学生、利用者らが教育職、福祉職に何かを「与える」というような呼応関係にあると言うことができるのである。

7．終わりに ― 特別視しない

最後に、三浦綾子ががんになったときの文章を要約して記したい。

三浦ががんになった頃は、がん＝死に至る病であり、人々から恐れられ、忌避されていた病だった。

しかし、三浦は述べる。人の死因はがんだけではない。交通事故死もあれば、心臓発作等もあり、人の死因を数え上げればキリがない。だから、三浦は自身ががんだからと言って、特別だとは思いたくないと（2018）。

三浦は故人となっているが、現代日本のコロナ禍を三浦が見たら何と言うだろうか。

新型コロナウイルスだけが、果たして特別な病なのであろうか。

また、一人称の人（「私」）自身でさえも、特別な存在ではないのである。ここにこそ、三浦綾子のいきざまがあるように思われるのである。そして、吉田松陰のいきざまに関しても、「自分だけが」等という考えをしてはならないと『講孟余話』で述べていることは中島（2020）でも論じた通りである。

8．今後の課題

本論文において、自己中心性からの脱却をテーマに、「愛」や「与える」ことについて論じた。今後は「愛」や「与える」ということは、歴史的にどのように考察されてきたのか、また実践されてきたのかについて深く探求することが必要であると考える。

教育職、福祉職が「与える」ということを実践していくために。

引用文献

フーコー，M（1997）中山元訳『精神疾患とパーソナリティ』筑摩書房。
堀利和（2013）『はじめての障害者問題 ― 社会が変われば「障害」も変わる』現代書館。
神谷美恵子（2013）『ケアへのまなざし』みすず書房。
Riessman, Frank（1965）*The "Helper" Therapy Principle.* Social Work, Volume 10, Issue 2, 1 April 1965（27-32）。
徳富蘇峰（2015）『将来の日本　吉田松陰』中央公論新社。
吉野源三郎（1982）『君たちはどう生きるか』岩波書店。

参考文献

久田信行（2009）「盲唖学校の成立と山尾庸三 ― 吉田松陰の思想と時代背景 ― 」『群馬大学教育実践研究　第26号』（89-100）。
堀利和（2011）『共生社会論 ― 障がい者が解く「共生の遺伝子」説 ― 』現代書館。
香山リカ（2017）『「いじめ」や「差別」をなくすためにできること』筑摩書房。
岸見一郎（2018）『愛とためらいの哲学』ＰＨＰ研究所。
松原誠（2017）『いかで忘れん ― 久子と松陰』新人物往来社。
三浦綾子（1969）『道ありき ― 青春編 ― 』主婦の友社。
三浦綾子（1982）『光あるうちに ― 道ありき（三）　信仰入門編 ― 』新潮社。
三浦綾子（2018）『一日の苦労は、その日だけで十分です』小学館。
中島広明（2020）「日本における女性の自立の源泉 ― 吉田松陰の女子教育観 ― 」『敬心・研究ジャーナル　第４巻第２号』（75-81）。
椎名愼太郎（2015）「学習者の跡を追って ― 吉田松陰の獄中での学び ― 」『大学改革と生涯学習：山梨学院生涯学習センター紀要　第19巻』（5-23）。
曽野綾子（1995）『誰のために愛するか』文藝春秋。
トルストイ，レフ．Ｎ『イワン・イリッチの死』岩波書店。
海原徹・海原幸子（2006）『エピソードでつづる吉田松陰』ミネルヴァ書房。

受付日：2021年５月２日

研究ノート

介護職における生活支援技術の職務内容（資格枠組み）の階層化に関する予備的研究

吉田志保[1)]　小林桂子[2)]　半田仁[3)]
齊藤美由紀[4)]　崔金花[5)]　川廷宗之[6)]

[1)] 佐野日本大学短期大学
[2)] 三幸福祉カレッジ
[3)] 職業教育研究開発センター　客員研究員
[4)] 日本福祉教育専門学校
[5)] 職業教育研究開発センター
[6)] 大妻女子大学・名誉教授　職業教育研究開発センター・センター長

Preliminary research on the stratification of job content (qualification framework) of life support technology in long-term care workers

Yoshida Shiho[1)]　Kobayashi Keiko[2)]　Handa Hitoshi[3)]
Saitou Miyuki[4)]　Sai Kinka[5)]　Kawatei Motoyuki[6)]

[1)] Sano Nihon University College
[2)] Sanko Welfare College
[3)] Development and Innovation Center for Vocational Education and Training Visiting researcher
[4)] Japan Welfare Education College
[5)] Development and Innovation Center for Vocational Education and Training
[6)] Professor Emeritus, Otsuma Women's University
Director of Research, Development and Innovation Center Vocational Education and Training

Abstract：It is necessary to analyze the work of long-term care staff and differentiate their functions according to their careers and specialties.
In this research, we focused on "life support technology" and created a qualification unit framework（draft）(hereinafter referred to as RQF）for long-term care and welfare professionals.
RQF was created by dividing from level 1 to level 8.
As a result, it became clear that there was almost no difference in the educational content in the referenced materials, and that the educational content was not changed step by step in a consistent manner.

Key Words：Qualification Credit Framework（RQF), European Qualifications Framework（EQF), Life support technology, Long-term care business analysis, Care workers

要旨：介護職員の業務分析をおこない、キャリアや専門性に応じた機能分化をおこなうことが必要となる。本研究では「生活支援技術」に着目し、介護福祉専門職の資格単位枠組み（案）（以下 RQF）を作成したものである。
レベル１からレベル８に分け RQF を作成した。その結果、参考にした資料における教育内容の違いがほとんど

なく、整合性をもって段階的に教育内容を変えていない現状が明らかとなった。

キーワード：資格単位枠組み（RQF）、欧州資格枠組み（EQF）、生活支援技術、介護業務分析、介護職

１．はじめに

急速な高齢化や国民の生活ニーズの多様化に伴い、介護専門職には対人ケアサービスの中核的役割が期待される。

その一方で、厚生労働省が集計している一般職業紹介状況（令和３年２月）における全職業の有効求人倍率が1.09倍であるのに対し、介護職は3.70倍と高い倍率であり、人出不足が深刻化している。

そのため国が打ち出している政策として、介護職員の専門性や役割が不明確で混在していた従来の「まんじゅう型」から、専門性を明確化・高度化（階層化）して求められる質とキャリアパスを構造化した「富士山型」への転換が図られている。

また介護職員における外国人労働者の増加も見られ、グローバルな視点や人材活用が今後必要となっている。

現在、介護職員における資格制度は、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修、実務者研修、国家資格である介護福祉士となっている。

そのうち、介護保険の訪問介護サービスのうち、生活援助を専門におこなうための資格が生活援助従事者研修である。

現状ではそれ以外の介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士については、現場での職務内容に明確な違いはなく、また教育内容も、介護福祉士養成テキストをベースに一部抜粋した内容となっており、体系立てがなされていない。

２．研究目的

国が介護職員の業務内容の階層化を打ち出し、介護福祉士の専門性をさらに高める目的で創設された民間資格に、2015（平成27）年度より開始された「認定介護福祉士」があるが、対象は介護福祉士資格取得者に限定され、教育内容は個人の実践力向上に重きが置かれており、国際的観点や事業経営などの点は考慮されていない。「認定介護福祉士」が発足後５年間の資格取得者数は、2020（令和２）年７月現在で60名であり、類似した経緯で2012（平成24）年に創設された「認定社会福祉士」の2020（令和２）取得者数（954名）に比べて修了者数は少なく、基礎資格取得者数に対する取得者の割合も、著しく低い。（介養協「専門職としての『（仮称）管理介護福祉士』の養成」（平成26年・27年度）など）

日本の介護における人材確保や養成カリキュラムの再構築など、解決すべき課題も多い中、介護をめぐる中国やASEANなどの国際的な動きは大変スピードが速い。世界に先駆けて介護福祉士制度が創設されてから30余年を経ているが、その教育内容や資格制度は、世界に通用するグローバルなものとはなっていない。そのため、日本の介護福祉士を専門職としてより高度化するとともに、グローバルな視点で評価・認識されるためには、日本の介護福祉士課程を、欧州資格枠組み（以下EQF）を念頭に構築する必要がある。

EU諸国がこのEQFの基準に照らして自国の職業資格教育を整備し、EUでの専門職の移動が可能となっていることから、日本モデルをグローバル化する機会でもあり、日本、アジア、EUにおける専門職移動がより進展することに資すると考える。

このような観点から、本研究ではEQFとの対比などを含め国際的通用性も考慮した日本での介護福祉専門職の職務体系構築を目指し、介護福祉専門職の資格単位枠組み（以下RQF）、その中でも介護福祉士養成カリキュラムに取り入れられ、重要な介護分野である「生活支援技術」に着目し、RQFの研究開発を進めようとすることが目的である。

３．研究方法

わが国における介護福祉専門職の人材不足は深刻な問題である。RQFを構築し、活用することで、介護業務の効率化や介護人材不足が解消されるのではないか、という仮説をもとに以下の視点で、RQFを考察する。将来的には、日本の介護福祉士課程をEQFのフレームワークを念頭に介護福祉専門職の職務体系の構築を目指す。

まずは、RQFを作成・活用に向けて、

(1)「介護の業務分析」「介護の職務分析」「介護の業務分析評価方法」、に関する文献研究
(2)「福祉基盤課福祉人材確保対策室」、「職務分析実施マニュアル」、「職業能力評価基準」「プロフェッショナルキャリア介護段位制度」に関する先行研究調査を行い現状の整理をする。
(3) 生活支援技術に焦点化し、「生活支援技術の資格枠組み（案）」を明示する。

４．生活支援技術の目的と内容

介護福祉士養成施設の教育課程や各種介護研修において、「生活支援技術」は必修科目として教育カリキュラムに組み込まれており、多くのテキスト教材が出版されている。しかし、そこでは「生活支援とは何か。」については触れているものの、介護福祉士をはじめ介護に従事する者（以下、「介護従事者」という。）が行う「生活支援技術の目的」について、改めて定義づけている文献は少ない。そこで、我々は、RQF を作成するにあたり、その前提として、介護従事者が担う「生活支援技術の目的とその根拠」を明確にするとともに、介護従事者を養成する立場にある者がこれらを再確認することが重要であると考え、その検討を行った。

その結果、我々が定義する「生活支援技術の目的」は、日本国憲法第13条の条文を根拠とし、介護を受ける一人ひとりの利用者の「幸福の追求」を行うことこそが、それに値すると結論づけた。

> 日本国憲法第13条
> 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

日本国憲法第13条前段では、「個人の尊重」を最高の人権価値とし、同法第13条後段では、「生命、自由及び幸福追求の権利」を保障しているものである。これは、すべての国民は、自分の幸福はそれぞれの価値観に基づいて幸福を追求してよいということである。つまり、「介護を受ける一人ひとりの人権を最大限に尊重し、幸せな生活の実現を目指す。」これこそが、生活支援技術の目的である。

また、RQF を作成する上で、competence（能力）、knowledge（知識）、skill（技術）、この三つのそれぞれの領域において、「介護と看護の違い」および「介護と家政婦（家族介護）」の違いを明確に区別することが重要であるとし、“介護しかできない技術”として、次の四つの内容にまとめた。１）利用者の残存能力の活用、２）根拠に基づく介護、３）個別ケアの実践、４）レクリエーション（日常生活の内容充実）の視点の四項目である。１）は、自立支援の原則に基づき、利用者の心身の状態に応じた声掛けを行い、残存能力を引き出し（新たな可能性を見つけだし）、それを活用した介護技術である。残存能力を活用した介護技術は、利用者の ADL と予後を左右することにも影響を及ぼす重要な技術である。２）は、なぜその順番で、その介護方法で介護を行うのか、介護計画に位置付けたその理由や根拠を説明できる技術である。それは、これまでずっとこのような方法で行ってきたからという理由や、何となくこの方法でやってみようという勘で行う介護とは大きく異なり、根拠に基づく介護は、介護方法の目的や意味を納得した上で、利用者へ安全、安楽な介護を提供できることになり、これこそが“介護の専門的技術”といえる。３）は、たとえ同じ疾病や障害であっても、一人ひとりの心身の状態や生活状況、その人を取り巻く環境はすべて異なる。また、同じ利用者であっても、日によって状態は異なり、日内変動もある。たとえば、食事介助において同じメニューを提供する場合であっても、その日の状態を把握し、状態に応じて食事形態や介助方法を変える技術が必要となる。このように、常に変化する利用者の状態や状況をアセスメントし、判断し、適切な個別ケアの実践へと繋げる技術は、介護にしかできない技術といえる。４）は、生活の楽しみへの視点である。利用者の日々の生活に、生きる意欲や生活への活力をもたらすための支援は、非常に大きな意味をもつ。身体的変化と心理的変化を伴う高齢者や障害者にとって、単に出来ないことを支援してもらうだけでは、その人の生きる意味や生活の価値が見失われてしまうことにもなり得る。レクリエーションの視点は、利用者の心身機能の改善や維持のみならず、日々の楽しみや生きがいを生み出し、自分らしい生活ができているかどうかといった視点が重要である。それは、QOL の向上と個人の幸福に直結するものであり、介護にしかできない技術といえる。

以上、四つの内容をcompetence(能力)、knowledge(知識)、skill(技術)のそれぞれの領域において、介護専門職のみが行える技術として、看護と家政婦(家族介護)が行う技術と明確に区別し、RQFの作成を行うことが重要であることを確認した。

さらに、1947年に採択された世界保健機関(WHO)憲章では、前文において「健康」を次のように定義している。

世界保健機関憲章前文(抜粋)

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう。

介護従事者が生活支援技術を提供する利用者は、何らかの理由によって身体的又は精神的に介護を必要とする者である。その利用者を一般的に認識されている健康の定義 “病気がないから健康である”といった概念から捉えてしまえば、生活支援技術の利用者はみな健康とは言えず、また、「健康ではないから幸せでない。」といった観念に陥ってしまう。

したがって、我々は、WHO憲章で定義されている健康(肉体的・精神的・社会的)に近づくための生活支援技術を提供していくことが最も重要であり、それは、日本国憲法第13条の「幸福の追求」の実現を果たすことにつながり、それこそが生活支援技術の目的であると結論づけた。

5．先行研究

(1)「介護の業務分析」「介護の職務分析」「介護の業務分析評価方法」に関する先行レビュー

「CiNii Articles 国立情報学研究所 学術情報ナビゲータ」で、「介護の業務分析」「介護の職務分析」「介護の業務分析評価方法」を検索語とした。その結果「介護の業務分析」については4件が該当した。

そのうち、2件はともに療養環境を視点とした建築領域の論文であり、介護における業務分析とは合致していない。また残りの2件については、本研究のメンバーである半田ら[1)]及び吉田ら[2)]による研究であった。

また「介護の職務分析」については、半田ら[1)]及び吉田ら[2)]による研究の2件のみであった。なお、「介護の業務分析評価方法」については、0件であり、検索した結果該当する論文はなかった。(2021年5月1日)

半田ら[1)]の先行研究では、介護業種における「業務分析」「機能分化(昨日分析)、「職務分析」に関する方法について、資料及び報告書に対してレビュー調査をおこなった。

その結果、新たな取組例に「取組と目標に対する自己評価シート」が示され都道府県の役割として公表されている。しかし、すでに公表されている「パート対応を含めた職務分析マニュアル」及び「職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準」との関連が見いだせていないという問題点が示唆されていた。

また吉田ら[2)]による先行研究では、介護の周辺業務を担う「介護助手」について、ハローワークインターネットサービスにおける求人から、現状と課題を分析していた。人材の有効活用のために必要な「介護助手」は重要であるが、その反面、「介護助手」の区分での求人でも、身体介護を伴い、未だ「介護助手」の定義が定まっておらず、介護職員との業務内容のすみわけが想定されていない現状が明らかとなった。

(2)「福祉基盤課福祉人材確保対策室」、「職務分析実施マニュアル」、「職業能力評価基準」「プロフェッショナルキャリア段位制度」に関する先行研究調査

半田ら[1)]は、敬心・研究ジャーナル第3巻第1号の中で、厚生労働省の資料[3)]から、「介護職機能分化等推進事業」の活用について」を取り上げている。資料では、『生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要であり、平成31年度予算(案)においては、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する「介護職機能分化等推進事業」の推進を進めている。

また半田ら[1)]は、「パートタイム労働者の能力をより有効に発揮してもらうための方法」として、厚

生労働省の「職務分析・職務評価導入支援サイト」より、「職務分析実施マニュアル」[4]を取り上げている。

その中で、パート社員に対し、職務内容と責任の程度を明らかにした「職務説明書」を示す事で、職務の内容を考慮した根拠ある待遇であることを説明できるとしている。

次に半田らは[1]、「職業能力評価基準ポータルサイト」[5]を取り上げている。

その中で、介護に関しては、「在宅介護業」及び「施設介護業」の職業能力評価基準が公開されていた。

なお、内閣府による実践キャリア戦略としての成長分野でのキャリア段位制度の開発[6]がある。介護分野では、介護プロフェッショナルとして、エントリーレベルからトップ・プロレベルまでの７段階で評価している。わかる（知識）とできる（実践的スキル）の両面で評価している。なお、介護プロフェッショナル段位制度は、内閣府平成26年度まで内閣府補助事業として構築された後、平成27年度から厚生労働省に移管の上、「介護職員資質向上促進事業」として引き続き実施されている。

６．生活支援技術に焦点化し、「生活支援技術の資格枠組み表（RQF）（案）」の作成

(1)　生活支援技術の資格枠組み表（RQF）案作成の手順として、レベルをレベル１～８に分類した。

参考にしたレベル区分内容として、レベル１（参考）無資格・初心者、レベル２（参考）無資格・レベル１の経験数カ月程度、レベル３（参考)・何らかの介護研修終了・レベル２の経験１～２年以上、レベル４（参考）介護福祉士国試受験資格保持者、レベル５準学士レベル（介護福祉士レベル)、レベル６（学士レベル)、レベル７（修士レベル)、レベル８（博士レベル）とした。

その上で、能力（コンピテンス）「多少の自律性を伴う監督下での仕事または学習」、知識（ナレッジ）「ある分野の仕事または学習についての基本的事実の知識」、技術（スキル）「任務を遂行するための関連情報を利用でき、単純な規則と道具を用いて日常的な問題を解決できる、基本的な認知と実践的なスキル」の３つについて検討し、RQF（案）を作成した。なお検討にあたり、参考にした資料は以下の通りである。

- 介護福祉士養成課程　教育方法の手引き
- 厚生労働省社会・援護局。実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について
- 介護保険最新情報　介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）の一部改正について　Vol 636　厚生労働省老健局振興課
- 介護職員初任者研修テキスト
- 介護福祉士実務者研修テキスト
- 介護福祉士養成講座「生活支援技術Ⅰ～Ⅲ」テキスト
- 介護プロフェッショナルキャリア段位制度

なお本研究では、生活支援技術を、①利用者の残存能力の活用、②根拠に基づく介護、③個別ケアの実践、④レクリエーション（日常生活の内容充実）の４つの視点を持った介護にしかできない技術と定義した。

また、家事介護技術とは、利用者の居宅で提供される家事に関する専門的支援技術。具体的内容として、掃除、洗濯、ベッドメイキング、衣服の整理・被服の補修、一般的な調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取りと定義した。

（表１）生活支援技術に焦点化し、「生活支援技術の資格枠組み表（RQF）（案）」

レベル	高等教育	能力（コンピテンス）	知識（ナレッジ）	技術（スキル）
レベル8	博士レベル	○介護に関する様々な側面に関し、中長期的かつ原理的かつ総合的な研究開発を行い、その成果を社会実装の結び付けるべく、国際的な活動を含め、中長期的政策提言等を行うことができる。	○社会保障の関する専門的知識 ○介護に関する原理、制度、技術の基本原理などに関する専門的知識 ○業務計画の作成、業務マネジメント、政策立案や執行に関する専門的知識 ○「介護」及び関連領域（ソーシャルワーク・看護・家政・レクリエーション・など）に関する基本的な知識。 ○研究開発に関する専門的知識	○研究報告及び成果を国内外へ発信 ○多数の事例に向け、政策を含めた提言の実施
レベル7	修士レベル	○日常的な介護の生活支援技術や、日々の生活に楽しみを提供するレクリエーション技術に対し研究開発を行い、日々の実践に活かせる様に学会等で発表すると共に、当面の政策課題としても提言することができる。 ○様々な障害や疾病を抱える要介護者の介護を含む困難事例に関し、適切な介護が行える。又、助言・指導を行うことができる。	○社会保障の関する基礎的知識 ○介護に関する原理、制度、技術の基本原理などに関する基本的知識 ○業務計画の作成、業務マネジメント、に関する基本的知識 ○「介護」及び関連領域（ソーシャルワーク・看護・家政・レクリエーション・など）に関する基礎的な知識 ○研究開発に関する基本的知識 ○ハイレベルの他者理解につながるコミュニケ―ションに関する知識	○研究報告を国内外へ発信 ○困難事例に向けた、適切な助言・指導の実施
レベル6	学士レベル	○少人数のチームリーダーとして、日常的業務やレクリエーションに関し多職種との連絡調整を行うことができる。 ○上司を補佐しつつ、生活支援技術に関して後進スタッフのOJTを行うことができる。 ○様々な状況に関し、適切な報告を記述できるとともに、事例研究等で根拠を踏まえた意見を出すことができる。 ○利用者の心身の状況と社会生活環境をアセスメントし、個別性に応じた生活支援技術の提供が実施できる。	○ OJT に関する基本的知識 ○人材育成や自己研鑽に関する基本的知識 ○組織におけるチームマネジメントに関する基本的知識 ○リーダーシップやフォローアップに関する基本的知識 ○事例研究に関する基本的知識 ○介護過程に関する専門的かつ実践的な知識	○介護過程に基づいた、現状報告及び成果をチーム内外へ発信 ○意図的なコミュニケーション技術を活用し、利用者の日々の状況に合わせ、援助内容決定実施
レベル5	準学士レベル（介護福祉士レベル）	○利用者の残存能力を活用した自立に向けた個別介護や利用者に応じた個別のレクリエーションが提供できる。 ○上司の指示を踏まえて少人数のチームリーダーとして、日常業務に対し指示や記録業務ができる。 ○人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践ができる。 ○生活の継続性を支援する観点から、利用者が個々の状態に応じた生活を自立的に行うための支援ができる。	○心身状況に応じた自立に向けた生活支援技術に関する専門的知識 ○ ICF に関する基本的知識 ○介護過程に関する実践的知識 ○ボディメカニクスの原理（活用の視点）に関する基本的知識 ○心身の状況に応じたコミュニケーション技術に関する専門的知識 ○心身の状況に応じたレクリエーションに関する専門的知識 ○人生の最終段階にある人や家族に対する支援の知識 ○組織におけるリーダー的役割に関する基本的知識 ○チームマネジメントに関する基本的知識 ○記録・報告・連絡・相談に関する基本的な知識	○記録活用による現状報告、連絡、相談をチーム内にて共有管理 ○利用者の状況に合わせ、残存能力の活用を考慮した、見守り、一部援助、代行の援助内容決定 ○家族も含めた終末期に合わせた援助の展開

レベル4	（参考）介護福祉士国試受験資格保持者	○介護技術や家事介護技術を修得し、根拠に応じた、生活支援技術が提供できる。 ○利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具の活用、環境整備を行うことができる。 ○生活の楽しみを提供するレクリエーションの補助業務を行える。 ○終末期についての介護技術の基本を習得している。 ○基礎的な記録業務をおこなうことができる。	○自立に向けた生活支援技術に関する専門的知識 ○ ICF に関する基本的知識 ○介護過程に関する基本的知識 ○ボディメカニクスの原理（活用の視点）に関する基本的知識 ○心身の状況に応じたコミュニケーション技術に関する専門的知識 ○レクリエーションに関する基本的知識 ○終末期の介護に関する基本的知識 ○チームケアに関する基本的知識 ○記録・報告・連絡・相談に関する基礎的知識	○記録を活用し、チーム内にて現状報告、連絡、相談 ○レクリエーションを含め、利用者の状況に合わせた日常生活の内容充実のための援助の展開 ○介護過程を意識した意図的なコミュニケーション技術を活用し、利用者の状況に合わせ、見守り、一部援助、代行の援助内容提案 ○終末期に合わせた援助の展開
レベル3	（参考） ・何らかの介護研修終了・レベル２の経験１～２年以上	○上司やリーダーからの指示に基づき、日常的な生活支援技術の提供ができる。 ○基礎的な生活支援技術や家事介護技術を修得し、安全・安心を提供できる介護ができる。 ○居住環境整備の重要性について理解し実施できる。 ○実施したケアや気が付いた事について報告・連絡・相談ができる。 ○自分がおこなったケアについて記録することができる。	○生活支援技術（環境整備含む）に関する基本的知識 ○ボディメカニクスの原理に関する基本的知識 ○コミュニケーション技術に関する基本的知識 ○チームケアに関する基礎的知識 ○報告・連絡・相談に関する基礎的知識 ○ケア実施後の記録に関する基礎的知識	○記録を活用した現状報告、連絡、相談 ○適正温度・湿度、灯りや音を含めた生活環境整備 ○介護過程を意識した意図的なコミュニケーション技術を活用 ○ボディメカニクスを活用した身体介護を含め、利用者の状況に合わせ、見守り、一部援助、代行の基礎援助実施
レベル2	（参考）無資格・レベル１の経験数カ月程度	○介護に関する利用者との基礎的コミュニケーションができる。 ○基本的な（利用者のやり方に合わせた）生活環境整備ができる。 ○上司やリーダーの指示に基づいて、利用者に直接触れない介護の補助業務ができる。 ○基本的な家事援助の提供ができる。	○コミュニケーション技術に関する基礎的知識 ○家事援助業務に関する基礎的知識	○利用者の状況を含めた現状報告、連絡、相談 ○家事に関し、利用者の状況に合わせ、見守り、一部援助、代行の実施
レベル1	（参考）無資格・初心者	○利用者や他の職員に対し、挨拶ができる。 ○上司からの指示通り、指定場所の掃除や居住環境の整備ができる。 ○指示された内容以外にも、やってはいけない行動（利用者の安全を損ねたり、不快にさせる行動など）を行わない。 ○指示のもと、日常的な介護を実施するための事前準備や後片付けができる。	○日常生活上のマナーに関する基礎的知識 ○掃除や居住環境の整備に関する基礎的知識 ○介護を実施するための事前準備、後片付けの基礎的知識	○挨拶を含めた日常生活マナー ○掃除を含め、指示に合わせた日常生活の継続支援 ○記録（掃除の実施者・食事チェック表・排泄チェック表等）を含めた現状確認及び報告

7．考察

実際に、生活支援技術の資格枠組み表（RQF）案を作成するにあたり、参考にしたテキストや要項等の資料では、資格によって大きな差はなく、当初想定していたように、介護福祉士養成テキストから一部抜粋してものが介護職員初任者研修や実務者研修のテキストに使用されていた。

このことから、日本における介護職員の資格制度については、教育内容の違いがほとんどなく、整合性をもって段階的に教育内容を変えていない現状が明らかとなった。

また、生活支援技術の資格枠組み表（RQF）案の中身については、それぞれのレベル段階において、詳細な一つひとつの生活支援技術の内容を盛り込む

よりも、実際に現場で利用しやすいように、それレベルでの、持つべき能力、知識、技術について列挙した。

その反面、今後はこれにプラスして別表として、具体的な生活支援技術についても、資格枠組みを作ることで、現場で実際にチェックし、活用することができるのではないかと考える。

8．研究の限界と今後の課題

本研究においては、RQF（資格枠組み）を活用することで、介護業務効率化や介護人材の不足を解消できるのではいか、という仮説をもとに資格枠組みの活用に向けて、「介護を受ける一人ひとりの人権を最大限に尊重し、幸せな生活の実現を目指す。」介護の目的ともいえる「生活支援技術」に焦点化し考察を述べた。

RQF を一般化していくためには、教育と職業（介護実践）との融合を図る必要があり、そこに大きな意義がある。しかし、その点において本研究は、介護実践の場への調査研究にまで至っておらず、資格枠組みの現状の考察にとどまっている。よって今後、介護実践の場への調査が必要であり、今後の研究課題としたい。そして将来的には、日本の介護福祉士を専門職としてより高度化し、グローバルな視点で評価・認識されるために、EQF のフレームワークを念頭に介護福祉専門職の職務体系の構築を目指す必要がある。

引用文献

1）半田仁、吉田志保、小林桂子、齊藤美由紀、川廷宗之：「介護業務の分析及びその階層化に関する予備的研究２」。敬心ジャーナル、2019、第３巻第１号、pp107-pp113

2）吉田志保、半田仁、小林桂子、齊藤美由紀、川廷宗之：「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究１」。敬心ジャーナル、2019、第３巻第１号、pp.99-pp.105

3）厚生労働省　福祉基盤課福祉人材確保対策室、社会・援護局関係主管課長会議資料、資料、2019、pp.11、参考資料１-11

4）厚生労働省、職務分析実施マニュアル、2015。

5）厚生労働省、職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準　在宅介護業、施設介護業

6）厚生労働省、「介護職員資質向上促進事業」介護プロフェッショナルキャリア段位制度

参考文献

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会。介護福祉士養成課程 新カリキュラム 教育方法の手引き。2019.3

厚生労働省社会・援護局。実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/795012.pdf

介護保険最新情報　介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）の一部改正について Vol 636厚生労働省老健局振興課

太田貞司、上原千寿子、白井孝子編、「介護福祉士実務者研修テキスト」第２巻 介護Ⅰ　第２版、中央法規出版 ― 介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、2020年３月刊行

太田貞司、上原千寿子、白井孝子編、「介護職員初任者研修テキスト」第１巻　第３版、中央法規出版 介護のしごとの基礎、2020年９月刊行

太田貞司、上原千寿子、白井孝子編、「介護職員初任者研修テキスト」第２巻　第２版、中央法規出版 自立に向けた介護の実際、2020年９月刊行

介護福祉士養成講座編集委員会編、最新　介護福祉士養成講座　６「生活支援技術Ⅰ」、2019年３月刊行

介護福祉士養成講座編集委員会編、最新　介護福祉士養成講座　７「生活支援技術Ⅱ」、2019年３月刊行

介護福祉士養成講座編集委員会編、最新　介護福祉士養成講座　８「生活支援技術Ⅲ」、2019年３月刊行

厚生労働省、「介護職員資質向上促進事業」介護プロフェッショナルキャリア段位制度

受付日：2021年５月10日

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程

2016年12月20日決定・施行

第１条　学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）（以下、本誌という）の編集は、本規程の定めるところによる。

（名称）

第２条　本誌は、学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』（英文名 Keishin Journal of Life and Health）と称する。

（目的）

第３条　本誌は、原則として本法人傘下の学校教職員、職業教育研究開発センター研究員等の学術研究等の発表にあてる。

（資格）

第４条　本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、第３条に定める資格を得ていなければならない。ただし、別に定める編集委員会により依頼された論文はこの限りではない。

（発行）

第５条　本誌は、当分の間原則として１年１巻とし、２号に分けて発行するものとする。

（内容）

第６条　本誌掲載の内容は、原則として執筆要領に定められた範囲とする。

（編集）

第７条　本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」による学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が行う。

第８条　委員会は「職業教育研究開発センター運営規程」にしたがい、各学校およびセンターより２名を基本とし、加えて委員会より依頼する客員研究員などで構成する。委員長・副委員長・委員をおく。任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

第９条　委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

第10条　掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものとする。その際には、必要最小限の修正が認められる。

第11条　執筆者による校正は、原則として１回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送すること。

第12条　本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

（原稿料）

第13条　本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。また、原則的に論文掲載料は無料とする。しかし、編集および図表等の印刷上、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

（委員会の役割）

第14条　原稿の掲載は、委員会の決定による。

第15条　原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は規程に定められた手続きを経て文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

（執筆要領）

第16条　原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

（著作権）

第17条　本誌に掲載された著作物の著作権は学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。

（事務局）

第18条　委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局におく。

（委任規定）

第19条　本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

（規程の変更）

第20条　この規程を変更するときは、職業教育研究開発センター運営委員会の議決を経なければならない。

附則

1　この規程は、2016年12月20日より施行する。

2　職業教育研究開発センター事務局
〒169-0075　東京都新宿区高田馬場2-16-6
宇田川ビル６階
電話番号：03-3200-9074
メールアドレス：journal@keishin-group.jp

3　2021年２月17日第８条を改訂する。

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』投稿要領

1．投稿者資格

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第４条に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、投稿者資格を得ていなければならない。

2．投稿原稿の条件

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第６条に示す欄のうち、総説以外については、原則として学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第３条による自由投稿とする。

3．投稿原稿の規定

投稿する原稿は、未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は、認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。なお、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。

4-1．投稿申し込み（エントリー）締切（全原稿対象）

原稿投稿の申し込み（エントリー）締切は、査読の有無にかかわらず、６月末日発行の場合２月10日、12月末日発行の場合８月10日とする。「『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」を使用する。

4-2．投稿原稿の締切

投稿の締切は、毎年、６月末日発行の場合、３月10日（査読希望原稿)・５月10日（査読なし原稿)、12月末日発行の場合、９月10日（査読希望原稿)・11月10日（査読なし原稿）とする。

査読の結果、再査読の場合は掲載が遅れることもあるため、査読希望原稿は締切日以前の投稿が望ましい。

5．投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

１）執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること

２）投稿の方法：投稿はメール添付とし、投稿の提出先は職業教育研究開発センター事務局とする。

＊投稿原稿本体の PDF・Word ファイルおよび、次項に示す「投稿原稿チェックリスト」の PDF ファイル各１点をメールに添付して送信（１通のメールに、上掲２点を同時に添付することが難しい場合は、複数のメールに分けて提出することでも可)。

6．投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が決定する。

7．投稿原稿の掲載日

投稿原稿がフロ－チャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

8．倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）がある場合は、チェックリスト末尾の特記事項欄に明記する。倫理的事項に関する審議が必要な場合、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター倫理委員会で協議することもできる。

9．抜き刷りについて

原稿が掲載された者が、抜き刷りを必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお費用は自己負担とする。

10．投稿原稿の保存について

投稿された原稿および提出された電子媒体等は返却せず、２年間の保存のうえ、廃棄する。

11．海外研究欄

海外研究欄は職業教育等、その研究の動向の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。

12. 書評欄

書評欄は、国内外の職業教育研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。

13. 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人敬心学園が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載および希望者への本誌販売を許諾したこととする。

附則

1　この要領は、2016年12月20日より施行する。
2　2017年２月17日改訂（４．投稿原稿の締切）
3　2017年５月18日改訂（14．投稿原稿の電子配信および本誌の販売）
4　2017年10月20日改訂（４．投稿原稿の締切）
5　2019年６月７日改訂（５．投稿の手続き、８．倫理上の配慮について）
6　2019年12月９日改訂（４-１．投稿申し込み（エントリー）締切、４-２．投稿原稿の締切）
7　2020年12月15日改訂（４-１．投稿申し込み（エントリー）対象の明確化）

『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト

タイトル締切時チェック、編集事務局へ送付　(2/10．8/10締切)

年　　月　　日

お名前（　　）

原稿タイトル『　　』

原稿の種類　＊1つ選択して○印　2．は査読必須、4．7．は希望される場合のみ査読

（1．総説　2．原著論文　3．研究ノート　4．症例・事例研究　5．シンポジウム・学会研究会報告　6．評論　7．実践報告）

査読の有無　＊4．7の場合：査読希望→　あり　・　なし　（何れか選択）

J-STAGE 掲載　＊1．2は全掲載
3．4．6．7は希望原稿を掲載：希望→　あり　・　なし　（何れか選択）

＊人を対象とする調査研究などに該当する場合　必記載

研究倫理審査 No　　発行機関名

＊研究倫理審査を敬心学園職業教育研究開発センターで行うことも可能です。予めご相談ください。

投稿原稿入稿時チェック　（原稿に添付）

年　　月　　日

＊投稿原稿が、以下の項目に合致している場合、□の中にレ印を入れてください。

□ 縦置き A4判横書きで、20,000字相当＜1,600字（20字×40行×２段）×12.5枚＞以内であるか

□ 和文・英文抄録の記載漏れはないか
　英文のネイティブチェックはしているか（編集委員会が求める場合には、その証明書を添付する）

□ 図表・文献の記載漏れはないか

□ 文献は本文中に著者名、発行西暦年を括弧表示しているか

□ 文献の記載方法は投稿要領・執筆要領にそっているか

□ 同じデータ等に基づいた別の論文がある場合、資料として添付しているか
（□　非該当）

□ また類似のデータについての別の論文がある場合は、資料として添付し、その論文との関係性について本文で明記しているか
（□　非該当）

□ 査読を伴う原稿では、文献謝辞等を含めて投稿者を特定できるような記述をはずしているか、あるいは匿名としているか

□ 倫理指針に反していないか

□ 人を対象とする研究の場合など、倫理審査を要する研究では倫理審査状況を記載しているか

その他特記事項・・・

2020.12改

学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』執筆要領

１．原稿提出に際し

「投稿原稿チェックリスト」を併せて提出すること。提出がない場合、受け付けないものとする。

２．投稿原稿の分量

投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。（A4　12.5枚程度）

図表は1点につき原則600字換算とし、図表込みで20,000字以内を厳守すること。

３．投稿原稿の言語

原稿は、原則として日本語で書かれたものに限る。ただし、英語については協議の上、掲載を認めることがある。

４．投稿原稿の様式

投稿する原稿の執筆にあたっては、

⑴原則としてパソコンで作成し、縦置きＡ4判用紙に横書きで、1,600字（20字×40行×2段）×12.5枚以内とする。

⑵原稿の種類は、総説、原著論文、研究ノート、症例・事例研究、シンポジウム・学会研究会報告、評論、実践報告から選択する。

総説は原則編集委員会からの依頼、もしくは協議の上の掲載とする。

⑶投稿に際しては、3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）、所属、氏名、を記載すること。

⑷表紙の１枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員、ローマ字併記）、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先（住所または電子メールアドレス）を執筆一覧に入れるが、希望しない場合はその旨を明記すること。

⑸表紙の２枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する。

⑹総説、原著論文の表紙の３枚目には、英文概要ならびに英文キーワード（5 語以内）を記載する。なお、その他についても、英文概要ならびに英文キーワード（５語以内）を記載することができる。英文概要は200語前後。校閲・ネイティブチェックは執筆者の責任で行うものとする。

＊投稿時に申し出ることで、ネイティブチェックを自己負担で受けることができる。

⑺修正後、掲載決定した最終原稿は、Word 及び PDF で保存した電子媒体にて投稿する。

図表を本文とは別に提出する場合は、図表の挿入箇所を本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。

５．文章の形式

文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記形式は、執筆者が準拠とした学会の執筆要領によること。

ただし「引用文献」は J-stage 掲載の為、簡潔にまとめて表記してください。

例　日本語文献の場合

○○著者名○（000発行年000）「○○タイトル○○」『○○ 文献名○○ 』第○○号、00－00頁、○○出版社 名○○。

英語文献の場合

Taro Keishin (2018) “aaa bbb（タイトル）cccc” *Keishin Journal of Life and Health（書名は必ずイタリック）Vol.00, No.0,* America（国名）

＊聖書の翻訳本文は勝手に改変されたり、訂正されたりしてはなりません。また誤記や誤字も注意しなければなりません。聖書の翻訳本文の引用、転載の際には必ず出典の明記が義務づけられます。

例）日本聖書協会『聖書 新共同訳』 詩編□編□節

日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』 マタイによる福音書○章○節　など

参考）ＳＩＳＴ02「科学技術情報流通技術基準　参照文献の書き方」

６．倫理上の配慮について

投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または

注に明記すること（※）。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

（※）人を対象とした研究の場合、所属する組織や団体などで倫理審査を受けていることが前提となるが、その倫理審査状況を記載する。

7．著作権

原稿に、執筆者以外が著作権を保持する著作物の相当な部分（評価尺度全体など）の引用や翻訳が含まれる場合は、その著者および著作権者から許諾を得たことを示す書類（電子メールも可）のコピーを添えて投稿するものとする。

8．査読を伴う投稿原稿の二重秘匿性

査読を伴う投稿論文の査読は、執筆者名等を匿名にて行うため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、執筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。

9．査読による修正の要請

査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

10．原稿の書式

原稿の書式は、以下のとおりである。

⑴注・引用文献等もすべて本文と同じ文字サイズ、同じ字詰めで印字する。なお、英数字は原則として半角とする。

⑵原稿は、無記名で、「本文、注、引用文献、図表等」の順に記載する。

⑶各頁の下中央部に、頁番号を印字する。

⑷論文の構成

＊節 1・2・3…（数字の前後に「第」「節」は付さない）

＊小見出し（1）・（2）・（3）…

＊以下は、(a)・(b)・(c) …

＊本文中の箇条書きなどは、①・②・③…を用いる

⑸年号は西暦表記を基本とする。和暦を併記する場合は、1987（昭和62）年とする。ただし、必要に応じて「昭和50 年代」などの和暦表記を用いる。

⑹数の量などを表す数字の表記は、単位語（兆、億、万）を付ける。カンマは入れない。

例：12億8600万人、15兆300 億円

幅のある数字を記す場合は、上位のケタの数を省略しない（ただし、年代はこの限りではない）。

例：130〜150万（130〜50万とはしない）、1970〜80 年

11．要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

附則

1　この要領は、2016年12月20日より施行する。

2　本要領第 4 の⑷にかかわらず、平成29年度に限り「臨床福祉ジャーナル」「研究紀要」「子ども学論集」の原稿種類についても投稿を認めるものとする。

3　2017年 1 月13日編集委員会にて改訂

4　2018年 6 月28日編集委員会にて改訂（文書の形式 引用文献の記載について）

5　2018年10月26日編集委員会にて改訂（投稿原稿の言語およびネイティブチェックについて）

6　2018年12月14日編集委員会にて改訂（投稿時のネイティブチェックについて補足）

7　2019年 6 月 7 日編集委員会にて改訂（投稿原稿の分量や様式、書式について、倫理上の配慮について補足）

研究倫理専門委員会規程

（設置）

第１条　職業教育研究開発センター運営規定第７条に基づき、研究倫理専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員会の任務）

第２条　委員会は、別に定める「職業教育研究開発センター研究倫理規程」にもとづき、研究の実施計画等（以下「研究計画等」という。）の研究倫理に関する適否その他の事項について審査を行う。

（委員会の構成）

第３条　委員会は次の委員をもって構成する。

（1）本学園各校より各々１名以上

・日本医学柔整鍼灸専門学校
・日本福祉教育専門学校
・日本リハビリテーション専門学校
・臨床福祉専門学校
・日本児童教育専門学校

（2）その他外部の有識者より若干名

２　委員の任期は原則２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長および副委員長）

第４条　委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は委員の互選とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、その職務を代行する。

（委員会の成立および議決要件）

第５条　委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の３分の２以上の合意をもって決する。

２　委員は、自らが研究代表者、共同研究者及び研究協力者となる研究にかかる審査に加わることができない。

３　委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。

（審査の手続き等）

第６条　研究計画等の審査を希望する研究者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」（様式１・２）等を事前に委員長に提出する。

２　委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

（審査の判定）

第７条　審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

（1）承認
（2）条件付き承認
（3）保留（継続審査）
（4）不承認
（5）非該当

（審査手続きの省略）

第８条　委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

（1）申請中の研究計画等の軽微な変更に係わる審査
（2）委員会において承認済みの研究計画等に準じた研究計画等に係わる審査
（3）対象者に対する日常生活で被る身体的または心理的もしくは社会的危害の可能性の限度を超えない範囲の危険であって、社会的に供される種類の最小限の危険を含まない研究計画等に係わる審査

２　前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員２名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。

３　前項に規定する審査結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。

４　本条第２項に規定する審査の結果が、前条第１号に規定する「承認」および「非該当」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付したうえで再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

（審査結果）

第９条　委員長は、審査結果を速やかに申請者に通知するとともに、職業教育研究開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という）へ報告する。

２　委員長は、運営委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行わなければならない。

３　研究者および対象者等は、決定内容に疑義があるときは委員会に説明を求めることができる。

（再審査）

第10条　審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

（研究遂行中の審査）

第11条　委員会が第７条第１号または第２号の判定を行った研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

２　研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は審査の申請を受け付ける。

３　第６条、第７条、第９条および前条の規定は、前２項の場合に準用する。

（実施状況の報告および実地調査）

第12条　委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

２　委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているか否かを随時実地調査することができる。

（研究等の変更または休止の勧告）

第13条　委員長は、研究遂行中に各委員が研究計画等の変更または休止の意見を述べた場合には、その意見をふまえて研究等の変更もしくは休止を勧告し、再調査することができる。

（議事要旨等の公開）

第14条　委員会における研究課題名、申請者、研究機関および審査の結果等の議事要旨、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。

２　前項にもかかわらず、対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護、または競争上の地位保全に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（記録の保管）

第15条　委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き５年間とする。

２　保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、５年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

３　保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

４　記録、保存又は廃棄の手続きは適正に処理する。

（守秘義務）

第16条　委員は、申請書類などに表れた対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を在職中およびその職を退いた後のいずれにおいても他に漏らしてはならない。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定め、これを協議する。

（改廃）

第18条　この規程の改廃は、研究倫理専門委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会で決定する。

付　則

１．この規程は、2017年９月１日から施行する。

２．2018年11月16日改訂

職業教育研究開発センター研究倫理規程

（目的）

第１条　この規定は、職業教育研究開発センター（以下「センター」という。）において実施する人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動および態度について、センター運営規定の第７条（専門委員会）の４に基づき、倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規定において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この規定において「人を対象とする研究」とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日、文部科学省・厚生労働省告示第３号）」による、人または人由来試料を対象とし、併せて個人または集団を対象にその行動、心身もしくは環境等に関する情報およびデータ等（以下「個人の情報およびデータ等」という。）を収集または採取して行う研究をいう。

(2) この規定において「研究者」とは、職業教育研究開発センター研究員のほか本学園の教職員、本学園で研究活動に従事する者等をいう。

(3) この規定において「対象者」とは、人を対象とする研究のために、個人の情報およびデータ等を研究者に提供する者をいう。

（研究者の説明責任）

第３条　研究者は、対象者に対して研究目的および研究計画ならびに研究成果の発表方法等について、対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

２　研究者は、対象者が何らかの身体的もしくは精神的負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第４条　研究者は、予め対象者の同意を得ることを原則とする。

２　対象者の同意には、個人の情報およびデータ等の取扱いならびに発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。

３　研究者は対象者に対し、研究実施期間中において対象者が不利益を受けることなく同意を撤回し、研究への協力を中止する権利および当該個人の情報またはデータ等の開示を求める権利を有することを周知しなければならない。

４　研究者は、対象者本人が同意する能力に欠けると判断される場合には、本人に代わる者から同意を得なければならない。

５　対象者が同意を撤回した場合は、研究者は、当該個人の情報またはデータ等を廃棄しなければならない。

（利益相反）

第５条　研究者は、利用者の人権に配慮し、利益相反に留意しなければならない。

（第三者への委託）

第６条　研究者は、第三者に委託して個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、この規定の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

（授業等における収集および採取）

第７条　研究者は、授業、演習、実技、実験および実習等の教育実施の過程において、研究のために対象者から個人の情報およびデータ等を収集ならびに採取する場合、同意を得なければならない。

（改廃）

第８条　この規定の改廃は、研究倫理専門委員会の議を経て、職業教育研究開発センター運営委員会が決定する。

付　則

この規定は、2017年９月１日から施行する。

様式１　　20210319改

受付番号	

研究計画等審査申請書（人を対象とする研究）

年　月　日提出

研究倫理専門委員会 委員長 殿

申請者	所属・職名：
	氏名：　　印
	連絡先：　　/ ✉

申請にあたって事前確認　＜研究する申請の範囲及び他の倫理委員会における審査状況＞

申請する研究範囲　何れかに☑	
□研究全体の審査申請	□分担部分のみの審査申請 分担部分以外の審査状況を記載 *研究計画を下記に付記する際、研究概要欄に研究全体の目的や意義についても付記する

＊研究計画変更申請の場合は、変更箇所に下線を付すこと。

下記の課題について、☑をした下記資料を添付し、審査申請いたします。

□	対象者・施設等への研究協力依頼書	必須	資料番号：
□	質問紙	必須	資料番号：
□	調査協力同意書・同意撤回書	無記名の書面アンケート等の場合は不要	資料番号：
□	研究実施計画書	任意	資料番号：
□	その他；	必要に応じ添付	資料番号：

記

１．研究課題　　＊該当の□欄に✔印

①では課題と併せて副題がある場合には記載をする

①課題名			
②研究期間	始期	終期	
	年　月　日 ～　年　月　日		
	*申請の始期よりも承認日が後の場合は、研究の始期は承認日からになります。		
③研究費	□	学内予算	予算名称；
	□	外部資金	団体名、研究費名；
	□	自費	
	□	その他	

④審査事項	□	新規	
	□	再申請	委員会審査結果による再申請 受付番号；
	□	継続	すでに承認されている研究計画の変更等 受付番号；

2．研究の実施体制 （申請者による個人研究の場合、記入不要）

①研究代表者（研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者）

所属； 職名； 氏名；

②研究実施代表者、研究実施関係者

（研究機関以外において既存試料・情報提供のみを行う者及び委託を受けて研究に関する業務の一部に従事する者を除く）

所属	職名	氏名	役割*分担者や協力者の場合その旨記載

③共同研究機関(研究計画に基づき、当該研究により対象者から試料、情報を取得し、他の研究機関に提供を行う機関も含む)
責任者を置く場合はその氏名を下欄に記載

機関名		責任者名	

3．研究概要

①研究の目的、意義（研究の背景または問題提起、科学的合理性等の概要を簡潔に記載する）

②対象者および選定方法（募集文案等がある場合は添付する）

対象者に未成年者または民法上の被後見人等の有無
⇒ □有 □無
＊現行の成人年齢は 20 歳（未成年の場合、親の同意が必要）、2020 年 4 月以降、民法改正により成人年齢は１８歳となります。

内訳	□ 成人(名程度)	□ 未成年（ 名程度）
	□ 民法上の被後見人等(名程度)	

対象者の特性、選定の基準	
選定・募集方法	

③研究方法（概要を簡潔に記載すること。「別紙参照」は不可）
④調査実施場所
⑤調査対象者に求める事項（被験者の実体験） 対象者がどのような手順で研究協力を依頼され、どういう形で研究協力するのか、時系列で記載する。

4．研究実施における倫理的配慮

①研究協力のインフォームド・コンセントの手続き（研究協力依頼・説明と同意の取得方法） （対象者または代諾者が、当該研究に関して、その目的及び意義ならびに方法、負担、予測される利益・不利益等について十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて研究者等に対し与える当該研究実施等に関する同意）	
依頼・説明対象	□対象者個人(本人)　□ 対象者の代諾者(保護者、後見人等) □ 対象者の所属団体(施設責任者、団体・組織の長等) □ その他 （　　）
手段	□ 書面のみ　□ □頭と書面の両方（推奨）　□ その他（　　）
方法（依頼書や同意書等の場合は添付）	(資料番号・書類名)
該当の場合は記載	代諾者がインフォームド・コンセントを行い本人からも同意を得る場合（対象者がその理解力に応じたわかりやすい言葉で研究に関する説明を受け、理解し賛意を表すること）
	手段および方法（書面等の場合は添付）
研究の途中で協力をやめる場合の具体的な意思確認の方法と不利益を受けないことを保証する方法	
対象者からの相談等を受ける際の担当者・連絡方法	

②対象者との関係、利益相反の状況

対象者・対象団体等との間に適正な研究遂行に影響を及ぼしうる恐れのある関係の有無

□なし □あり⇒次欄にその関係と適正な研究遂行とみなされるためにとる措置を記載

関係	
措置	

③対象者に生じる負担ならびに予測されるリスクおよび利益と当該負担およびリスク最小化の対策
ⅲに関しては、基本的に社会科学系では不要。但しリスクがある場合は記載

ⅰ）負担、リスクの内容（身体的、精神的な負担・苦痛や社会的差別、財産的な不利益等）

ⅱ）負担、リスクを無くすあるいは最小化するための対策

ⅲ）負担、リスクが実際に生じた場合の対策
（実験中の事故の救急要請の段取り、健康被害に対する補償の有無とその内容、保険加入の有無など）

ⅳ）対象者にもたらされることが期待される利益（謝礼を除く新たな知見等客観的に利益と判断されるもの）

ⅴ）報酬等の有無・内容

□なし □あり⇒報酬内容(金額、物品等名)と交通費等の実費以外に支払う場合(金額設定の根拠・妥当性)

④個人情報等の取扱い （特定の個人に不利益を与えないために、下記を確認）

ⅰ）収集する個人情報の内容

⇒①～③が有る場合は、その番号と内容を記入。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日、音声、動画等で特定の個人を識別できるもの。

②他の情報と照合することで特定の個人を識別できるもの。

③ゲノムデータ、生体情報をデジタルデータに変換したもの、パスポート番号、基礎年金番号、マイナンバーなど特定の個人を識別できるもの

ⅱ）データ・試料、情報(個人情報等含む)の保管・管理と廃棄

保管方法	
管理保管責任者	
廃棄時期	
廃棄方法	

⑤第三者へのデータ収集や分析等の研究に関する業務委託	
□なし　□あり⇒下欄に当該業務内容と委託先および監督方法・内容を記載	
業務内容	
委託先	
委託先の監督方法 （個人情報の取扱等に関する委託時の確認方法、業務終了後の取扱等）	

5．研究に関する情報公開および開示

①対象者等から求めがあった場合の情報開示	
対象者	□本人 □代諾者(保護者、後見人等) □対象者の所属団体(施設、団体の責任者等) □その他 （　　）
方法と内容	
②社会（学会、一般社会等）に対する情報公開	
方法と内容 ①成果公表②説明責任の観点からの記載	
研究成果の公開 （予定している学会、学術誌の名称、時期）	

6．その他

特記すべきことがあれば記入；

様式２

研究に関する事前チェックシート

このチェックシートは、「人を対象とする研究」を開始するにあたり、職業教育研究開発センター研究倫理規程に基づく『研究倫理審査専門委員会』による倫理審査への申請が必要となるか否かについて、研究の手順に沿って自己判断するものです。

以下の＜A＞および＜B＞の設問にお答えください。

＜A＞の基本事項に「はい」がある場合は、研究を実施すること自体ができませんので、基本事項が「いいえ」となる研究計画としたうえで、＜B＞を回答してください。＜B＞に一つでも「はい」があると、委員会審査の対象となります。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年 12 月 22 日、文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)」および「職業教育研究開発センター研究倫理規程」を熟読の上、審査を受けるかどうか検討してください。

なお、法令、諸官庁の告示、指針等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請を行わなければなりません。不明な点がありましたら、職業教育研究開発センター（03-3200-9074）までお問い合わせください。

☆全般的な留意事項

⑴研究者代表または学生を指導する教員は、上記指針および本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導又は助言を行ってください。

⑵学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断してください。

＜A＞基本事項(下記の項目が「いいえ」となるように計画してください)

対象者は依頼に対する同意の後に、撤回や辞退することで不利益を生じるなど、自由に撤回や辞退することができないものですか。	□はい □いいえ

＜B＞以下の項目において全て「いいえ」である場合は倫理審査の対象にはなりません。

① 対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神的・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がありますか。	□はい □いいえ
② 対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える不快感または不便を強いる可能性がありますか。	□はい □いいえ
③ 対象者との間に、例えば研究者が対象者の教師・同僚・雇用主、または親族等として、対象者との間に何らかの力関係や利害関係といった利益相反がありますか。	□はい □いいえ
④ 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与える恐れのある情報の収集など、対象者に潜在的に不利益となるようなものですか。	□はい □いいえ
⑤ 個人にかかわる情報を収集するもので、その結果、個人が特定される可能性があるものですか。	□はい □いいえ
⑥ 交通費や時間の合理的な費用弁償を除く謝金または他の金銭的誘因を対象者に支払うものですか。	□はい □いいえ
⑦ 科学研究費等の公的研究費や民間団体ほかの研究資金提供先、発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程などから、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか。	□はい □いいえ
⑧ アンケート・インタビュー・観察等により研究に用いられる情報を収集するものですか。	□はい □いいえ

＊倫理審査への申請を行う場合は、本チェックシートを申請書に添付願います。

読者からのご指摘について

下記論文は、敬心・研究ジャーナル　第３巻第２号に掲載されたものです。この論文に対し、編集委員会あて、一読者から「引用された事実に誤りがある」との指摘が2020年11月になされました。

これを受け、編集委員会では著者に見解を求め、前号では、同ジャーナル第４巻第２号発行時点での報告を掲載いたしました。その後もメールおよび郵送による連絡を行ったところ、５月24日に、下記の反論文（ご見解）が送られてきました。

編集委員会では、この反論文（「読者からのご指摘」への見解）を以下に掲載することといたしました。

なお、ご指摘いただいた一読者へも編集委員会より、この内容をご連絡さしあげております。

記

滝川　一廣（2019).〈児童虐待〉は増えているのか
敬心・研究ジャーナル，３（２），１－８.

以上

敬心・研究ジャーナル編集委員会

＊―＊

「読者からのご指摘」への見解

滝　川　一　廣

貴重なご指摘を戴きながら、回答が遅くなってしまったことを、まずお詫びしなければなりません。

「虐待相談対応」件数は右肩上がりに上昇しながら、ここ十数年「虐待死」発生件数は少しも増えていない、このギャップをどう考えるかが拙論の骨子でした。

なお、執筆後のデータですが、総務局「要保護児童数と18才未満人口に占める割合の推移」（2020.12）によれば、要保護児童も、平成20年度（46,435人、0,22％）から30年度44,258人、0.23％）までの10年間少しも増えていません。虐待相談対応件数の激増と実際に保護を要して社会的養護に委ねられる児童の非増加という矛盾。これも同じ問題です。「相談対応件数」は虐待問題の実態を正しく反映しているのだろうか？という疑問がでてきます。

それに対するわたしの考えは、①「虐待相談対応件数」＝「虐待の認知件数」ではなく、実際には虐待ではなかった誤通告も対応件数に入っているのではないか。②どこまでを「虐待」と判断するかの基準（定義）のほうが拡大されてきたのではないか、というものでした。読者からのご指摘は、①は誤りではないかというものです。

すなわち、厚労省の「福祉行政報告記入要領およ

び審査要領」には「養護相談の理由は、必ず判定会議の結果により分類すること」と記されている。従って相談対応件数の数字は「単なる通告件数ではなく、安全確認や、医学診断、心理診断等も含む判定会議の結果で、対応の述べ件数ではありません」というご指摘です。児童相談所が厚労省にどの時点での件数を報告しているかの問題で、ご教示の「記入要領および審査要領」の文言に従えば、確かに判定会議後の件数報告となります。

しかし、拙論で引用したのは平成９～29年度のグラフなのにご教示の「記入要領および審査要領」（資料１）は平成30年度のものでしたから、その文言を根拠に「誤り」と断ずるのは早計かもしれません。もっと前の、できれば相談対応件数の公表が始まった当初の文言を確かめる必要があります（ネットで検索しましたが残念ながら見つからず、確かめられていません）。

わたしは、虐待防止法制定以前ですが、名古屋市の児童相談所と併設児童福祉施設（現・児童心理治療施設）に10年ほど奉職していました。記憶に誤りがなければ、当時は各種の相談種別の仕分けは、受理会議でなされたと存じます。児相の相談種別とは本来「診断」の分類ではなく、「主訴」の分類ですから受理会議で決められたのです。「児童相談運営指針」では通告は受理会議で検討するとされており、従って虐待通告された事例は受理会議で吟味の上、明らかに「虐待」ではないと判断されたものを除いて「虐待相談」に種別分類され、その件数が厚労省に報告されると理解していました。虐待通告の受理にはオーバートリアージ（万が一の見逃しを避けるために誤認が混じるのをおそれず大きく網をかける）が可とされますから、そこには結果的には誤通告だった事例も入ってくるのです。

このわたしの理解の傍証に、「平成27～28年度 全国児童相談所長会議委託定例調査　虐待通告の実態調査」（平成30年）があります。児相の通告受理の問題点を分析した研究です。その中に「全国児童相談所の合計通告件数の推移と平成28年度合計件数の予測区間と実測値」というグラフがあり、そこに「通告の実測値」と記された数字は、厚労省の「相談対応件数」の数字と合致しています。相談対応件数とは通告の受理件数だった可能性が示唆されます。児相長会議の委託で全国の児相が協力した調査研究ですから、まさか間違いではないでしょう。

しかし、現場に直接確かめるのが一番ですので、ご指摘を戴いた後、数年前まで児童相談所の管理職を務めていた知人にどの時点での件数を報告していたかを尋ねてみました。「受理会議での受理件数だった」との返事でした。昔、氏が厚労省に問い合わせたところ、「受理会議で虐待と判断された件数でよい」とのことだったそうです。

以上を勘案すれば、引用したグラフの虐待相談対応件数とは虐待通告の受理件数であり、従ってオーバートリアージによる誤通告も入っている件数と考えたほうが妥当ではないでしょうか。

ご教示の「要領」の文言との矛盾については、二つほど可能性が想像されます。一つはそれまでは受理件数でカウントされていたものが、30年度から「判定会議の結果で分類されたもの」に改められた可能性。もう一つは、この文言自体は前からあったものの、文言どおりにいかぬ何らかの事情が潜んでいた可能性です（たとえば、相談種別の報告は行政統計が目的ですが、判定会議や援助方針会議の結論まで待つと年度を跨ぐ件数が多くなり年度統計を出すのが困難といった実務的問題とか）。具体的に調べたわけでなく、あくまで想像ですが。

もう一つ読者から戴きましたのは、福祉行政統計には⑴「通告件数（誤報含む）」、⑵「相談件数（年度内複数対応は重複して計上）」、⑶「相談対応件数（最終値）」の数値が記されていることを根拠に、認知した〈虐待〉の「実数」を厚労省が公表していないという拙論の記述は誤りというご指摘です。⑴→⑵→⑶と絞り込まれて、最後の⑶は「実数」を示しているというご主旨かと存じますが、ここまで理由を挙げましたように⑶は受理された件数だったのではないかと推察されるのです。これまでわたしの探したかぎりでは、「認知された虐待の実件数」とはっきり内容を明示して厚労省が公表した数字はないと思います。

遅くなってしまいましたが、拙論で言葉足らず説明不足だったところをあらためて補足できる機会を与えて戴けたことに深く感謝いたします。

編集後記

敬心・研究ジャーナル第５巻第１号（通巻第９号）をお届けします。今回は、職業教育研究の泰斗であられる名古屋大学名誉教授であり、職業教育学会の前会長でもあられる寺田盛紀先生にご執筆いただけました。期待にたがわず、素晴らしい論文をいただき、職業教育研究を目指す多くの方々に参考になるかと思います。

投稿論文も、査読論文が２件、症例事例研究が１本・実践報告が１本・研究ノート５本が掲載にこぎつけました。申し込みはあったのですが、最終的に間に合わなかった論文も３本ありましたが、それぞれの熱心な取り組みに感謝いたします。

編集に取り組みながら、これらの論文には反応が欲しいなと考えました。各号の論文に関してのご意見をいただき、多くの方々に読まれているのだとホッとしました。が、そういう手ごたえがないと投稿者ももう一つ熱が入らないだろうと思います。一つの方法として、Letter to the Editor という方法もあるそうですが、執筆者同士や執筆者との意見交換にはなりにくいようです。いずれにせよ、研究ジャーナルは読まれなければ意味はありません。読んでいただけたら、ご意見の交換などがあったほうが執筆者の皆さんも励みになるかと思います。その意味で、本誌では執筆者の連絡先を巻末で公表していますが、もう少し積極的な討論の場にならないか、その方策も少し検討してみたいと思います。

読者の皆様からも、何か提案があれば、編集委員までご連絡いただければ幸いです。

最後に、コロナはまだ猛威を振るっています。読者の皆様におかれましても、充分お気をつけられるようお祈り申し上げます。

編集委員長　川廷　宗之（職業教育研究開発センター・センター長）

本号より事務局担当の一人に加わりました。

投稿された論文が形になるまでの間には、著者、査読者、編集委員、研究倫理専門委員、指定印刷業者との連絡が繰り返されます。コロナ禍、感覚的な気づきも多くありました。『敬心・研究ジャーナル』を支えてくださる皆様のご理解とご協力に拝謝いたします。

多様な形式を認めている本誌が、投稿者の頑張りに報いるような存在であることを祈りつつ、ご投稿を心よりお待ちしております。

（事務局　橋口三千代）

―「敬心・研究ジャーナル」査読委員一覧（50音順：敬称略）（2021．6．1現在）―

阿久津　摂	安部　高太朗	天野　陽介	伊藤　正裕	稲垣　元	井上　修一
上野　昂志	大川井　宏明	大谷　修	大谷　裕子	岡﨑　直人	小川　全夫
奥田　久幸	小関　康平	川廷　宗之	菊地　克彦	木下　美聡	近藤　卓
坂野　憲司	佐々木　清子	佐々木　由恵	島津　淳	白川　耕一	白澤　政和
杉野　聖子	鈴木　八重子	高塚　雄介	武井　圭一	東郷　結香	永嶋　昌樹
中西　和子	西村　圭司	橋本　正樹	浜田　智哉	原　葉子	町田　志樹
松永　繁	水引　貴子	南野　奈津子	宮嶋　淳	八城　薫	安岡　高志
行成　裕一郎	吉田　志保	吉田　直哉	渡邊　眞理		

―「敬心・研究ジャーナル」学校法人敬心学園　編集委員会（2021．6．1現在）―

委 員 長　川廷　宗之　（職業教育研究開発センター、大妻女子大学名誉教授）
副委員長　阿久津　摂　（日本児童教育専門学校）
委　　員　小泉　浩一、黒木　豊域、浜田　智哉（日本福祉教育専門学校）
　　塩澤　和人、山田　　慶（日本リハビリテーション専門学校）
　　木下　美聡、天野　陽介（日本医学柔整鍼灸専門学校）
　　水引　貴子　（日本児童教育専門学校）
　　有本　邦洋　（東京保健医療専門職大学）
事 務 局　橋口三千代、杉山　真理（職業教育研究開発センター）

〈執筆者連絡先一覧〉

職業教育とキャリア教育及び高等教育との関連
― 政策形成への関与を振り返って ―
名古屋大学　名誉教授　寺田　盛紀
E-mail：hanasato2020@lemon.odn.ne.jp

地域包括ケア病棟入院患者の入院時 BMI は ADL 能力の予測因子である
医療法人桜十字　桜十字病院　宇野　勲
〒861-4173　熊本県熊本市南区御幸木部1-1-1
Email：u1988916@gmail.com

鯨岡峻による「接面」の人間学における間主観的な理解の非対称性
郡山女子大学短期大学部　安部　高太朗
〒963-8503　福島県郡山市開成3-25-2
E-mail：hkkateiron@gmail.com

特別養護老人ホームでの業務上過失致死被告事件
― 間食後に死亡したケースで問われた職員の刑事責任 ―
日本社会事業大学 社会福祉学部　梶原　洋生
〒204-8555　東京都清瀬市竹丘3-1-30

地元自治会と大学理学療法学科の連携事業
― マンション集会所で行う健康寿命延伸を目的とした地域在住高齢者への運動指導 ―
大阪人間科学大学　人間科学部　理学療法学科　奥　壽郎
E-mail：t-oku@ohs.kun.ac.jp

1989年改訂幼稚園教育要領の基底としての河野重男の幼児教育論
― 生涯学習社会論の文脈における ―
大阪府立大学　　吉田　直哉
〒599-8531　堺市中区学園町1-1　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類
E-mail：naoya_liberty@yahoo.co.jp

林健造の幼児表現指導論の背景に存する人間学
大阪府立大学　吉田　直哉
〒599-8531　堺市中区学園町1-1　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類
E-mail：naoya_liberty@yahoo.co.jp

促通を目的としたセルフエクササイズの効果
― コロナ禍における大学オンライン授業の実践例 ―
早稲田大学　非常勤講師　包國　友幸

愛の実践者たち
― 自己中心性からの脱却 ―
学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター客員研究員
中島　広明
E-mail：tamago292000@yahoo.co.jp

介護職における生活支援技術の職務内容（資格枠組み）の階層化に関する予備的研究
学校法人　佐野日本大学学園　佐野日本大学短期大学　総合キャリア教育学科
社会福祉士・介護福祉士フィールド　吉田　志保
〒327-0821　栃木県佐野市高萩町1297
E-mail：shiho.yoshida@sano-c.ac.jp

敬心・研究ジャーナル　第５巻 第１号

2021 年 6 月 30 日　発行

編集委員長　川廷宗之
〒 169-0075
東京都新宿区高田馬場 2-16-6 宇田川ビル 6 階
学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター
電話 03-3200-9074 FAX 03-3200-9088

印刷・製本　城島印刷株式会社
〒 810-0012 福岡市中央区白金 2-9-6
電話 092-531-7102 FAX 092-524-4411

http://www.keishin-group.jp/